第四款　稅制整理

大正九年春の恐慌以來我國財界の不況は年を逐うて益〻甚だしく、農村の疲弊亦愈〻深刻となり、之に伴ひて國民負擔の輕減を要望する聲は漸く高からんとするに至りしが、會〻既述の如く華盛頓會議の結果海軍軍備の縮小斷行せられ、之に應じて陸軍軍備も亦整理縮小せらるることとなり、之が爲め政府は大正十二年度豫算に於て陸海軍合計七千九十九萬餘圓の經費節減を行ふ計畫を立つるに至れり。玆に於てか世論は此等陸海軍軍備の縮小整理に依りて得らるべき歲計上の餘裕を以て、過去に於て戰爭と軍備擴張とに因りて著しく增嵩せる國民負擔の輕減に充てんことを期待して、玆に減稅の要望は愈〻熾烈となるに至れり。然るに政府は大正十二年度の豫算計畫を立つるに當り、前記軍備縮小に因る歲計上の餘裕は行政整理の實行に因る餘裕と共に、之を義務教育費國庫負擔額の增加、國債償還基金繰入の復活、其他時勢の必要に應ずべき諸般の積極的施設に使用することと爲し、特に之を以て專ら國民負擔の輕減に充つるが如き方針を採らざりしが、而も當時の租稅制度に就ては之が整理改善を要するもの甚だ多きを認め、其の中特に整理の急を要すと認むるものに就き、應急的に局部的の稅制整理を行ふことと爲し、結果に於て約千五百萬圓の輕減を行ふの計畫を立てたり。斯くて此の計畫に基き大正十二年一月第四十六回帝國議會に對し所得稅・營業稅・賣藥稅・印紙稅の各改正案、竝に石油消費稅の廢止案を提出したり。今其の要綱を掲ぐれば左の如し。

(一)　所得稅の改正

(イ)　銀行預金に就ては從來定期預金利子のみが第二種の取扱を受け、其他の預金は貯蓄預金を除く外總て

除く外は總て其の利子は第三種所得として綜合課稅せられしを改め、貯蓄預金を除く外總ての銀行預金の利子を第二種所得として課稅することとせしこと。

(ロ)　保全會社にして其の留保所得が一定金額以上に達する場合には、之を株主又は社員に配當せしものと見做し、各個人に對し綜合課稅することとせしこと。

(二)　營業稅の改正

(イ)　課稅標準及稅率を改正したること。卽ち倉庫席貸・料理店及旅人宿の四業を除き、其他の營業に關しては總て建物賃貸價格を課稅標準より削除すると共に、物品販賣業の稅率を据置とし、且製造・印刷・出版及寫眞の四業に就き其の資本金額に對する稅率を一割方引上げたるを除き、他の總ての營業に就き資本金額・運轉資本金額・建物賃貸價格及報償金額に對する稅率を低減し、本稅全體を通じて差引平均約二割八分方の輕減を行ひしこと。

(ロ)　其の年に於ける營業利益が其の年分營業稅額に達せざるときは、營業者の請求に依り其の不足額に相當する營業稅を免除する規定を新設せしこと。

(ハ)　其他課稅標準の決定に關する手續、營業稅調査委員の選擧に關する規定、罰則等に改正を施せしこと。

(三)　印紙稅の改正

經濟事情の變遷に伴ひ課稅最低限度を昂め、各種の證書・帳簿に對する稅率を改め、罰則等の改正を行ひしこと。

(四)　賣藥稅の改正

賣藥營業稅を廢止し、賣藥の製造に就ては一般の營業稅法に依り營業稅を課し、賣藥の販賣に就てのみ從來の如く賣藥(印紙)稅を課することと爲せしこと。

(五)　石油消費稅の廢止

下層階級の負擔を輕減する趣旨を以て石油消費稅を廢止すること。

右に對し衆議院は所得稅及營業稅に就き些少の修正を加へ、他は全部原案を可決し、貴族院亦之を可決せしを以て、以上諸稅の改正又は廢止に關する法律は何れも大正十二年三月を以て公布せられ所得稅・印紙稅の改正及石油消費稅の廢止に關しては大正十二年四月一日より、營業稅の改正に關しては同年三月三十一日より、賣藥稅の改正に關しては大正十三年一月一日より施行せられたり。而して以上諸稅の改廢の結果大正十二年度に於て生ずる國庫收入の增減は、所得稅の改正に因る增收六百八十九萬二千餘圓、營業稅の改正に因る減收千九百八十三萬五千餘圓、石油消費稅の廢止に因る減收六十五萬三千餘圓、印紙稅の改正に因る減收六十八萬七千餘圓、賣藥營業稅の廢止に因る減收十六萬三千餘圓にして、增減差引千四百四十四萬六千餘圓は卽ち國民負擔の輕減となるの計算なりとす。尙ほ右の如き營業稅の輕減は當然其の地方附加稅の減收を齎すものなるが故に、之が救濟の方法として政府は地方稅制限に關する法律中營業稅附加稅の制限率を高め、以て地方稅收入の減少に對する補塡に充てしめたり。

第五款　重要諸施設

前述の如く政府が軍備の縮小整理竝に行政整理の實行に依り、大正十二年度に於て得たる歲計上の餘裕は差引合計一億三千八百六萬六千餘圓に達せしが、政府は此の剩餘額の一部を以て前記の如く稅制整理に因る減收の補塡に充つると共に、其の殘額は擧げて時勢の必要に應ずる諸般の施設に投ずることと爲し、此の趣旨に基き十二年度豫算に於て種々の積極的施設を計畫したり。今其の主要なるものに就て略說すれば左の如し。

第一　減債基金繰入の復活

國債整理基金特別會計に對する國債元金償還資金の繰入は、旣述の如く大正九年中原內閣が國防充實計畫實施の爲に要する經費財源の一部に充つる爲め、同年八月法律第四十號を制定公布し、大正九年度乃至十二年度限り之を停止するを得ることと爲し、之に基き大正九年度以降引續き繰入停止を實行し來りしものなるが、斯かる公債償還の停止は當時に於ける一般經濟界の不況と相俟て、公債市價の低落を招來すると共に、新規募集に對する市場の消化力をも減殺せんとするの情勢を示したり。玆に於て政府は將來に於ける公債の信用を高め、公債の市價を維持し、且其の發行を圓滑ならしむる手段を講ずるを以て緊要と認め、大正十二年度に於て軍備縮小に因り歲計上の餘裕を得るに及びて、先づ減債基金繰入の復活を實行することと爲し、前記法律に依る繰入停止期間は尙ほ一箇年度を殘せるに拘らず、大正十二年度に於て國債總額の百萬圓の償還資金繰入を實行したり。右繰入は爾後大震災の後を承けて財政經理上頗る困難を極めしに拘らず、每年度之を實行して大正末年に及びたり。

尙ほ右の外加藤內閣は其の成立以來公債政策に於ては努めて非募債の方針を採り、旣に其の成立直後年度央にして大正十一年度新規公債募集に關する旣定計畫に改訂を加へ、其の一部を後年度に

繰延べ若くは國庫剩餘金に依り振替支辨する等の方法に依り削減し、以て同年度公債募集豫定額合計三億三千四百十九萬餘圓の中一億七千八百萬圓の募債を實行するに止めしが、翌十二年度に於ては既定計畫に於て道路改修助成費竝に高等諸學校創設及擴張費の如き公債支辨に屬するものをも普通財源の支辨に移し、以て公債の發行を極力制限することと爲し、一般及特別會計所屬各種事業公債竝に臨時軍事費公債を合して、其の發行高を一億五千九百四十萬圓に止むることと爲したり。

第二　義務教育費國庫負擔の增額

義務教育費の國庫負擔に關しては、大正七年三月小學教育の振興を期するの趣旨を以て市町村義務教育費國庫負擔法を制定し、國庫は毎年度一千萬圓を下らざる金額を市町村立小學校教員俸給分擔金として支出し、之を全國市町村に交付することと爲し、爾後毎年度分擔金として一千萬圓を計上し來りしものなるが、右分擔額は同法施行の當時に於ても尙ほ教育俸給費總額の半額にも達せざりしものにして、爾後市町村の財政は急激なる膨脹を告げ、特に町村財政の膨脹は教育費の累進的增加に因る所著しきものありしを以て、政府は右國庫負擔額の增加を行ひ、以て地方財政の緩和を圖るの必要を認め、大正十二年度以降國庫負擔額三千萬圓を增額して合計四千萬圓を支出することと爲したり。

第三　治水事業及港灣修築事業の擴張

政府は大正十二年度に於て、從前原內閣當時改定著手に係る第一期治水計畫の一部を整理したるの外大體之を踏襲すると共に、第二期治水計畫の一部をも實施するの方針を以て、既定計畫たる大正十二年度以降同二十八年度に至る繼續費總額一億三百三十三萬二千餘圓に就き、其の一部を後年度に繰延ぶると共に、新に一億二千九百五十三萬八千餘圓を追加して總額を二億三千二百八十七萬千餘圓に改定し、其の十二年度年割額に於ては既定額千九百五十五萬餘圓中より四百二十八萬七千餘圓を繰延ぶると共に、新に千四百八十八萬六千餘圓を追加し、差引同年度年割額を三千十五萬餘圓と改定したり。斯くて此の結果既著手の第一期治水計畫に屬したる利根川外十九河川の工事を繼續施行するの外、從來國庫支出を三分の一に止めたりし千曲川外五河川に對して之を三分の二に增額し、更に第二期治水計畫に屬せる天龍川外五河川に對し、總額二千八百八十四萬圓（外に地方負擔額千四百四十六萬圓）を以て、大正十二年度以降二十三年度に至る十二箇年度間に其の完成を期することとなりしものとす。

次に港灣改修事業に就ては關門海峽改良費の大正十二年度以降既定總額に對して三百四十萬圓を追加し、改定總額三百五十九萬圓を以て十五年度に至る四箇年度間に工事を完了することと爲せし外、長崎及鹽釜兩港の修築費を追加し、且新規繼續事業として小松島、今治、鹿兒島諸港の修築費を計上したり。卽ち港灣修築の爲め大正十二年度に於て新に追加したる繼續費の總額は千五百十三萬二千圓に達せり。

第四　高等諸學校の創設及擴張

高等諸學校の創設及擴張は原內閣の標榜せし重要政綱の一にして、同內閣は大正八年度以降同十三年度に至る六箇年間の繼續費として總額四千四百五十三萬餘圓を計上し、以て高等學校及各種專門學校二十五校の創設、既設學校の擴張竝に大學の擴張等を實施し來り、加藤內閣當時に於ては尙ほ十二、十三兩年度の年度割千七百七十四萬四千餘圓を殘存せしものなるが、同內閣は大正十二年度に

於て新に二千七十九萬九千餘圓を追加して、之を十二年度以降十七年度に至る六箇年度に割當て、以て各種專門學校の大學昇格及既設專門學校の設備擴張竝に各帝國大學の學部增設等の計畫を實行したり。

以上各種施設の外、尙ほ大正十二年度豫算に於ては、恩給法改正に伴ふ恩給の增加三百六十八萬餘圓、北海道拓殖費の增加百三十萬餘圓（既定總額二千九百四十九萬六千餘圓に對する追加額九百五十萬二千餘圓の十二年度年割額）、其他產業助成に關する施設費を新規に計上し、此等諸費目の合計は約一億圓に達したり。而して此等の諸費目は何れも皆經常部所屬か、然らざれば數年乃至十數年間に亙る繼續なるが故に夫れ丈後年度に引續きて歲計の膨脹を持續せしむる原因となりしものなることは明かなりとす。

第六節　關東震災の財政的處理

第一款　震災應急施設

第一項　緒　言

大正十二年九月一日關東地方に大震火災勃發し、東京・神奈川・茨城・千葉・埼玉・山梨及靜岡の一府六縣下に亙りて未曾有の大損害を與へたり。之より先き同年八月二十五日加藤內閣總理大臣病を以て薨去し、內田外務大臣臨時內閣總理大臣を命ぜられしが、震災發生と同時に右臨時內閣は、帝都の治安を維持するの緊急一刻も忽にし難きを認め、九月二日東京市內外に戒嚴令を布き、以て災後の不安と流言蜚語の防遏に努むると共に、續いて罹災民救護の爲め非常徵發令を發し、且臨時震災救護事務局を設置したり。同日山本權兵衞大命を奉じて內閣を組織せしが、新內閣は前內閣の施設を承けて治安維持令・暴利取締令・支拂延期令の三緊急勅令を發布し、尋いで震災被害者の租稅減免・生活必需品竝に土木・建築用器具機械の輸入稅減免・臨時物資供給・米穀其他の輸入稅免除・震災手形の再割引等に關する緊急勅令又は勅令を發布し、以て震災に對する應急施設を講じたり。但し同內閣は震災の翌大正十三年一月初旬清浦內閣と交迭せしを以て、此等應急施設の中には清浦內閣の下に實行せられしものも少からず。以下此等諸施設を概說すべし。

第二項　物資の配給及應急救護

震災勃發するや經濟機關の破壞に依り日常一般の取引は殆ど停止し、到底物資需給の圓滑を期し難き狀態に陷りしを以て、政府は先づ物資の供給を確保するの急務なるを認め、九月二日非常徵發令を發し、震災被害者の救濟に必要なる食糧・建築材料・衞生材料・運搬具其他の物件又は勞働に付き、其の市場に於ける前三年間の平均價格を以て之が非常徵發を行ふことを得るものと爲したり。而して他面政府は罹災者の應急救護に關する施設は容易ならざるものありて、到底之を各廳所管の一般事務と同樣に取扱ふを得ざるを認め、九月二日總理大臣の監理の下に臨時震災救護事務局を設置し、以て一切の救護事務の取扱に當らしむることと爲したり。

右の如く物資の配給に關しては差當り其の供給を確保する爲め非常徵發令を發布せしが、之と同時に生活必需品の價格の暴騰を防止し、以て一般生活の安定を保障するの必要を認め、同月七日に至

り更に暴利取締令を公布し、震災に際し暴利を得るの目的を以て生活必需品の買占又は賣惜を爲し又は不當の價格を以て販賣を爲したる者を處罰することと爲したり。尋いで政府は主要食料品の不足に備ふると共に、夫以外の生活必需品竝に復舊諸材料の供給を潤澤ならしむるの必要を認め、同月九日に至り大正十三年三月三十一日迄米穀の輸入稅を免除すると共に、生牛肉及鳥卵の輸入稅免除期間を米穀と同じく大正十三年三月末日迄延期することと爲し、更に同月十二日に至り、震災の影響に依り必要あるときは勅令の定むる所に依り期間を指定して生活必需品竝に土木又は建築の用に供する器具・機械及材料の輸入稅の低減又は免除を行ふことを得ることと爲したり。

政府は以上の諸施設に依り罹災者の救護竝に當面の生活維持に努めしも、尙ほ米穀以外の生活必需品竝に土木建築用諸材料の供給に關しては、到底之を民間一般の取引のみに放任し難き事情あるを認め、同月二十二日に至り臨時物資供給令を公布し、政府自ら之を管理するの目的を以て此等物資の賣買・交換・加工又は貯藏を爲し、又は他人に委託して買入又は賣渡を爲すことを得ることと爲し、之と同時に右に關する特別會計令を公布し、大正十四年三月末日迄を一會計年度として其の收支を特別に經理することとしたり。

以上の如くにして政府は震災の發生と共に諸般の應急施設を講じたる結果、災後一箇月を出でざる九月下旬には物情一般に安定し、應急救護の目的は大體圓滑に達成せらるるを得たり。然りと雖も震災に因る要救護者の人員は數百萬の多きに上り、之が救護の爲に政府の支出も亦巨額に上り、震災發生當時殘存せし大正十二年度第二豫備金二百六十六萬六千餘圓は旬日を出でずして全部支出し盡せしを以て、政府は同月十二日更に九百六十萬圓の豫備金外支出を行ひ同月十七日更に同樣千六百萬圓の追加支出を爲し、結局同年十二月臨時議會の召集せらるる迄に震災の爲に支出したる經費は、前記第二豫備金支出に係る二百六十六萬六千餘圓の外、豫備金外支出額一億三千十九萬二千餘圓に上り、合計一億三千二百八十五萬八千餘圓に達したり。

第三項　應急金融施設

第一　支拂延期令の公布

震災の結果東京及橫濱を始め罹災地に於ける銀行の多數は燒失又は損壞し、其の然らざるものも他行との取引杜絶し、殆ど金融機關としての機能を停止するに至りしを以て、政府は之が應急金融施設として同月七日に至り緊急勅令を以て支拂延期令を公布し、卽日之を施行したり。卽ち之に依れば大正十二年九月一日以前に發生し、同日より同月三十日迄の間に於て支拂を爲すべき私法上の金錢債務にして、債務者が東京府・神奈川縣・靜岡縣・埼玉縣・千葉縣及勅令を以て指定する地區に住所又は營業所を有する場合には、三十日間其の支拂を延期するものとし、(一)國府縣其他の公共團體の債務の支拂(二)給料及勞銀の支拂(三)給料及勞銀の支拂の爲にする銀行預金の支拂にして一日百圓以下のものは之を除外するものとせり。

第二　日本銀行の手形割引損失補償令の公布

右支拂延期令の施行期間は九月三十日を以て滿了するものとせられしが、右は固より一時の權宜にして永く繼續すべからざるものなるは勿論にして、政府は其の實施後の經過に鑑み、同令の廢止に依り金融界の混亂を惹起するが如き虞なきものと認め、同令

の期間滿了を俟て之を廢止することに決したり。然れども各銀行に於ては右支拂延期令の撤廢に先ち準備金の充實を圖るの必要ありしと雖も、銀行貸出金の大部分は事實上其の回收不可能に屬し又準備證券の資金化も頗る困難なる狀態に在りしを以て、準備金の充實は一に日本銀行の融資に俟つの外なかりしなり。玆を以て政府は支拂延期令の廢止に先ち此の方面に對する對策を講ずることと爲し、卽ち震災前に支拂能力を有したる振出人又は引受人にして、罹災の爲め支拂困難に陷れる者の手形貸金に對しては、二箇年以內の期日に依り日本銀行をして再割引を行はしむると共に、他方之に依りて同行が損失を蒙りたる場合には一億圓を限り補償を爲すを得ることと爲し、九月二十七日之に關する緊急勅令を公布したり。卽ち之に依れば手形の種類を(一)震災地（東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣及靜岡縣）を支拂地とする手形、又は震災當時震災地に營業所を有したる者の振出したる手形、若くは之を支拂人とする手形にして、大正十二年九月一日以前に銀行の割引したるもの(二)前號に規定する手形の書換の爲に振出したる手形(三)前二號に規定する手形又は震災地に營業所を有する銀行が他の銀行に對し、大正十二年九月一日以前に發行したる預金證書若はコールローンの證書を擔保として銀行の振出したる手形(四)前三號に規定する手形にして日本銀行の割引したるものの書換の爲に振出したる手形の四種と爲し、此等の手形にして大正十四年九月三十日以前の滿期日を有するものに對して日本銀行が割引を爲し、之に依りて損失を受けたる場合に於ては、政府は一億圓を限り同行に對し其の損失を補償することを得るものとせり。但し前記(一)乃至(三)の手形の割引は大正十三年三月三十一日迄に爲したるものに限ることと定めたり。

而して右の震災手形の再割引制度と相竝びて支拂延期令廢止後の對策として、政府は日本銀行の擔保貸出の擴張を行はしむることと爲し、右勅令の公布と同時に大藏省は左の如く日本銀行の擔保付融通方法に就て發表したり。

日本銀行ハ緊急勅令ニ依ル手形ノ割引ト相竝デ今日ヨリ當分ノ間左ノ方針ニ依リ擔保付融通ヲ爲スベシ。

一、國債ノ擔保價格ニ付テハ大體短期物ハ發行價格ヲ以テシ、長期物ハ震災前ノ時價ヲ以テスベシ。

一、地方債ハ大體震災前ノ時價ノ九掛ヲ以テ擔保價格トスベシ。

一、社債、株券等ハ其ノ實價ヲ調査シ成ルベク寬大ニ擔保價格ヲ定ムベシ。

一、利率ハ國債擔保貸付ハ二錢二厘、其ノ他ハ二錢四厘ノ定率ヲ以テスベシ。

以上の如き應急的施設に依り支拂延期令撤廢後の金融界は、幸にして東西兩金融市場共平穩に經過するを得たり。尙ほ前記緊急勅令規定の震災手形に對する融通期限は、其後再度に亙りて延長せられ、結局大正十六年九月三十日迄となりしが、今其の最初規定の有效期限たる大正十三年三月三十一日迄に、日本銀行の割引したる手形の累計は、四億三千八十一萬六千餘圓に達したり。

第三　復舊及復興資金の融通

震災に因り店舖、工場、住宅等を燒失したる商工農業者及勤勞生活者に對し、產業、建築又は住宅資金を供給し、以て其の生業の復興又は復舊を圖らしむるは、經濟上及社會上の急務に屬せしと雖も、此等資金の融通は勸業、興業、農工等特殊銀行のみを以てしては不充分なるを免れざるを以て、政府は特に大藏省預金部より之が資金の融通を行ふことと爲し、興業、勸業等の諸銀行を通じ、或は地方團體を通じて之が貸付に當らしめたり。其の主要なる施設は左の如し。

(一)　小商工業者復舊及復興資金の供給

政府は震災地に於ける工業殊に本所、深川、東神奈川、川崎等に散在する小工業を復舊せしめ、以て一

方失業者を救濟し他方物資の供給を潤澤ならしむるは、極めて必要と認め、大正十二年九月差當り預金部資金一千萬圓を利率年七分、期限十五箇年以內を以て日本興業銀行に融通し、同行をして利率年八分五厘を原則として借入申込額十萬圓以下の小工業者に對する工場建築修繕資金竝に運轉資金の貸出に當らしむることとせり。尋いで翌大正十三年三月に至り此等小工業者に對する復舊資金の外、其の復興に要する資金竝に小商業者に對する復舊復興資金に就ても、同行を通じて融通を爲すこととし、新に五百萬圓を前同樣の條件を以て融通することと爲したり。

(二)　大工業救濟資金の融通

震災後日本興業銀行に對する大工業復舊資金の貸出申込は巨額に達せしを以て、大藏省預金部に於て其の一部資金の融通を行ふことと爲し、大正十二年十二月十四日同行に對し利率年七分五厘、期限五箇年の條件を以て五百萬圓の貸出を行ひ、更に同月二十六日五百萬圓を、尋いで十三年一月二百萬圓を、同一條件を以て追加融通したり。

(三)　建築及產業資金の融通

次に政府は罹災者をして居住の安定を得せしめ且生業復活を速ならしむる爲め、不動產を抵當として住宅店舖倉庫等の應急建設修繕資金及商業復興資金竝に應急產業資金を融通するの必要を認め、大正十二年十月差當り一千萬圓を日本勸業銀行に融通し、同行をして其の貸出に當らしむることと爲せしが、同年十二月更に一千萬圓の追加融通を決定し、翌十三年三月には前記應急建築及產業資金の外本建築及產業復興資金として、新に一千萬圓を融通することとなれり。尙ほ又地方罹災者に對する小額貸出の普及徹底を期するが爲には、府縣農工銀行をして貸出の任に當らしむるを適當と認め、大正十二年十月應急建築及產業資金六百萬圓、十三年三月本建築及產業復興資金五百萬圓を、何れも勸業銀行を通じて東京、神奈川、千葉、埼玉の四農工銀行に融通することと爲したり。其後に於ても預金部は右建築及產業資金融通の爲め屢、勸業銀行に對して資金の融通を行ひ、此等の目的の爲に勸業債券を引受くること昭和元年度末迄に前後二十三回に亙り、其の總額五千七十五萬圓に達したり。

(四)　各種組合復舊資金の融通

更に又政府は大正十三年六月震災地に於ける產業組合、耕地整理組合、漁業組合、畜產組合に對し、復舊資金として總額五百四十萬圓を融通することと爲し、預金部に於て勸業債券を引受け、日本勸業銀行をして貸付に當らしむることと爲せしが、其の後屢、追加融通を行ひ、結局昭和元年度末迄の融通額は合計六百三十九萬圓に達したり。

(五)　店舖及住宅建築資金の融通

以上の外政府は震災地の住宅建築資金の供給の爲め地方債引受の形式に依り預金部資金の融通を行ひしもの多く、或は東京、橫濱兩市の燒失區域內に於ける耐火耐震建物の建築助成を目的として設立せられし復興建築助成株式會社援助の爲め、東京、橫濱兩市を通じて資金を供給することとし、或は一般木造店舖及店舖向住宅建築資金として東京府、神奈川縣竝に東京、橫濱兩市に對し、大正十四年度以降總額一千萬圓の貸付を行ふこととし、或は又罹災地各市町村に於ける公營住宅建設資金として大正十四年十二月以降五十三萬餘圓を融通せし等は其の主要なるものとす。

第四項　震災被害者に對する租稅の減免猶豫

震災に因る被害者中には固より多數の國稅納稅者を存せしが、此等の納稅者に對し通常の法規に基きて國稅の賦課徵收を爲すが如きは、到底事情の許さざるものあるのみならず、當時金融梗塞、人心の不安甚しかりしを以て、政府は租稅の賦課徵收に關しても、應急的救濟の方法を講ずるの必要を認め、玆に震災被害者に對して租稅の減免又は徵收猶豫を行ふことと爲し、九月十二日之に關する緊急勅令を發布したり。卽ち之に依れば震災被害者の納付すべき大正十二年分の第三種所得稅及營業稅に就ては、各納稅者の被害の狀況に應じて之を免除又は輕減すると同時に、震災地に於て大正十二年度に納付すべき地租所得稅營業稅相續稅は、被害の有無に拘らず之が徵收を猶豫するを得るものにして、減免及猶豫の條件程度及手續等に關しては、別に命令の規定に讓ることとせり。而して本緊急勅令に於て、減免及徵收猶豫の範圍を、右の如く數種の租稅に限定せしは、蓋し此等の租稅は其の稅額大なるのみならず、納稅者も亦多數に上れるが故に、納稅者の金融狀態に鑑み、且人心の安定を圖る上に於て、特別の措置を必要とせしと同時に、他方此等租稅の納期は何れも九月又は十一月に切迫し右納期迄に到底被害調査を完了すること能はざりしに因るものなり。而して右緊急勅令の施行に關する命令は同月三十日公布せられしが、之に依れば所得稅に就ては、家屋全燒倒壞等被害の著しき者にして其の所得金額一萬圓以下の者は所得稅を全免し、其他は損害見積金額竝に被害程度に應じ所得金額の一割乃至八割を控除するものとし、營業稅に就ては家屋及商品等の滅失等被害著しき者に對しては大正十二年第二期分の租稅を全免し、又震災の結果利益皆無となれる場合には大正十二年分の租稅全部を免除し、利益減少せる場合は之に應じて減稅することと爲せり。又徵收猶豫は一定の地域を限り其の地域內の納稅者全部に對し之を行ふものとし、此等納稅者の納付すべき地租第一種及第三種所得稅營業稅相續稅に就ては總て之を十月三十一日迄徵收を猶豫し、右猶豫期間の經過後に於て其の納期限を定むるものとしたり。尋いで翌大正十三年二月二十三日に至り政府は再び緊急勅令を發し、大正十三年分營業稅の課稅標準を前年の實蹟に依り計算すべき場合に於て、前年九月の震災に因り營業の狀況激變し課稅標準中著しく減損すべしと認めらるる者あるときは、十三年分營業稅に限り豫算を以て其の課稅標準を決定することと爲すと同時に、地租第一種所得稅及相續稅にして大正十三年八月末日迄に納付すべきものに就ては、命令の定むる所に依り更に其の徵收を猶豫することとせり。

右の如くにして震災被害者に對する所得稅及營業稅に就ては、大正十二年九月及同十三年二月の兩度に於て之が減免及徵收猶豫の方法を設けられしも、地租に就ては單に徵收猶豫のみに止まりて其の減免に關しては未だ之が規定を設けられざりしが、爾後政府に於て調査の結果、地租に就ても特別の救濟を行ふの必要を認めて、大正十三年七月之に關する法律を公布し、震災に因り著しく利用を妨げられたる土地に就ては、其の實況に應じ命令の定むる所に依り大正十二年より五年以內其の地租を免除することと爲したり。而して之と同時に大正十三年九月一日以後に納付すべき地租第一種所得稅及相續稅に就ても、命令の定むる所に依り更に徵收猶豫の特典を與ふることと爲したり。

以上の如くにして震災に因る免稅額は地租三百六十三萬九千餘圓、所得稅千六百十三萬五千餘圓營業稅四百十七萬三千餘圓、合計二千三百九十四萬九千餘圓に上り、更に之に所得稅の輕減額千二百

二十四萬二千餘圓を加ふるときは、關東震災に因る國庫の減收額は合計三千六百十九萬千餘圓に達し、外に其の徵收猶豫額は各種稅目を合して大正十二年度に於て二千二百五十八萬三千餘圓に達したり。

第五項　財政計畫の改定

關東震災の勃發に因り我國の財政經濟は大打擊を蒙り、加ふるに震災被害者に對する租稅の減免猶豫に因る歲入の激減竝に震災善後施設に因る經費支出の激增とは、相俟て既定の財政計畫に於ける收支の均衡を失せしむるに至りしを以て、政府は震災應急施設の一段落を告ぐるを俟ちて、財政計畫に改訂を施すことと爲し、同年十一月十三日の閣議に於て其の綱要を決したる上、大正十二年度成立豫算に對して實行豫算を編成すると共に、十三年度豫算の編成上既定經費の節減及繰延に依り一大整理を實行したり。今之を概說すれば左の如し。

第一　大正十二年度實行豫算の編成

震災勃發の時期は會計年度は未だ其の半を經過せず、租稅の大部分は未だ其の收納を了せざりしを以て、政府は直に震災被害者の減免稅竝に震災の影響に因る各種租稅の減收見込を立つると共に其他の一般歲入の減少に就ても其の豫算額に對し減額改訂を行ひ、且公債の募集を全部中止することと爲し、而して此等の減收の一部を補塡する爲め前年度繰入金を增額することと爲せしが、而も其の歲出は震災善後施設の爲め新に巨額の臨時費を要し、其の財源の大部分を公債募集に求むるも、尙ほ既定經費に對する普通財源の不足は到底其の收支の均衡を維持するを得ざりしを以て、政府は極力一般經費の節約を圖ると共に前年度よりの繰越に係る歲出の一部を打切又は繰延ぶることと爲し、結局成立豫算總額の歲入歲出各十三億七千六百十七萬二千餘圓より夫々八千三百三十五萬千餘圓を削減して、歲入歲出總額を各十二億九千二百八十二萬千餘圓に改定し、右範圍內に於て十二年度豫算を實行することとせり。今其の內譯を示せば、歲入の減少は租稅收入の減少一億七千九百餘萬圓、公債募集金の減少三千餘萬圓、歲出整理の爲の減少四百餘萬圓、合計二億千四百萬圓なるも、他方に於て歲入の自然增加一億五百餘萬圓に達するを以て差引純減少高は一億九百餘萬圓にして、之に對し成立豫算歲出中經常部及臨時部を通じ約八千三百餘萬圓の繰入を行ひ、以て收支の均衡を圖りしものとす。

第二　大正十三年度豫算の編成

震災の結果既定財政計畫は全然之を改定するの必要を生ぜしを以て、政府は右の如く大正十二年度實行豫算の編成を行ひ、以て當面の急に應ずるの方策を講ぜしが、尋いで大正十三年度豫算の編成に當りても(一)大正十三年度豫算は大體に於て前年度豫算を基準とし新規要求を計上せざること(二)既定計畫に屬する各種の事業費に對し極力節減又は繰延を行ひ、且諸般の經費に節約を加ふること(三)大正十三年度に於て新に經費の增加を要するものは、緊急已むを得ざるものに限り追加豫算に計上すること(四)帝都復興計畫に關する經費は追加豫算として大正十二年十二月召集の臨時議會に提出すること(五)其他の復興復舊に要する諸般の經費は追加豫算として次期通常議會に提出すること(六)大正十三年度に於ては復舊復興に要するものの外、既定計畫に屬する公債は之を募集せざることと等の方針を採用したり。卽ち右方針に基き大正十三年度歲出豫算に於て節減又は繰延を爲したる

額は、節減額は經常部及臨時部合計三千百八十七萬五千餘圓、繰延額は臨時部に於て繼續費七千八百八十八萬四千餘圓、其他百七十五萬三千餘圓、合計八千六十三萬七千餘圓にして、節減額及繰延額總計は一億千二百五十一萬三千餘圓に達したり。斯くて大正十三年度豫算額は前年度豫算額に比し歳入歳出各七千七百三十三萬五千餘圓を減ずることとなれり。但し右の豫算は議會解散の爲め不成立に歸し、更に其の實行豫算の編成が行はれしものとす。

第二款　復興及復舊計畫の實施

第一項　帝都復興費豫算の成立

政府は前款に於て述べたる如く震災に對する應急施設を行ふと共に、他方に於て帝都復興竝に震災復舊に關する諸般の準備に著手し、同月十九日帝都復興審議會を設置して、帝都其他の震災地の復興に關する最高諮問機關と爲すと共に、同月二十七日に至り内閣總理大臣の監理の下に帝都復興院を設置し、東京及横濱に於ける都市計畫、都市計畫事業の執行及市街地建築物法の施行其他復興に關する事務の掌理に當らしむることとしたり。斯くて政府は此等の機關をして帝都復興に關する調査立案に當らしめ、其の成案に依り愼重攻究の結果復興計畫を決定し、右計畫に基き編成したる帝都復興費豫算案を大正十二年十二月召集の第四十七回臨時帝國議會に提出したり。今之に依れば帝都復興計畫は大正十二年度以降同十七年度に亙る六箇年間の繼續事業とし、其の總額五億九千七百七十四萬七千四十九圓にして、其の内容は國に於て執行する帝都復興事業費（東京及横濱兩市に於ける土地整理竝に道路・運河・公園の修築事業）四億四千八百五十七圓、東京府及神奈川縣に於て執行する復興事業の財源として貸付くる金額千五百三十二萬五千四百二圓、同復興事業費の補助（防火地區建築費補助及地方復興事業費補助）八千九百三十二萬五千九百十二圓、東京及横濱兩市が復興事業の財源として要する市債の利子補給二千百六十九萬四千七百三十圓、竝に帝都復興院の事務費二千二百九十三萬千圓を包含するものなり。而して右帝都復興に要する經費の財源に就ては、當時の財政狀態に顧み一般歳入の中に求むる餘地は到底之を存せざるを以て、總て之を公債に求むるものとせり。右臨時議會に於て要求せし豫算案は本繼續費の大正十二年度年割額にして、其の歳入歳出各千四百六十九萬千三百九十五圓なりとす。然るに衆議院は右の復興計畫を以て過大に失するものと爲して之に大修正を加へ、經費の削減を行ひたり。即ち其の要綱は(一)土地區劃整理は國に於て執行する街路修築に伴ふ必要なる土地整理を除くの外は、之を都市計畫法に依り地主組合をして之を執行せしむることに改め、此の意味に於て帝都復興事業費中の土地整理費に於て合計三千五百六十六萬七千圓を削減し(二)街路費は大體幅員十二間以上のものは國に於て之を修築し、十二間以下のものは自治體をして修築せしむることとし、其他線路の取捨幅員の短縮等を參酌して街路費總額の二割に當る七千七十一萬二百圓を削減し(三)帝都復興院は其の組織厖大に過ぐるが故に全部其の經費を削除し、今後事業執行に必要なる經費は所轄行政廳の所管として要求する場合に之を承認することと爲せしこと即ち之にして、以上の修正の結果復興費豫算總額より合計一億二千九百三十萬八千二百圓（大正十二年度年割額に於て三百二十六萬六百十圓）を削減することとなれり。貴族院亦右衆議院の修正案を可決せしを以て、茲に帝都復興費豫算は其の成立を見たり。然れども右修正の如く土地區劃整理を地主組合をして

執行せしむるが如きは其の實行困難なるのみならず、街路修築に於て國の負擔を減じて地方の負擔を增すが如きは地方財政の狀態之を許さざるものありしを以て、政府は更に東京及橫濱兩市に於て執行すべき街路費及土地區劃整理費に對し補助又は貸付を爲す爲め、右復興費豫算を增額するの必要を認め、翌大正十三年六月召集の第四十九回特別帝國議會に於て、總額一億五百萬圓（大正十三年度年割額二千二十餘萬圓）の追加を要求して其の協贊を經たり。尙ほ右と同時に帝都復興院に代り事業執行機關として設置したる復興局の大正十三年度經費二百六十五萬餘圓を要求して議會の協贊を經たり。斯くて右の結果復興局の經費を除きたる帝都復興關係の經費總額は、五億七千三百四十三萬八千八百四十九圓となれり。今其の內譯を揭ぐれば左の如し。

費目	政府提出豫算額	第四十七議會修正額	第四十九議會追加額	確定豫算額
帝都復興事業費	四四八、五七〇、〇〇〇円	三四二、一九二、八〇〇円	円	三四二、一九二、八〇〇円
東京復興費	四〇二、七九三、〇〇〇	三〇六、六七八、四〇〇		三〇六、六七八、四〇〇
橫濱復興費	四五、七七七、〇〇〇	三五、五一四、四〇〇		三五、五一四、四〇〇
復興事業費貸付金	一五、三二五、四〇二	四六、一四五、〇〇〇		六一、四七〇、四〇二
復興事業費補助	八九、二二五、九一七	五八、八五五、〇〇〇		一四八、〇八〇、九一七
防火地區建築費補助	二〇、〇〇〇、〇〇〇			二〇、〇〇〇、〇〇〇
地方復興事業費補助	六九、二二五、九一七	五八、八五五、〇〇〇		一二八、〇八〇、九一七
復興事業債利子補給	二一、六九四、七三〇			二一、六九四、七三〇
帝都復興院	二二、九三一、〇〇〇			
合計	五九七、七四七、〇四九	四六八、四三八、八四九		五七三、四三八、八四九

右帝都復興費豫算額の年度割額を示せば左の如し。

費目	總額	大正十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度	同十七年度
帝都復興事業費	三四二、一九二、八〇〇円	六、二九一、八〇〇円	八七、六七七、〇〇〇円	八六、八五五、四〇〇円	六六、一九〇、八〇〇円	五六、三五五、九三四円	三九、〇一一、八六六円
東京復興費	三〇六、六七八、四〇〇	五、七五五、八〇〇	七七、九五五、四〇〇	七七、五三三、〇〇〇	六〇、三四九、二〇〇	五〇、七九三、〇四〇	三四、三四二、一六〇
橫濱復興費	三五、五一四、四〇〇	五八六、一〇〇	九、六五一、八〇〇	九、三三一、四〇〇	五、八四一、六〇〇	五、四四二、八六四	四、六六九、七〇六
復興事業費貸付金	六一、四七〇、四〇二	二、三〇六、三五六	一二、四八五、五七六	一五、九四七、七二一	一六、八〇二、七六八	八、五六六、〇〇〇	五、三四九、〇〇〇
復興事業費補助	一四八、〇八〇、九一七	一、五二一、八一七	二九、一五二、一〇五	三五、八二五、一一四	三五、二七二、九三三	二四、五〇五、八三三	一八、一八一、二五五
復興事業費利子補給	二一、六九四、七三〇	三八、八一三	一、二四三、六五七	二、八八三、四七二	四、五一七、九一七	五、九一六、八〇〇	七、一〇五、二六三
合計	五七三、四三八、八四九	一三、七九〇、七五五	一三〇、四九〇、〇九九	一四一、五二一、七五七	一三三、七四四、五〇八	九五、三四四、五六七	六九、六四七、二五三

尙ほ以上の復興費は國の負擔に屬するもののみなるも、復興事業費中には此の外地方公共團體の負擔に係る分あり、其の豫算總額二億二千九百六十萬二千四百六十二圓に上れるを以て、國及關係公共團體を通じたる帝都復興計畫費豫算總額は、實に八億三百四萬千三百十一圓に達するの計算なりとす。

第二項　震災復舊費豫算の成立

帝都復興事業の外、震災に因りて滅失又は破損したる各省所管の廳舍工場其他の營造物の復舊も亦緊急を要する問題なるを以て、政府は其の事業執行に關する機關として、大正十二年十月一日大藏大臣監理の下に臨時營繕局を設置すると共に、帝都復興事業費豫算案に引續き此等震災復舊に關する計畫の立案に著手し、之に關する豫算案を翌大正十三年七月第四十九回特別帝國議會に提出し、其の協贊を經たり。卽ち之に依れば震災復舊費は政府所有の建築物及物件等の復舊費竝に震災地府

縣公共團體の損害救濟の爲の貸付金及補助費等に要する經費にして、其の總額は七億五百九十餘萬圓なるも、此の中一部は既に豫算外の支出を了したるものもあるを以て、將來の所要額は六億六千四百五十餘萬圓にして、之を大正十三年度以降同二十二年度迄十箇年度に亙りて支出するものなり。今其の費目の主要なるものを擧ぐれば內務省所管震災復舊諸費（內務本省其他復舊事業費・相模川外四箇川流域砂防費・橫濱港復舊及修築費等）・震災貸付金・震災復舊費補助（震災土木費補助・震災地道路改良費補助等）・震災借入金利子補給・大藏省所管震災復舊諸費（橫濱稅關上屋其他復舊費・稅務署廳舍其他復舊費・印刷局廳舍及工場其他復舊費・專賣局所屬工場其他復舊費等）・陸軍省所管震災復舊費（各部隊建造物其他復舊費等）・海軍省所管震災復舊費（官衙學校其他建造物復舊費・軍需品其他復舊費等）・司法省所管震災復舊諸費（裁判所復舊費・刑務所復舊費等）・文部省所管震災復舊諸費（文部本省其他復舊事務費・東京帝國大學復舊諸費・東京商科大學其他復舊諸費・東京高等工業學校其他復舊諸費等）・農商務省所管震災復舊及新營費（農商務本省其他復舊費・生絲檢查所新營費・絹業試驗所新營費等）・震災地產業其他復舊及復興助成費（農業復舊助成費・工業復興助成費・荒廢林地復舊助成費等）・震災地復興用鋼材製造設備費（製鐵所設備補足費）・遞信省所管震災復舊及新營費（電信電話施設費・郵便局舍其他新營費・貯金原簿其他復舊及整理費・物品購買其他設備復舊費等）等にして、右一般會計所屬の分以外帝國鐵道特別會計所屬鐵道復舊復興費を包含するものなり。而して右經費支辨の財源に就ては、其の中五億二千三百三十餘萬圓を公債の發行に求め、殘額一億四千百二十餘萬圓は之を剩餘金其他の普通財源に依ることと爲したり。

第三項　震災善後公債の發行

關東震災の勃發するや政府は直に前述の如く帝都復興計畫を立てしが、之に要する經費は頗る巨額に上り到底普通財源を以て之を支辨すること能はざるを以て、之を擧げて公債に求めんとし、總額五億九千八百萬圓の起債に關する法律案を大正十二年十二月第四十七回帝國議會に提出せしも、議會は既述の如く復興計畫に多大の修正を加へて豫算の削減を行ひしを以て、之に應じて公債發行額も四億六千八百五十萬圓に修正の上之を可決したり。斯くて右法律は同年十二月法律第五十六號を以て公布せられしが、之れ卽ち震災善後公債法なりとす。而して之と同時に政府は同議會の協贊を經て法律第五十五號を公布し、復興事業の施行に伴ひ土地所有者其他の利害關係人に支拂ふべき補償金其他の金額に對し、震災善後公債を通じて前記の制限額を超えざる範圍內に於て、交付公債を發行することを得ることと爲したり。

右の如くにして帝都復興事業費は之を公債に依ることとなりしが、震災善後處理の爲に行ふべき復舊事業は固より之に止まらず、而して其の中(一)東京・神奈川・埼玉・千葉・靜岡・山梨の一府五縣及此等府縣內の市町村の應急施設費及歲入缺陷補塡の爲の貸付金(二)右一府五縣及東京・橫濱兩市が大藏省預金部より貸付を受けたる借入金の利子補給(三)右兩市の執行する復興事業中街路修築及土地區劃整理の爲の貸付金及補助費(四)私立學校復舊の爲の貸付金の合計二千四百十八萬千五十一圓は、何れも大正十二年度中に支出を必要とせしも、時恰も衆議院の解散中に屬せしを以て、政府は大正十三年二月緊急勅令を公布し、震災善後の爲め必要なる經費支辨の爲め二千四百二十萬圓を限り公債を發行し得ることと爲し、右に基き五分利國庫債券を發行して前記の諸經費に充てたり。

然るに前記震災善後公債法に於ける發行限度額は單に帝都復興費豫算額に該當するものに過ぎ

ずして、之を以て到底復興及復舊事業の各般に亙りて其の需要を充す能はざるは勿論なるを以て、大正十三年七月第四十九回帝國議會に於て、政府は既述の如く帝都復興計畫に關する追加豫算竝に震災復舊に關する諸經費の豫算を提出すると同時に、震災善後公債法の改正案を提出し、起債目的の範圍を擴張して、帝都復興事業のみならず廣く震災善後處置に關する經費をも公債支辨と爲すと共に從來の起債制限額を增額して右の豫算に於ける經費の財源たらしめんとせり。右法律案は議會の協贊を經て同年七月公布せられ、其の結果震災善後公債の發行制限額は四億六千八百五十萬圓より十億七千三百萬圓に擴張せらるるに至れり。

以上の如くにして震災善後處理の爲に起さるる國債の發行法定額は空前の巨額に達せしが、政府は此等震災善後公債の發行に就ては、國力の許す限り內地に於て之を行はんことを欲せしと雖も、斯かる巨額の國債を全部內國債のみに依ることは當時の我國經濟界の情勢に顧み固より至難の事に屬せしのみならず、復興及復舊に要する資材の一部は之を海外に仰がざるを得ざる事情に由り、其の代金決濟の便宜上公債の一部を外國債に於て募集するの必要を認めたり。時に會〻明治三十八年發行の第一及第二回四分半利付英貨公債の償還期限切迫せしを以て、政府は右の借換を圖ると共に震災善後費の調達を行ふことと爲し、卽ち大正十三年二月に至り英國倫敦に於て六分利付英貨公債二千五百萬磅、米國紐育に於て六分半利付米貨公債一億五千萬弗を募集したり。其の發行條件は前者に在りては發行價格八十七磅半、償還期限三十五年、据置期間十五年、利廻六分九厘六毛にして、後者に在りては發行價格九十二弗半、償還期限三十年、据置期間十五年、利廻七分一厘なりとす。右兩公債の邦貨換算發行額は五億四千四百九十七萬五千圓（實收額四億六千五百八十五萬五千六百十二圓）にして、此の中四億二千八百四十七萬五千圓は震災善後公債法に依る發行額は合計一億千六百五十萬千六百十九圓に止まりたり。

政府は右外國債の發行に引續き內地に於て漸次震災善後公債（五分利公債）、五分利國庫債券（復興交付公債）の三種にして、其の昭和元年度迄の發行額に於ては、震災善後公債は合計一億七千七百萬圓（大正十四年四月及昭和二年一月發行）五分利國庫債券は合計三千四百十八萬千五十圓（大正十三年四月及十五年二月發行）に達し、又復興交付公債は大正十三年六月以降每月發行交付せられ、昭和元年度末迄の發行額は合計四千四百六十二萬四千九百二十五圓に達したり。

第四項　火災保險金出捐の助成

震災に因る火災の爲め住宅家財其他の物件にして燒失毀損せしもの巨額に達し、其の中保險に付したるもののみにても保險額十八九億を算へ、罹災被保險者の數亦極めて多數に上れり。然るに火災保險會社は何れも地震に因る火災の損害に對しては保險金支拂の義務を負はざるの約款を設くるを以て、前述の震火災に因る罹災被保險者は何れも保險金の支拂を受くることを得ざることとなりしが、政府は法律上の問題は姑く之を別と爲すも、其の慘害の甚大にして罹災被保險者の窮迫せる事情に鑑み、保險會社の犧牲的精神に訴へ自發的に適當なる解決策を講ぜんことを希望し、保險會社に於ても亦協議の末社會に對する德義問題たるの見地に基き、其の最大限度の犧牲的提供として罹災被保險者に對し罹災保險金額の一割に當る金額の出捐を爲すことを申合せたり。然れども其の

罹災保險金額は前記の如く極めて莫大に上り、其の一割と雖も內國會社の分約一億五六千萬圓に達するの見込にして、其の出捐は會社の基礎を危殆ならしむるの虞ありしを以て、政府に對し右出捐に必要なる金額を貸付けられんことを陳情し來れり。玆に於て政府は之を容れ、大正十二年十二月第四十七回臨時議會に於て保險會社に對する貸付金に關する法律案竝に右貸付資金に充つる爲め一億八千萬圓を限り公債發行に關する法律案を提出せしが、衆議院に於て審議未了に終りて遂に成立するに至らざりき。

然れども政府は右火災保險の問題は經濟復興の爲め之が解決の一日も緩うすべからざるを認め翌十三年四月に至り緊急勅令を以て火災保險會社助成金交付の件を公布し、保險會社が罹災被保險者に對し農商務大臣の承認する任意の出捐を爲すときは、政府は右保險會社に對し助成金を交付することを得るものと爲し、更に之に基き農商務省令を以て其の細目を定めたり。卽ち之に依れば(一)保險會社は少くとも損害の生じたる日の屬する保險期間の保險料に相當する金額を被保險者に支拂ふを要し、小口保險(保險金額五千圓以內)の場合に於ては、保險金額の保險價額に對する割合を損害額に乘じたる額の百分の十に相當する金額を支拂ふを要するものとし(二)保險會社が出捐資金として政府より借入るる助成金は大正十二年十二月末日現在に於ける當該會社資產價額の半額に百分の六を乘じたる額を限度と爲し(三)保險會社は右助成金に對し年四分の利息を附し、交付の翌日より起算し五十年以內政府の指定期間に年賦を以て償還すべきものとせり。而して右助成金の財源に就ては之を公債に求むるの途なきを以て、政府は已むを得ず國庫剩餘金を以て之を支辨することと爲したり。斯くて各保險會社は右規定に基き夫々政府より助成金の交付を受け、同年五月五日より被保險者に支拂を開始し、玆に火災保險金出捐助成の問題は解決を告ぐるに至れり。今內地保險會社三十五社に對して政府の交付したる出捐助成金の總額は、六千三百五十八萬四千三百四十二圓にして右助成金の交付を受けたる會社は、何れも其の交付金の外別に、保險料の一箇年分を自力にて出捐することと爲し、之を右交付金と合して被保險者に支拂ひたり。而して其の自己出捐額は合計千三百三十八萬四千餘圓に達せしを以て、實際被保險者に支拂はれたる總額は七千六百九十六萬八千餘圓となりし計算なりとす。

第七節　大正末期の財政

第一款　概　說

歐洲戰後の財界反動に依り大打擊を受けたる我國經濟界は、其の創痍未だ癒えざるに、大正十二年關東震災の慘害を蒙りたる爲め、玆に一大難局に逢著し、之と共に政府の財政計畫も根柢より覆さるるに至れり。玆に於て政府は既述の如く震災後直に大正十二年度の歲計に就て實行豫算を編成すると共に、更に大正十三年度豫算に於ても既定經費の節減及繰延に依りて一大整理を行ふことと爲し、此の方針に基き同年度豫算を編成せしも、大正十三年一月衆議院解散の爲め右豫算案は不成立に歸せしを以て、政府は更に其の實行豫算を編成したり。然るに大正十三年六月淸浦內閣辭職し、代りて加藤(高明)內閣成立するや、同內閣は財政の整理緊縮を以て最も喫緊の要務と爲し、其の三大政綱の一として行政及財政整理を斷行し、以て財政の基礎を鞏固にすると共に經濟界の恢復發展を圖らん

ことを期したり。斯くて同内閣は先づ從來の公債政策を一變して、公債を財源とする事業は緊急已むを得ざるものの外之を避くることと爲し、其の大正十三年度の發行豫定額四億三千七百餘萬圓を二億九千四百餘萬圓に緊縮すると同時に、此等の公債は一切之を市場に於て公募せざることと爲したり。而して他方に於ては大いに國民の消費節約を奬勵して一般より零細なる資金を吸收し、其の一部を公債發行に代へて復興事業に供給して之が促進を圖り、一部を地方產業振興の資に充て、以て復興事業の爲に撒布せらるべき巨額の政府資金を回收すると共に震災地復興の實を擧げんことを圖り、成立直後に召集せられたる第四十九回特別議會の協贊を經て大正十三年七月復興貯蓄債券法を公布し、之に基き同年以後日本勸業銀行をして屢同債券を發行せしめたり。更に又當時恰も震災後の輸入旺盛期に際し、同年上半期に於ける輸入超過額は六億六千餘萬圓に上りしを以て、同内閣は奢侈の抑壓竝に人心の緊張を圖る爲め、同一議會に於て贅澤品輸入稅重課に關する法律案を提出して其の協贊を經、輸入品中贅澤品と見做すべき蔬菜果實及核外百二十三種の品目に對し、一律に從價十割の輸入稅を課することと爲し、同年七月之を實施したり。尋いで同年九月に至り政府は前記財政緊縮の方針に基き、當時既に施行中なりし大正十三年度實行豫算に對して更に整理を加ふることと爲し、一般會計に於て經常部五百九十五萬八千餘圓、臨時部二千四百四萬四千餘圓、合計三千萬三十餘圓、特別會計に於て經常部千四百七十一萬六千餘圓、臨時部二百三十七萬二千餘圓、合計千七百八萬八千餘圓の節減又は繰延を實行したり。而して右歲出の減少に伴ひ歲入に於ても實行豫算の削減を實行せしが、其の内譯は一般會計に於ては合計三千萬三十餘圓の中普通財源に依るものを五十八萬餘圓、公債財源に依るものを二千九百四十二萬二千餘圓とし、特別會計に於ては通計千七百八萬八

千餘圓は全部普通財源に於て之を後年度に繰越すこととせり。

大正十三年七月特別議會の閉會後同内閣は愈、其の政綱の實現を期することとし、議會閉會後直に行政及財政整理の調査に著手し、同年十月を以て其の大綱を決定せしを以て、其の中議會の協贊を要せざるものは漸次之を實行に移し、其の議會の協贊を要するものは第五十回議會に提案の上大正十四年度豫算の編成に當りては、先づ行政及財政整理の實行に依り、一般會計に於ては六千八百餘萬圓を後年度に繰延べ、合計一億五千二百餘萬圓を整理し、尙ほ特別會計に於ても六千二百餘萬圓を節減し、四千二百餘萬圓を繰延べ、合計一億四百餘萬圓を整理し、此の整理緊縮を基礎として同年度豫算を編成したり。而して之と同時に同年度に於ては極力公債發行額の減少に努めて總額一億五千萬圓に制限し、而も之を一般市場に公募せざることと爲し、更に又行政整理とは別個に陸軍軍備の整理を行ひ、師團の減少を行ふと共に航空部隊の充實、兵器の改良等國防上の新威力を整備することと爲したり。此の外戰時中に於ける非常施設の整理を行ふ爲め、臨時軍事費及臨時國庫證券收入金の兩特別會計の整理廢止を斷行し、或は其他の特別會計の廢合を行ひて其の數の減少を圖り、或は多年の問題たりし大藏省預金部制度の改革を斷行し、或は又電話交換擴張の要望切なるに鑑み繼續費總額に二千二百七十一萬圓を追加して之が擴張計畫を立てたる等は、同年度に於ける財政上最も重要なる施設なりとす。斯くて大正十四年度豫算額は政府の財政緊縮方針に伴ひ、前年度實行豫算額に比して九千百餘萬圓を減少して、歲入歲出各十五億二千四百餘萬圓となれり。

政府は以上の如くにして行政及財政整理の實行に一段落を告ぐるや、更に之に引續き年來の懸

たる國稅及地方稅に亙る租稅制度の整理を斷行せんことを期し、第五十議會の終了後大正十四年四月之に關する調査に著手せしが、同年七月に至り右調査の結果に依る稅制整理案の閣議に提出せらるるや、右案に關し閣議に於ける意見一致を見ざりし爲め、內閣は同月三十日總辭職したり。然るに大命は再び加藤高明に降下せしを以て、翌八月二日第二次加藤內閣成立し、同內閣は曩に閣議の問題となれる稅制整理案を更めて閣議に於て承認し、之を翌大正十五年一月第五十一回帝國議會に提出したり。次に關稅率の一般的改正も亦多年に亙る懸案に屬し、歷代の內閣に於て之が調査を行ふ所あり、第一次加藤內閣に於ても之が準備調査を進めしが、遂に其の成案を得て前記國稅及地方稅制整理案と共に之を第五十一議會に提出したり。斯くて大正十五年度財政計畫に於ては稅制整理及關稅改正は最も重要なる施設に屬せしが、此の外尙ほ同年度に於ては年來の懸案にして國民の福利增進上將又財界の整理上、緊急已むを得ざるものとして施設せし事項尠からず、今其の主要なるものを擧ぐれば(一)市町村立小學校教員俸給國庫負擔額を二千萬圓增加して年額六千萬圓と爲し(二)健康保險法は大正十一年四月公布せられしに拘らず、財政其他の理由に依り未だ實施せらるるに至らざるを以て、社會政策的施設の一として之が實施準備の爲め百六十萬圓を十五年度豫算に計上し、十六年一月より實施することと爲し(三)大正七年成立せる對支借款の中日本興業銀行外二行の貸付に係る分の整理を圖る爲め、之が經費七百萬圓を十五年度豫算に計上し(四)其他社會政策的施設に關するものとして移植民保護奬勵費、自作農維持創設に關する經費の增加、家計調査に關する經費等を計上し、又(五)產業助成に關する施設として貿易の振興、水產奬勵、外國航路の擴張等に關する經費を計上し、其他北海道拓殖費の增加、治水費の追加等なりとす。而して同年度公債發行計畫に就ては前年同樣一般及特別兩會計を通じて發行額を一億五千萬圓に止め、且一般市場公募を行はざることとせり。斯くの如くにして政府は大正十五年度に於ても前年度同樣緊縮を旨として豫算を編成せりと雖も、尙ほ前述の如き諸施設に依り歲出の增加は免れず、前年度豫算に比し四千八百四十七萬餘圓を增加して、歲入歲出共十五億九千八百餘萬圓に達し、歲計は再び膨脹に轉ぜんとするの傾向を示すに至れり。尙ほ以上大正十五年度豫算案を始め、稅制整理及關稅改正其他の法律案は其の提出せられたる第五十一議會の開會中、大正十五年一月下旬加藤內閣總理大臣薨去せしに因り何れも後繼の若槻內閣の下に成立せしものなるが、若槻內閣は前內閣の方針を其の儘踏襲すべき旨を聲明し、提出濟の此等豫算案及法律案を始め財政計畫に關しては何等の變更を試みしことなかりしを以て、此等の諸施設は實質的には何れも第二次加藤內閣の施設に屬せしものと謂ふべきなり。

斯くて若槻內閣の財政計畫は昭和二年度に於て實現せられしものとす。

以下大正十四、十五兩年度に於ける加藤內閣の財政施設中、其の最も重要なるものに就て之を概說すべし。

第二款　行政及財政の整理

第一項　緒　言

大正十三年六月加藤內閣成立するや、同內閣は行政及財政の整理を其の三大政綱の一に揭げ、當時既に施行中なりし大正十三年度豫算に對し整理を加へ、一般會計に於て三千萬餘圓、特別會計に於て

千七百餘萬圓の節減を行ふ所ありしが、更に十四年度歲計に於て右方針の實現を期し、之が調査を進めし結果同年十月に至り其の整理大綱を決定し、漸次之を實施したり。即ち之に依れば行政各部に亙り機關の廢合整理と人員の淘汰とを併せ行ふの外、別に陸軍軍備の整理充實を行ひ、特別會計の整理改廢を斷行し、且鐵道・治水・港灣・震災善後等の各種繼續事業に對し繰延を行ふものにして、政府は此の大綱に基き大正十四年度豫算を編成し、同年度に於て一般會計に於て約一億二千五百萬圓、特別會計に於て約一億四百萬圓、合計約二億五千六百萬圓の節減及繰延を實行したり。但し右整理額は政府が第四十九議會に大正十三年度追加豫算案を提出するに際し、新に改定したる十三年度以降歲入歲出概計表に於ける十四年度歲入歲出豫定額を基準としたるものなり。今右大正十四年度整理額の內譯を掲ぐれば左の如し。

區分	節減額 普通費	節減額 繼續費	節減額 計	繰延額 普通費	繰延額 繼續費	繰延額 計	合計 普通費	合計 繼續費	合計 計
一般會計	六七、六七八、一七六円	三八二、九八四円	六八、〇六一、一六〇円	七、九二八、三三八円	七六、二八七、五〇一円	八四、二二五、八三九円	七五、六〇六、五一四円	七六、六七〇、四八五円	一五二、二七六、九九九円
經常部	五四、六〇二、一九〇	〇	五四、六〇二、一九〇	〇	〇	〇	五四、六〇二、一九〇	〇	五四、六〇二、一九〇
臨時部	一三、〇七五、九八六	三八二、九八四	一三、四五八、九七〇	七、九二八、三三八	七六、二八七、五〇一	八四、二二五、八三九	二一、〇〇四、三二四	七六、六七〇、四八五	九七、六七四、八〇九
特別會計	五八、一七九、六九五	四、〇一七、八七四	六二、一九七、五六九	一、三六八、八七五	四一、〇三三、四一三	四二、四〇二、二八八	五九、五四八、五七〇	四五、〇五一、二八七	一〇四、五九九、八五七
合計	一二五、八五七、八七一	四、四〇〇、八五八	一三〇、二五八、七二九	九、二九七、二一三	一一七、三二〇、九一四	一二六、六一八、一二七	一三五、一五五、〇八四	一二一、七二一、七七二	二五六、八七六、八五六

右整理減額は人件費・物件費其他一切の支出を通じて總括せしものなるが、右の內人員の整理は事務・事業及經費等の關係上之を大正十四年度以降三箇年度に亙りて實行せしものにして、其の員數官吏・雇員・傭人・兵卒・職工を通じ一般及特別會計合計四萬百四人に上り、之に對する退職賜金及手當の交付額は合計四千三百四十六萬餘圓に達し、內三百三萬九千餘圓を現金を以て支給せし外は、殘額四千四十二萬千餘圓は總て退職賜金公債を發行して交付したり。而して右四萬百餘人の人員減少に因り節減し得る人件費は、十四年度分總額五千九百十一萬七千餘圓にして、今其の內譯を示せば左の如し。

區分	一般會計 經常部	一般會計 臨時部	一般會計 計	特別會計	合計
俸給	一五、二五二、〇二一円	一、三七一、〇一四円	一六、六二三、〇三五円	八、〇一一、九四八円	二四、六三四、九八三円
給料	六、九六一、一九二	四、一〇二、八六二	一一、〇六四、〇五四	一三、一二九、七二九	二四、一九三、七八三
旅費	一、四八七、三六二	九三七、七一八	二、四二五、〇八〇	三、三四一、三六六	五、七六六、四四六
手當其他の給與	二、三六一、三〇九	四六〇、五六七	二、八二一、八七六	一、七〇〇、四三八	四、五二二、三一四
合計	二六、〇六一、八八四	六、八七二、一六一	三二、九三四、〇四五	二六、一八三、四八一	五九、一一七、五二六

以下此等行政及財政整理の中主要なるものに就て概說すべし。

第二項　陸軍軍備の整理充實

陸軍軍備に關しては既に大正十一年度に於て海軍軍備の縮小に應じて之が整理縮小を行はれしが、爾後陸軍に於ては世界列國の軍備に鑑み陸軍の大改革を行ふの必要を認め、之が調査研究を行ふ所ありしが、大正十三年八月に至り其の成案を得、一般行政整理とは別途に陸軍軍備の整理を行ふと同時に、新規充備計畫を立て、大正十四年度以降の豫算に於て之が實現を期したり。今其の要綱を擧ぐれば軍備整理に在りては四箇師團及之に伴ふ諸部隊を廢止する外、輜重兵隊の改編及軍馬補充部

の整理を行ひ、官衙學校の改編及事務費を削減する等に依り、十四年度豫算に於て經常臨時合計千二百九十四萬餘圓の整理減額を行ふものとし、又新規充備計畫に在りては經費總額一億四千百二十六萬餘圓を以て大正十四年度以降同二十一年度に至る八箇年度に於て、航空部隊の充實、戰車隊及高射砲隊の新設、化學兵器の研究施設、銃砲の改新其他化學應用に關する諸設備、通信教育及研究の統一、自動車學校の新設、青少年訓練等を實施せんとするものにして、其の十四年度所要經費は千二百六十六萬餘圓に止れり。斯くて本次に於ける陸軍軍備の整理は其の新規充實計畫費と相殺して、殆ど經費の節約を見ることなかりしものなるが、右整理に因る人員の減少は將校約千二百名、准士官以下約三萬六千名、合計三萬七千二百名に達したり。今陸軍軍備整理額及新規充備施設額を對照表示すれば左の如し。

事項	大正十四年度	同十五年度	同十六年度	同十七年度	同十八年度	同十九年度	同二十年度	同二十一年度	同二十二年度	同二十三年度
軍備整理額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
經常部	三、八二五	一七、一〇〇	一七、一六六	一七、二一七	一七、二三八	一七、二三八	一七、二五二	一七、二六一	一七、二六一	一七、二六一
臨時部	三三三	五〇四	三七七	二、一〇七	七〇七	一、〇八〇	一、〇八〇	二、一〇〇	二、八〇〇	二、七八〇
合計	三、九四七	一七、六〇四	一七、五三三	一九、三二四	一七、九三五	一八、三〇八	一八、〇二二	一九、〇六一	二〇、六八一	二〇、六四一
新規施設額										
經常部	七、七二九	八、〇五二	一〇、一三八	一三、〇三〇	一四、二四三	一七、〇六八	一七、一〇二	一七、五二二	一七、五二二	一七、五二二
臨時部	四、九二八	八、五一三	九、三〇六	七、四七六	四、四三七	八八六	四五〇	三四二	〇	〇
合計	一二、六六七	一六、五六五	一九、四四三	二〇、五〇六	一八、六八〇	一七、九五四	一七、五五二	一七、八九四	一七、五二二	一七、五二二
差引過不足（△）	二八〇	一、一三八	△一、九〇九	△一、一三五	七四五	三五四	一、一三〇	一、七七	二、八二九	二、八〇九

第三項　特別會計の整理

第一　緒言

更に加藤內閣の實行したる行政及財政整理の一部として重要なるものに特別會計の整理あり。抑特別會計の設置は會計法の規定に基き、特別の須要に因り會計法の一般的規定に準據し難きものあるときに限り、法律を以て之を定むるものにして、歳計統一の原則に對する例外を成すものなるは勿論なるが、實際に於ては種々の理由に因り設置せらるるもの漸次增加し、大正十三年度に於ては其の數合計三十七會計の多きに達したり。斯くて特別會計の多數に上れる爲め自ら歳計を不統一に陷らしめ、延て財政を放慢に流れしめたる傾向は否むべからざるものありて、之が整理廢合は行政及財政整理の一重要項目を成したるのみならず、世界大戰時に於ける特別施設の爲に設置せられたる特別會計にして、戰後當然廢止せらるべきものをも存せしを以て、政府は大正十四年に於て之が整理を行ふことと爲し、右三十七會計の中、在外國帝國專管居留地・大藏省預金利子・臨時國庫證券收入金・朝鮮醫院及濟生院・陸軍營繕費補充資金、大正三年臨時軍事費の六特別會計を設置し、且東京外四帝國大學各省預金部・教育改善及農村振興基金・朝鮮鐵道用品資金の三特別會計を廢止すると共に、新に大藏別に設置せられし特別會計を帝國大學なる一特別會計に統一し、差引三十會計に減少したり。此等の中大藏省預金部特別會計は從來の預金利子特別會計を繼承せしものなりと雖も、其の制度及內容に根本的の改革を加へしものなるが故に、項を改めて之を記述することと爲し、以下其他の特別會計の廢置に就き其の主要なるものを概說すべし。

第二　臨時國庫證券收入金特別會計の廢止

臨時國庫證券收入金特別會計は既述の如く大正六年七月、輸出爲替資金の疏通を圖り、且聯合國に對する輸出軍需品代の決濟を便にし、其他聯合國の財政援助を行ふ爲め、臨時國庫證券法を制定すると共に同法に基き發行したる臨時國庫證券收入金の運用に關して其の收支の整理を特別に行ふ爲め設置せられしものにして、爾來右臨時國庫證券の發行に依る資金を運用して、輸出爲替資金の調節及聯合國に對する輸出軍需品代金の決濟竝に其他聯合國の財政援助の事に當り來れり。然るに大正七年十一月に至り歐洲大戰終熄し、且之に伴ひて國際經濟關係に變動を生じ、殊に休戰の翌八年以來急轉したる我國貿易の逆調に依り、爲替相場は低落の傾向を示し、玆に臨時國庫證券發行の目的は事實上自然消滅に歸したり。然りと雖も曩に軍需品代金決濟竝に財政援助の目的を以て、露國及支那國政府に融通したる金額合計三億四千百四十七萬餘圓に關しては、兩國共殆ど其の元利支拂を實行せざるの狀況に在りしを以て、政府は右の融通の爲に發行したる臨時國庫證券の借換及利拂等を爲す爲に、更に臨時國庫證券を發行し、斯くて年々一時を糊塗して大正十四年に及びしが、斯くの如き方法を繼續するときは、大正十五年度に至りて本特別會計の資金は皆無となり、既發臨時國庫證券の利子支拂も不可能となるの計算となりしを以て、政府は大正十四年特別會計の整理を斷行するに際し、本特別會計も之を廢止して其の負擔を一般會計に移し、現存の臨時國庫證券は其の償還期限の到來と共に、順次普通の公債に借換ふることと爲し、大正十四年三月法律第十五號を以て、臨時國庫證券收入金特別會計法は大正十三年度限り之を廢止し、本特別會計に屬する資金及債務は之を一般會計に歸屬せしむることと定めたり。右法律制定の結果、大正十三年度末現在の本特別會計剩餘金三億六千六百九十九萬八千九百七十五圓餘の中、有價證券（露國及支那國政府發行の公債又は諸證券）を以て保有するもの三億四千二百四十七萬五千三百二十五圓餘は、有價證券の儘之を一般會計に引繼ぎ、差引現在金二千四百五十二萬三千六百四十九圓餘は、之を翌年度一般會計の歲入に編入し、玆に本特別會計の整理を行ひたり。

第三　臨時軍事費特別會計の廢止

臨時軍事費特別會計は大正三年臨時事件に關する臨時軍事費を、一般の政費と區分して特別に整理せんが爲に、大正三年九月設置せられしものにして、事件の終結迄を一會計年度として整理するの制度なり。而して大正七年十一月歐洲大戰の終熄と共に、我國の對獨軍事行動も終局を告げ、爾後は西比利亞及薩哈嗹州の兩方面に於ける軍事行動を存するのみとなりしが、大正十一年十月西比利亞及北滿洲方面に派遣せられたる我軍隊の撤收を完了したる後に於ては、單に薩哈嗹州派遣軍の駐屯を殘すのみとなり、從て臨時軍事費の支出は逐次減少し、之が爲め特別會計を存置するの必要殆ど之れなきに至りたり。然るに本特別會計に於ては、經費支辨財源の過半を借入金又は公債の發行に據るの豫定なりしも、大正九年度以降に於ては、他の公債の發行輻輳せしと、我國經濟界の變動とに依り臨時軍事費公債の發行に便ならざるものありしを以て、當時國庫に多額の歲計剩餘金を存せしを幸ひとして、之を以て臨時軍事費の歲出に繰替支辨することと爲せし結果、公債の發行は自然益〻遲延せしが、大正十二年九月關東大震災の後は之が發行甚だ困難の狀況に陷り、所要の借入金及公債募集金の中一億四百餘萬圓は遂に之を調達することを得ざるに至り、爲に本特別會計を終結せしむることを得ず、未整理の儘存續して大正十四年に至りたり。依て政府は同年特別會計の整理を行はんとす

るに當り、本特別會計の廢止を計畫し、後述の如く先づ補助貨幣改鑄益金の內を以て新に教育改善及農村振興基金を設置すると共に、該基金中より本特別會計に臨時軍事費公債未募集額に相當する一億四百五十萬圓を借入し、更に一般會計より一千萬圓の繰入を受けて其の不足額を補塡し、以て本特別會計を終結せしむることと爲し、大正十四年三月法律第三十四號を以て同年四月一日限り本特別會計を廢止したり。

第四　教育改善及農村振興基金特別會計の設置

歐洲大戰勃發以來經濟界の好況に伴ひ補助貨幣は著しく拂底し、殊に銀相場騰貴の影響に因り、銀貨幣は殆ど流通市場より其の影を沒するに至りしを以て、政府は大正六年以降各種の小額紙幣を發行して、補助貨の缺乏を補ふことに努めしが、此の小額紙幣は其の發行の趣旨に顧み、且其の流通の實蹟に徵し、成るべく速に之を回收するを必要とせしを以て、政府は之に代るべき補助貨の發行を計畫し、先づ大正七年五月五十錢・二十錢及十錢銀貨の寸法及量目等の改正を行ひて、其の鑄潰點を六十五片半に引上げ、尋いで大正九年七月に至り十錢銀貨を廢して之を白銅貨とすると共に、五錢白銅貨の量目を低減したり。而して此等改正補助貨幣の中、白銅貨は直に鑄造發行せられしが、銀貨幣に關しては、爾來銀價の騰貴益〻甚しく、改正鑄潰點をも凌駕せんとするの勢を示せしを以て、政府は鑄造濟銀貨の發行を暫く見合はすことと爲したり。然るに大正十年に至り銀價の大勢稍〻安定に近づきしを以て、政府は大正十一年四月更に貨幣法を改正し、從來の銀貨鑄潰點六十五片半を百片に引上ぐることを標準として、五十錢及二十錢銀貨の品位・量目・寸法等を改正したり。斯くて政府は大正十一年以降に於て五十錢銀貨・十錢及五錢白銅貨竝に一錢青銅貨の未曾有の大鑄造を行ひ、以て小額紙幣の回收に努むることとしたり。茲に於てか此の改鑄補助貨幣の材料費と額面價格との差異より生ずる改鑄益金は、大正十一年度以降急激に增加し、從て此の益金の繰入を受けたる造幣局特別會計中の資金部の資金現在額は、大正十二年度末に於て一億五千七百餘萬圓に達したり。元來造幣局資金設置の目的とする所は、舊貨幣及流通不便貨幣の交換及處分に關する用途に供するに在るものなるが、此の目的の爲に資金部に保留するを要する資金は、五千萬圓を以て充分とするが故に、其の殘餘は之を他の經費に流用するも支障なきものなり。然れども斯かる巨額の資金の增加は上述の如く、主として政府の貨幣政策遂行に伴ふ偶然の所產にして、寧ろ政府の豫期せざりし收入とも稱すべきものなるが故に、政府は之を一般の經費に流用することなく、特別基金として保留し、其の運用利殖金を以て社會事業の爲に使用するの計畫を立て、大正十二年第四十六回帝國議會に社會事業基金特別會計法案を提出せしも、議會の審議未了の爲め成立するに至らざりき。斯くて大正十四年に至り特別會計の整理を行ふに當り、政府は右造幣局資金を教育の改善及農村產業の振興に要する費用に使用することに決し、同年三月法律第十四號を公布し、大正十四年度より造幣局資金の內一億三千萬圓を基金として新に教育改善及農村振興基金特別會計を設置し、其の運用金を以て前記の目的の爲に使用することとしたり。而して右基金一億三千萬圓の運用に關しては、政府は年利五分を以て一般會計に之を貸付するの形式に依り、內一億四百五十萬圓を臨時軍事費公債の未募集額の代り財源に充當して、臨時軍事費特別會計を大正十四年四月一日限り終結せしめ、殘額二千五百五十萬圓は之を大正十四年度に於て、震災善後公債の一部に振充つることと爲し、之に依りて生ずる利子收入六百五十萬圓の中四百萬圓を師範教育改善費に、二百五十萬圓を農村振興費に使用することに決定し、大正十

四年度豫算に之を計上したり。

第四項　預金部制度の改革

大藏省預金は明治九年五月以來、大藏省國債局に於て準備金運轉に關して官廳及官廳外諸向より先收する所の現金の性質に從ひ、之を準備金中預金として取扱を爲せしに始るものにして、爾後驛遞局貯金及各官廳に於ける一時の餘裕金其他民間の資金を預り、前者と同じく準備金中の預金として運用利殖を行ひしが、明治十八年五月に至り始めて預金規則を制定し、大藏省に預金局を置き驛遞貯金・各官廳の積立金及社寺教會・會社其他人民共有の積立金を預り、運用利殖することを定めたり。尋いで明治二十三年三月會計法の施行と共に右大藏省預金特別會計に關する法律を制定し、其の出納を特別會計として處理せしむる事と定めたり。右の預金規則及預金特別會計に關する法律は、共に爾後何等の變更を加へらるることなくして永く行はれ來りしが、此等の法令は其の規定極めて不完全にして、預金規則は預金の運用利殖の方法に關して何等の制限を設くることなく、又預金特別會計に關して何等規定するに止まりて、資金の收支經理に關して何等明確なる規定を存することなかりしなり。是を以て從來世上動もすれば大藏省預金部に對し、其の資金運用の方法の放慢に流るるを非難し、又其の資金經理の狀態の不明確なるに疑惑の眼を向くるものあるに至れり。而も他方に於て預金部資金の額は累年增加し、就中其の主要構成要素たる郵便貯金は、世界大戰以來約八箇年間に七億七千萬圓を增加し、此の他普通預金・利子拂元積立金等の膨脹に依り、戰前二億九千萬圓たりし預金部資金は、大正十三年には實に十四億圓を超過し、之が運用如何は財政上及經濟上に大なる影響を及ぼすに至れり。玆に於てか預金部改革問題は愈具體化し、既に大正十二年三月第四十六回帝國議會に際し、貴族院は『預金規則ヲ改正シ資金運用ノ方法ヲ確實ニシ又運用ニ關スル監督ヲ嚴ニスルノ方法ヲ講ゼラレ度』との決議案を可決し、大藏大臣亦之に對し相當講究すべき旨を言明したり。爾後政府に於ては銳意之が實行に關し必要なる基礎的調査を進むるに至りしが、預金部改革論は要するに預金部資金運用の專斷祕密主義を排して之を民衆的に開放せんとするに在りたるものにして、試に之を實質的開放と形式的開放とに分ちて其の主張を見るに、先づ其の實質的開放に關する主張としては、當時預金部資金の運用額は十四億圓に達せしも、其の內容を見るに公債二億六千萬圓、諸會計貸付金一億三千萬圓、四分半利付英貨公債償還財源として保有したる正貨三億三千萬圓以上あり、結局七億二千萬圓は主として財政上の目的に利用せられたるに對し、他方低利資金として地方の開發又は社會政策的目的の爲に融通せられたる金額は約二億五千萬圓にして、卽ち前者が資金總額の五割一分を占むるに反し、後者は僅に一割八分を占むるに過ぎず、尤も國債證券の購入其他財政援助を目的とする運用は確實なる資金運用方法にして、强ち非難すべきにあらずと雖も、郵便貯金は元來國民の零細なる貯金を以て成るものにして、其の資金は出來得る限り之を地方の開發助成其他國民生活の向上を目的とする社會政策的施設の爲に使用せざるべからざるものなるが故に、此の際預金部を改造して民衆の爲に開放し、國庫偏重主義を緩和して斯かる要求に應ぜざるべからずと爲せり。次に資金運用の形式的開放に關しては、從來預金部資金の運用方法は其の決定及實行共に大藏大臣の專斷に屬したりと雖も、此の如きは預金部資金の總額が未だ二三億圓を出でざりし世界大戰前のことにして、既に資金の總額が十四億を突破し、其の運用方面も亦

多岐に亙り、之が實行に就き愼重なる考慮と公正なる態度とを必要とすること益〻切なるものあるに拘らず、依然舊制度を墨守して之を官廳の專斷に委するが如きは時勢の要求に副ふ所以にあらず、須らく之が運用の決定には官吏・實際家其他學識經驗ある人々を參與せしめて民衆の爲に開放せざるべからず。又預金部の收支經理は全く世人の知らざる所にして、帝國豫算には大藏省所管中單に預金利子の項目を存するのみなるを以て、此の際須らく預金部を完全なる特別會計として其の歲入歲出の收支を帝國議會の監督下に服せしめ、國民の監視に開放せざるべからずとせり。

茲に於て政府は大正十四年行政及財政の整理刷新を行ふを機として從來の預金部制度に大改革を加ふることと爲し、同年三月從來の預金規則及預金特別會計に關する法律等を廢して新に預金部預金法竝に大藏省預金部特別會計法を制定し、更に之に伴ひ種々の規行上取扱規則を制定したり。今其の改革の要綱を擧ぐれば左の如し。

（一）事務取扱機關に關する改革

從來預金部の事務は理財局國庫課の一掛に於て取扱ひしに過ぎざりしが、改正の結果大藏省內の一部局として新に預金部を設置せられ、預金部預金の管理及預金部資金の運用竝に經理に關する事務を掌ることとなり預金部なる名稱は、茲に始めて行政機關の名稱となるに至れり。

（二）運用方法に關する改革

從來の預金規則は單に大藏省預金は預金局に於て保管利殖すべき旨を規定したるに過ぎずして其の如何なる事業に投資するやは總て大藏大臣に一任せられたるかの如き感ありしが、預金部預金法及預金部資金運用規則に於ては、運用の準則として詳細なる規定を設け(一)預金部資金は有利確實なる方法を以て、國家公共の利益の爲に運用することを要し(二)其の運用方法は一定の證券の應募引受・買入及特殊銀行への貸付等に限り(三)而して其の運用に就ては大藏大臣を會長とし、各省高等官學者・實際家を以て委員とする預金部資金運用委員會に諮問することを要し(四)且大藏大臣は每年度預金部資金運用の狀況及運用資金に關する重要事項を記載したる報告書を運用委員會に提出することを要するものとせり。

（三）收支經理に關する改革

從來の預金特別會計に關する法律に於ては預金部の收支・損益・資產の狀況等に就き何等明確なる經理の法則なかりしが、大藏省預金部特別會計法に於ては、從來の預金特別會計に代へて大藏省預金部特別會計を設置し、從來の如く運用利殖金及預金利子のみを其の歲入歲出と爲すことなく、此等の外運用手數料・一般會計繰入金・事務取扱費・運用損失金等をも其の歲出と爲すと共に從來預金利子は一般會計を經由して支出する制度なりしを改めて、直接本特別會計より支出することと爲し、且預金部資金に屬する運用資產は之を評價して、價格の減損を生じたる場合に於ける償却方法を規定する等、收支經理の明確を期することとしたり。

以上の諸改革は大正十四年四月より實施せられ、茲に大藏省預金部の制度は全く其の面目を一新するに至れり。

第三款　公債政策の變更

加藤內閣は其の財政緊縮政策に基き、公債政策に就ても從前內閣の方針に變更を加へ、嚴に其の發

行額を緊縮すると共に、內外市場に公募するの方法を極力排除することと爲したり。蓋し大正十三年六月同內閣成立當時に於ける既定計畫に依れば、大正十三年度に於て新規募債を必要としたる金額は、帝都復興費一億千二十一萬千七十九圓、震災復舊費八千九百三十二萬千五百七十五圓、地方貸付金三千十二萬四千圓、帝都復興關係地方融通金二千二十七萬九千圓、復興局事務費二百六十五萬九千九百七十九圓、經濟復興資金三千五百萬圓、臨時軍事費一億四百四十五萬四百七十一圓、外地事業費一千萬圓、帝國鐵道震災復舊費三千五百萬圓、合計四億三千七百五萬二千百四圓に達せしが、政府は斯くの如き巨額の新規募債を行ひ一般市場より資金を吸收することは、經濟界を壓迫すること甚しきものありて、當時の財政經濟の狀況に鑑み極めて不可なりと認め、其の計畫に變更を加へ、經濟復興資金の調達を公債募集に求むるの方針を改めて新に復興貯蓄債券を發行して其の收入金に依ることと爲すと共に、復興局の經費は之を普通財源の支辨に移し、又臨時軍事費は必ずしも之を年度內に募集するの要なきに依り之を見合せ、斯くて新規公債發行所要額を先づ二億九千四百九十四萬千六百五十四圓に改定したり。而して右の金額は郵便局賣出、預金部引受、外債募集金等を以て充當することと爲し、十三年度に於ては一般市場に於ける新規募集は全然之を中止することに決したり。然るに既述の如く其の後同年九月中大正十三年度實行豫算を改訂し、一般會計歲出中より合計三千萬三千餘圓を節減又は繰延ぶることと爲せしを以て、右募債實行豫定總額中公債支辨に係る震災復舊費四千九百四十六萬四千圓に就き更に其の中千九百四十六萬五千圓を減少して、結局同年度新規募債額を合計二億七千五百四十七萬六千圓に止むることと爲し、此の中帝國鐵道震災復舊復興費に充つる分三千五百萬圓は郵便局賣出の方法に依り、又朝鮮事業費一千萬圓及震災善後費の中一億二千萬圓合計一億三千萬圓は預金部をして引受けしめ、更に震災善後費の中一億千四十七萬六千圓は外債募集金の內を以て充當し又は交付公債の發行に依ることと爲したり。尙ほ其後大正十四年三月教育改善及農村振興基金特別會計設置せらるるに及び、同會計の保有資金の中一億四百五十萬圓を一般會計貸付の形式を以て、前記臨時軍事費未募集額の代り財源に供せしむることと爲したり。

前記の公債政策は翌大正十四年度以降に於ても嚴に之を恪守し、新規の公債募集は之を震災善後公債の外、鐵道及一部外地事業費のみに限定することとし、左記の如き豫定計畫に基き引續き市場一般公募を中止することとせり。

費目	大正十四年度	大正十五年度
震災善後費	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇、〇〇〇円
帝國鐵道事業費	四〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇
震災復舊復興費	二五、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
建設及改良費	一五、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇
朝鮮事業費	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇
臺灣事業費	—	三、〇〇〇、〇〇〇
樺太事業費	—	二、〇〇〇、〇〇〇
合計	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇〇

卽ち兩年度共發行豫定總額を一億五千萬圓に止め、震災善後關係の交付公債を除くの外は全部之を郵便局賣出、預金部並に教育改善及農村振興基金特別會計の引受に依り調達することと爲せしものにして、右發行豫定總額は市場一般公債に依らずして發行し得る限度を目標として之を定めしも

のなり。

以上の如く大正十四年度以降極力公債の發行に抑制を加へし結果、其の發行額は稍〻減少を見しと雖も、而も尙ほ前述の如く震災善後公債・各外地及鐵道事業公債の發行あり、加ふるに此の間短期債券の借換竝に各種の交付公債の續發ありしを以て、國債額は依然として增加の一途を辿り、大正末年に至る迄比年數億の增大を示せり。今大正十二年度乃至十五年度に於て發行せられたる公債を見るに、震災善後、鐵道及外地事業の諸公債の外、鐵道及輕便鐵道の買收代金に代へ交付したる軌道償債公債、大正十一年及十四年の陸海軍軍備制限及行政整理に因り退職したる者に交付したる退職賜金公債、大正八・九年の露國革命及西比利亞事變の爲め損害を被りたる者竝に大正九年尼港事件及オコーツク事變の爲め損害を被りたる者に對し交付したる救恤公債、後述の如く日本興業銀行外二行の對支借款關係の債務整理の爲め交付したる對支借款三銀行債務整理公債、大正十一年海軍軍備制限の實施に因り損害を被りたる軍艦兵器製作所に對し交付したる海軍軍備制限補償公債等の交付公債あり、臨時國庫證券收入金特別會計の廢止に際し一般會計に繼承したる同特別會計に歸屬せる同證券の爲に發行せし臨時國庫證券整理公債あり。今此等各種公債の內容を一括表示すれば左の如し。

起債目的	國債種別	發行年度	發行額	發行方法
震災善後	五分利國庫債券	一三	一二〇、〇〇〇、〇〇〇 円	預金部引受
鐵道事業	五分利公債	一四	三〇、〇〇〇、〇〇〇	教育改善及農村振興基金引受
		一五	二七、〇〇〇、〇〇〇	預金部引受

起債目的	國債種別	發行年度	發行額	發行方法
震災善後	五分利國庫債券	一三	二四、一八一、〇五〇	同　上
		一四	一〇、〇〇〇、〇〇〇	郵便局賣出
		一五	一六、二三九、〇七五	交　付
鐵道事業	六分半利付米貨公債	一二	二二、一五五、三五〇	同　上
	六分利付英貨公債	一二	六、二三〇、五〇〇	同　上
	五分利公債	一三	一一、四三〇、七八五	公　募
		一五	一〇五、〇七〇、二八四	同　上
	五分利國庫債券	一二	三、五〇〇、〇〇〇	預金部引受
		一三	四、五〇〇、〇〇〇	鐵道共濟組合引受
		一四	一三、〇〇〇、〇〇〇	預金部引受
朝鮮事業費	五分利國庫債券	一三	四〇、〇〇〇、〇〇〇	郵便局賣出
		一四	四〇、〇〇〇、〇〇〇	同　上
	五分利公債	一五	四〇、〇〇〇、〇〇〇	同　上
臺灣事業費	五分利國庫債券	一五	五〇、〇〇〇、〇〇〇	同　上
		一三	一五、〇〇〇、〇〇〇	教育改善及農村振興基金引受
		一四	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一千萬圓は郵便局賣出、一千萬圓は預金部引受
樺太事業費	五分利公債	一三	一〇、〇〇〇、〇〇〇	郵便局賣出
	五分利國庫債券	一五	七、六八三、八六三	郵便局賣出
軌道補償	五分利公債	一二・一四	三、〇〇〇、〇〇〇	同　上
			二、三一六、一三六	郵便局賣出
			二、〇〇〇、〇〇〇	教育改善及農村振興基金引受
			八六〇、〇〇〇	交　付

退職賜金	同	五分利公債	上	一一・一二・一三・一四・一五	
露國政變及西比利亞事變關係救恤	同	同	上	一二・一三・一四・一五	
西比利亞引揚關係救恤	同	同	上	一三・一四・一五	
尼港事件及オコーツク事變關係救恤	同	同	上	一五	
對支借款三銀行債務整理	同	同	上	一五	
海軍軍備制限補償	同	同	上	一五	
臨時國庫證券整理	同	同	上	一四	

年度	起債額	還債額	年度末未償還額
大正八	二一四、一一二、四〇〇 円	四九六、〇七五、五〇〇 円	二、七九三、五六一、三〇二・三八〇 円
同九	四八四、七二二、一二五	三四、二三九、八六九、〇〇〇	三、二四四、〇四一、八〇八・三八〇
同一〇	四一五、五五七、九七五	一一五、七二八、九四六・七八〇	三、五四三、八七〇、八三六・六〇〇
同一一	五〇八、三八九、九五〇	二四三、五九九、二九四・〇〇〇	三、八〇八、六六一、四九二・六〇〇
同一二	七五九、六二三、二七五	三七〇、六八八、三七四・八〇〇	四、一九七、五九〇、九一七・八〇〇
同一三	七一八、五七八、八二五	五八六、四三二、九六三・三八〇	四、三二九、七三三、一七九・四二〇
同一四	六〇〇、六九三、〇五〇	四六四、五二九、九四四・〇八〇	四、九九九、一七六、三六〇・三四〇
昭和元	五三七、五八八、七二五	三六四、九九八、七六八・九六〇	五、一七一、七六六、二一六・三八〇

以上の外臨時國庫證券の借換發行竝に米穀證券の發行あるも、玆には之を省略す。

今參考の爲め世界大戰終局以後大正末年度迄の國債起債額・償還額及年度末現在額を掲ぐれば左の如し。

九〇、〇六九、〇二五 円	交付	一一・一二・一三・一四・一五	
一、四六三、五二五	同	上	
一、四七八、一〇〇	同	上	
九九八、五五〇	同	上	
八二、九〇二、五五〇	同	上	
二〇、〇〇〇、〇〇〇	同	上	
六二、三〇〇、〇〇〇	預金部引受		

（備考）一、割引發行に依る短期證券及借入金を除く。

二、臨時國庫證券は一般會計に歸屬したる大正十四年度以降之を包含す。卽ち同年度末償還額には同年度首臨時國庫證券未償還現在額五三三、二八〇、〇七五圓を併算す。

三、年度末未償還額の計數に前後一致せざるものあるは發行取消あるに因る。

第四款　稅制整理及關稅改正

第一項　稅制整理

大正十三年六月加藤內閣成立するや、同內閣は行政及財政の整理緊縮を斷行するの必要を認め、右方針に基き既述の如く大正十四年第五十回帝國議會の協贊を經て各種の方策を實行せしが、右行政及財政整理の一段落を告ぐるや、政府は引續き年來の懸案たる國稅及地方稅に亙る租稅制度の一大整理を斷行せんことを期し、同議會閉會後大正十四年四月大藏省內に稅制調査會を設置して之が調査を行はしめたる末、其の成案を得て之を大正十五年一月第五十一回帝國議會に提出したり。而して本次の整理の目的とする所は租稅の體系を整理し、負擔の均衡を圖るに在りしと雖も、特に時代の趨向に鑑み社會政策的の效果を擧ぐると同時に、事業の基礎を鞏固ならしめ、產業の發展に資せんとするの方針を採りしものなるが、其の整理に因る歲入總額の增減に關しては、當時の財政狀況に照し到底歲入の減少を生ずべき整理を行ふことを得ざるものありしが故に、本次の稅制整理は歲入に著しき增減なからしむる範圍內に於て之を實行することと爲したり。斯くて其の整理案の要綱は國稅整理に就ては、先づ第一に直接國稅の體系に關しては大體に於て從來の制度を是認し、一般所得稅

を中樞として之に適當なる改正を施し、之が補充の爲に地租に相當改善を加へて之を存置すると共に、現行營業稅を廢止して營業收益稅を以て之に代へ、且新に資本利子稅を設けて租稅の體系を整へ負擔の公平を圖り、第二に通行稅、醬油稅、賣藥稅を廢止し、綿織物に對する織物消費稅を免除して、中流以下多數國民の生活上の負擔を輕減し、第三に此等諸稅の改廢に因る財源の不足を補塡する爲に相續稅及酒稅の增徵を行ひ、清凉飮料稅を新設し、且煙草の定價引上を行ふに在りしものにして、又地方稅の整理に就ては、從來極めて不完全且不統一なりし地方稅制度に根本的の改正を加へ、府縣稅及市町村稅に亙りて新稅の創設舊稅の廢止竝に附加稅率の改正を行ひ、以て地方稅體系の整備を圖らんとするに在りしものなり。此等整理の內容は甚だ複雜多岐に亙ると雖も、今其の要綱を揭ぐれば左の如し。

第一　國稅の整理

(一)　所得稅の改正

一、總ての法人の留保所得に對し累進的課稅を爲すの制度を廢止し、留保所得と配當所得との區分を爲さず、一括して之を普通所得と稱し、之に對し百分の五の比例稅を課することに改めたること。

二、同族會社に於て一定の程度を超えて留保したる所得は、之を株主社員に配當したるものと看做す現行の制度を變更して、一定の程度を超えたる留保に對し相當高率（百分の十乃至三十）の累進稅率を以て算出したる稅額を、當該同族會社の普通所得に對する稅額に加算して徵收することと改めしこと。

三、第一種所得稅と第二種所得稅との重複課稅を避くる爲め第一種所得稅額中より其の事業年度に於て納付したる第二種所得稅額を控除することに改めしこと。

四、法人の清算所得に對する稅率百分の七·五を百分の十に改め、外國法人に對する普通所得（現行戊の所得）の稅率百分の七·五を百分の十に改めしこと。

五、第三種所得の課稅最低限八百圓を千二百圓に引上げしこと。

六、第三種所得の稅率中千二百圓以下の金額に對する分を百分の〇·八とせしこと。

七、第三種所得は大體前年の實績を基礎として算定することと爲せしこと。

八、勤勞所得の控除は所得總額六千圓以下に屬する金額に付二割、六千圓を超ゆる分に屬する金額に付一割とせしこと。

九、扶養家族の控除は所得金額に依る區分を設けず、所得三千圓以下全部に對し一人に付百圓とせしこと（現行三千圓以下五十圓、二千圓以下七十圓、千圓以下百圓）。

十、山林所得の稅額は其の所得金額を五分したるものに稅率を適用したる金額の五倍と爲せしこと。

(二)　地租の改正

一、地租負擔の公平を期する爲め地租の課稅標準は各地目共全部之を賃貸價格に改むることと爲し、右賃貸價格の調査は大正十五年四月より著手し、大正十六年十二月迄に之を完了して大正十七年度分より其の賃貸價格に依り地租を徵收することと爲せしこと。

二、賃貸價格を決定する迄の田畑の地租（大正十五年及十六年分）は、現行地租條例の稅率百分の四·五

を百分の三·五に低減して徴收することとせしこと（北海道に在りては現行百分の三·二を百分の二·五に低減）。

三、前項の期間中（大正十五年及十六年）は、納稅者が住所地市町村内に於て所有する田畑の地價二百圓未滿（家族の分は合算す）なる場合は、其の田畑の地租を免除すること。

（三）營業收益稅の創設（營業稅の廢止）

一、外形標準に依り課稅する現行營業稅は之を廢止し、之に代ふるに營業收益稅を以てし、營業純益を以て其の課稅標準と爲せしこと。

二、營利法人に對しては總て營業收益稅を課することと。

三、個人營業の課稅範圍は大體現行營業稅の課稅業體とすること。

四、個人營業に付ては純益四百圓を以て課稅最低限とすること。

五、稅率は法人百分の三·六、個人百分の二·八とすること。

六、營業稅と地租及資本利子稅との重複課稅を避くる爲め法人の營業收益稅額中より其の事業年度內に納付したる地租及資本利子稅を控除し、個人の營業收益稅額中よりも營業に專用する土地の地租を控除すること。

（四）資本利子稅の創設

一、土地に對する地租及營業に對する營業收益稅との權衡上、內國に於て支拂を受くる左の資本利子に對し資本利子稅を創設せしこと。

甲種　公債（國債を含む）·社債·產業債券·銀行預金の利子又は貸付信託の利益

乙種　第三種の所得に付納稅義務を有する者の所得中營業にあらざる貸金又は預金の利子

二、法人より受くる株式配當には本稅を課せざること。

三、課稅標準額は利子其の儘とし、稅率を百分の二とすること。

（五）相續稅の改正

一、現在の課稅最低限（家督相續二千圓、遺產相續五百圓）を引上げ、家督相續五千圓、遺產相續千圓とせしこと。

二、稅率を改正し、相當程度以上の相續財產に對する稅率を引上げしこと。

三、稅率を增加すると同時に五年以內の延納期間を七年以內に延長せしこと。

（六）酒稅の改正

一、酒造稅の稅率に就き、淸酒一石三十三圓を四十圓に引上げ、其他之に準じ二割程度の增率を爲せしこと。

二、酒精及酒精含有飮料稅の稅率一石三十五圓を四十二圓に、酒精分一度一圓五十錢を一圓八十錢に引上げしこと。

三、麥酒稅の稅率一石十八圓を二十五圓に引上げしこと。

（七）織物消費稅の改正

一、織物中綿織物に對して免稅せしこと。

二、綿織物の範圍は全量中百分の九十五度以上の綿を原料とする織物にして、絹を交へざるものと限定せしこと。

(八) 骨牌稅改正

一、骨牌の稅率を改正し、麻雀一組三圓、其他一組五十錢と爲せしこと(現行一組二十錢)。

二、骨牌製造者に對する免許料(每年六十圓)は大正十五年分限り之を廢止せしこと。

(九) 清涼飲料稅の創設

一、炭酸瓦斯を含有する清涼飲料に對して清涼飲料稅を創設せしこと。

二、稅率を第一種(玉ラムネ壜詰)一石に付七圓、第二種(其他の壜詰)一石に付十圓、第三種(壜詰以外のもの)炭酸瓦斯使用量一瓩三圓と定むること。

三、清涼飲料の製造は免許を受けしむることとし、清涼飲料稅は之を製造者より徵收すること。

(一〇) 通行稅・醬油稅・賣藥稅の廢止

通行稅・醬油稅(官家用醬油稅共)賣藥稅は何れも大正十五年度より廢止せしこと。

第二　地方稅の整理

(一) 府縣稅の改正

一、田畑地租の附加稅率百分の八十三を百分の百七に引上ぐること。

二、營業收益稅の附加稅率百分の四十一を百分の四十三に引上げしこと。

三、所得稅の附加稅率百分の三・六を百分の二十四以內に引上げしこと。

四、府縣稅戶數割は大正十五年度分限り廢止せしこと。

五、田畑地價合計二百圓未滿(國稅地租免稅點)の者に對して特別地稅を賦課し、其の稅率は北海道に在りては地價百分の二・六以內、府縣に在りては地價百分の三・七以內とせしこと。

六、家屋稅を創設し、家屋の賃貸價格を標準として、家屋所有者に賦課することとし、其の賦課率及賦課の制限・賃貸價格の算定・家屋稅調査委員の組織等は勅令の規定に讓りしこと。

七、營業收益稅を課せられざる營業竝に營業者に府縣稅營業稅を課することとし、其の課稅標準及賦課の制限は勅令の規定に讓りしこと。

八、雜種稅を課するを得べきものの種別は、勅令を以て定むるもの及內務・大藏兩大臣の許可を受けたるものに限ることとし、其の課稅標準及賦課の制限は勅令の規定に讓りしこと。

(二) 市町村稅の改正

一、田畑地租の附加稅率百分の六十六を百分の八十五に引上げしこと。

二、營業收益稅の附加稅率百分の六十一を百分の六十三に引上げしこと。

三、所得稅附加稅は之を廢止することとし、戶數割を賦課し難き市町村に於ては、特に許可を得て百分の七以內の賦課率を以て、所得稅附加稅を課することを得るものとせしこと。

四、府縣稅特別地稅に對し、其の賦課制限の百分の八十以內の附加稅を課するを得しめしこと。

五、府縣稅家屋稅に對し附加稅を課するを得しむることとし、其の賦課率及賦課の制限は勅令の規定に讓りしこと。

六、市町村に戶數割を創設することとし、戶數割は一戶を構ふる者に之を賦課し、一戶を構へざるも獨立の生計を營む者には、之を賦課することを得るものと爲し、而して其の課稅標準は納稅義務者の所得額及資產の狀況に據り之を算定するものとせしこと。

七、府縣稅營業稅及雜種稅に對し附加稅を賦課するを得ることとし、其の賦課の制限は勅令の

規定に讓りしこと。

之より先き政府は大正十四年十一月七日に於て專賣局製造煙草竝に各種輸入煙草を通じ定價の約二割方の引上を實行せしが、之れ卽ち前揭の稅制整理計畫を立つるに當り、上述の如く廢減稅に因る歲入の減少を補塡する財源として酒稅に對し二割乃至四割の增徵を行ふことと爲せしに對し、同じく嗜好品たる煙草の定價引上を行ふことは、國民負擔の均衡竝に廢減稅に因る歲入減少の補塡の上より見て當然且必要なりと認めしに因るものにして、之に依り約二千二百萬圓の增收を豫定せるものなるが、右引上に當りては一面社會政策の要求を加味し、下級品に於ては成るべく引上率を低下することに努めたり。今右煙草値上を含めて稅制整理に因る平年度の稅額增減見込額を見るに先づ國稅に在りては所得稅·地租及織物消費稅の改正、營業收益稅の創設(營業稅の廢止)、竝に通行稅·醬油稅及賣藥稅の廢止に因る減收額合計九千三十八萬七千餘圓に對し、資本利子稅及淸凉飮料稅の創設、相續稅·酒稅·骨牌稅の改正竝に煙草定價の改正に因る增收額合計八千二百七萬九千餘圓にして、差引八百三十萬七千餘圓の減收となるものとし、又地方稅に在りては、府縣稅に於て增收額合計七千八百三十六萬二千餘圓に對し減收額合計八千三百九十九萬八千餘圓にして、差引五百六十三萬六千餘圓の減收となり、市町村稅に於て增收額合計二億千四百二十三萬四千餘圓に對し減收額合計二億二千八十一萬九千餘圓にして、差引六百五十八萬五千餘圓の減收となり、地方稅全體に於て千二百二十二萬千餘圓の減收となるものとす。

然るに衆議院は右整理案に就き審議の末、其の中地租改正案に對し二個の點に於て修正を加へたり。其の一は地租の稅率百分の一減の條項を削除し、之に依り得たる財源を以て義務教育費國庫負擔額の增額を、政府原案より更に一千萬圓增加して三千萬圓と爲さんとするものにして、其の二は地租の免除に關し、政府原案が納稅義務者の住所地市町村內に於ける田畑地價の合計二百圓未滿のものに對し地租を免除することと爲せしを改め、住所地市町村竝に隣接地市町村內に於ける田畑地價の合計二百圓未滿のものに對して地租を免除すると共に、小作に付したる田畑に付きては右免除規定を適用せざることと爲し、以て事實上自作農に對する地租免除の趣旨を實現せんとするものなり。斯くて右地租百分の一減の削除に依り租稅收入額は七百五十五萬九千餘圓を增加し、從て稅制整理に因る國稅負擔の輕減額は平年度に於て七十四萬八千餘圓に過ぎざることとなれり。右衆議院の修正案に對しては貴族院も之を可決せしを以て、玆に稅制整理に關する諸法律は何れも大正十五年三月を以て公布せられたり。斯くて大正九年の所得稅の改正に始まり、同十二年に於ける二三稅法の改正を經て一部の實現を見たる稅制整理は、本次の整理に依りて一段落を告げ、國稅及地方稅の全般に亙る稅制の體系は玆に其の確立を見るに至れり。

第二項　關稅改正

大正末年當時に於て銀行の關稅定率法は明治四十三年の制定に依るものなるが、歐洲戰時及戰後に於ける世界の經濟狀勢の激變と共に、我國の產業及外國貿易も其の影響を受くること甚大にして爲に明治末期制定の定率法及附屬稅表を以てしては、新時代の關稅政策の遂行上適應せざるものあるの慨を存したり。仍て政府は其の急施を要するものに就ては時々一部の改正を圖りて之に對應し來りしが、其の全般的改正に至りては能く一朝一夕を以て實行し得る所にあらざるを以て、之を愼

重調査に附し適當の時機竝に調査の成熟を俟つこととせり。會〻大正八年七月臨時財政經濟調査會設置せらるるや、同十年八月政府は同會に對し關稅率の一般改正に關する根本方策に就き諮問を發せしを以て、同會は爾來特別委員を設けて之が調査を爲し大正十二年七月に至り其の成案を得しが偶〻關東震災に遭遇し、更に內閣の更迭相踵ぎし爲め總會の議決を經るに至らず、翌大正十三年三月に至り總會の議決を經て其の答申案を政府に提出せり。斯くて同年六月加藤內閣成立するや、同內閣は愈〻關稅定率法及附屬稅表の改正を實行せんことを期し、先づ之が準備の爲に同年八月以降政府部內に關稅率改正委員會を設け、更めて關稅率の一般的改正に關する調査を行はしめたり。仍て同委員會は大體臨時財政經濟調査會の答申案を改正方針の基調として、一年有餘の日子を費して調査講究を遂げ、遂に其の成案を得たり。而して其の調査に當りては、關稅率の改正に依る歲入增加は一切之を目的とせず、又大正十三年八月以來既に十割の高率を課し居れる贅澤品に對しては姑く之に觸れざることとし、專ら內地產業の生產條件を有利ならしむると共に、重要產業に就ては外國品の競爭に對應し得る程度の保護を加へ、他方消費者の利害を考慮して國民生活の安定を策し、且稅率の適當なる按配を圖ることを以て、改正の根本方針と爲したり。卽ち左の如し。

（一）重要產業にして今尙ほ發展の道程にあるもの及將來新に成立の見込あるものには、外國品の競爭に對し必要なる程度の保護を與ふること。

（二）事業の基礎鞏固なるか又は我國に生產豐富にして外國品との競爭に堪へ得るものに對しては、或は稅率を輕減し若くは現行稅率を据置くこと。

（三）我國に生產なきか又は生產に乏しき原料品に就ては、原則として無稅とし、或は現行通りの低稅に止むること。

（四）國民生活の必需品に對しては稅率を輕減して成るべく低稅とし、若くは現行稅率を据置くこと。

（五）嗜好的消費に屬する物品に對しては、其の消費を抑制する趣旨を以て、相當の高稅率を課すること。

其他從價品は成るべく從量稅に改むる方針を採り、又輸入價格の算定に就ては物價の比較的安定を得たりし期間と認めらるる大正十一年七月より大正十二年六月に至る一箇年を以て、大體の基準と爲し、此の期間の輸入數量僅少に失して平均價格が適當と認められざるもの、或は其の平均價格が前後連年と比較して權衡を失する如き物品に對しては、大正十三年の價格に依るか又は二三年を通じて平均價格を算出するの方法を採れり。

以上の如き方針に從ひ稅率表の全部に亙りて改正を行ふことと爲し、卽ち從來の稅目總數六百四十七に對し七十三を增して七百二十と爲し、其の稅率數從來の千五百八十四に對し八十五を增加して千六百六十九と爲したり。此の中には前揭改正方針第一に基き產業保護の意味を以て稅率を引上げしものあり（鋼鐵・奇性曹達・奇性苛里等）、方針第二に基き稅率を輕減せしものあり（綿羊・山羊・家禽類・魚油及鯨油等）、方針第四に基き稅率を据置と爲したるものあり（米・小麥・大豆・玉蜀黍・馬・牛等）、方針第五に基き消費抑制の意味を以て稅率を引上げしものあり（葡萄酒・人造絹等）、斯くて舊稅率に對し引上となりしもの六百十二、引下となりしもの二百二十七、變更なきもの八百三十一となれり（後述の如く議會に於て修正の結果据置より引上げられしもの二、

引下より据置となりしもの一あり、結局引上六百十四引下二百二十六据置八百二十九となれり)。而して改正税率は前記の如く歳入増加を考慮せしものにあらずと雖も、舊税率は明治四十三年の制定に係り、當時の物價及産業狀態に照し概して低率に過ぐるもの多かりし爲め、今次の改正に因り増率となりしもの相當多數あり、又從量税と從價税との不均衡を是正せしものも尠からざりし結果、改正初年度に於て約七百五十萬圓、次年度以降約千九百三十萬圓の増收を見るの計算となれり。尙ほ税率表は右の如く全部の改正を行ふこととせしも、定率法の前文に就ては主として關税行政上又は關税政策上の不便と認めらるるもののみ改正することとし、即ち報復關税に關する規定を詳密にし、輸入税免除に關する規定を擴張し且其の内容を細密にする等の改正に止めたり。

以上の關税定率法及税率表の改正案は大正十五年一月第五十一回帝國議會に提出せられしが、衆議院は之に對し審議の結果、税表中小麥の税率毎百斤七十七錢(舊税率据置)、小麥粉同一圓八十五錢(同上)を夫々一圓五十錢及二圓九十錢に引上げ、又鳥卵毎百斤四圓五十錢を舊税率据置の六圓に修正せし外は、希望決議を附して之を可決し、貴族院亦希望決議を附して衆議院修正案を可決せしを以て、改正法律は大正十五年三月を以て公布せられ、關税率の一般的改正は茲に一段落を告げたり。

第五款　對支借款の整理

既述の如く大正七年寺内内閣時代に成立したる對支那政府借款の中、有線電信借款二千萬圓、吉會鐵道借款前貸一千萬圓、黑吉林籤借款三千萬圓、滿蒙四鐵道借款前貸二千萬圓、合計一億圓は、日本興業銀行、臺灣銀行及朝鮮銀行の三銀行より直接に又は中華匯業銀行を經由して、支那政府に貸付けたるものにして、此の借款資金の調達に就ては政府は三銀行に對して多大の援助を與ふることと爲し、即ち右借款資源たる一億圓の興業債券に對しては、政府に於て之が元利拂の保證を爲したるのみならず、其の發行差減額を補塡する爲め大藏省預金部は別に五百萬圓の興業債券を引受け、三銀行に融通したり。然るに爾後支那政府の財政窮乏の結果大正九年頃より之が利子支拂の延滯を見るに至り、其後右一億圓借款中には元本の償還期限到來せしものありと雖も、一として償還を受けたるものなく、又利子に於ても現金を受入れたるは極めて少額に止まり、而も右現金支拂は主として借款元資金の一部を振替充當したるものに過ぎずして、大部分の利子は延滯を重ねし結果、之を利拂借款として書替整理し、以て一時を糊塗し來れり。斯くて三銀行が一億圓借款に關し支那政府に對して有する債權額は、大正十四年十二月末現在に於て元借款一億圓、利拂借款三千三百六十萬八千餘圓、未收利息五百三十五萬三千餘圓、合計一億三千八百九十六萬千餘圓に達せり。斯くの如き巨額の固定債權が三銀行の營業上一大支障となりしは言を俟たざる所なるが、他方に於て借款元利の支拂延滯に依り現金の受入なきに拘らず、三銀行は借款資金調達の爲め發行せる興業債券に對しては元利の支拂を履行せざるべからず。而して右興業債券の元金に就ては其の償還期限の到來する毎に、政府保證の下に借換興業債券を發行し、以て償還資金を調達し來りしと雖も、右債券利子の支拂竝に經費の支辨に就ては、其の資に充つる爲め大正十二年大藏省預金部より千三百萬圓の融通を受けたる外は、三銀行共總て自行の一般資金を以て充當するの外途なく、其の金額は大正十四年末に於て約二千七百萬圓に及びたり。又此等の興業債券以外の調達資金に對しても利子支拂の要あるを以て、現狀の儘に推移せんか、三銀行の負擔は累年增加して、大正二十二年に至れば年額

二千萬圓を超過するの形勢に在りたり。而して右對支借款の整理に就ては、政府は從來三銀行を督して機會ある毎に其の善後處分に就き支那側と交涉せしめたるも、支那政局の動搖と其の財政窮乏とは常に其の解決を妨げて、充分の效果を見るに至らざりき。偶、大正十三年十月關稅特別會議の開催ありて、支那の外債問題に曙光を認むるに至りしと雖も、未だ如何なる時期に如何なる程度に於て右借款元利の回收を確保し得るや豫斷を許さず、而も斯くの如き狀態に於て本問題を未解決の儘に放任することは、我財界整理に一大障碍を與ふるものなるを以て、政府は借款成立當時の事情及之が資源調達の沿革に照し、且三銀行の窮狀竝に一般財界の要望に鑑み、之が整理方策を講ずることに決し、大正十五年第五十一回帝國議會に對し、之が整理に關する法律案を提出して其の協贊を經、同年三月法律第四十一號を以て之を公布したり。今同法律の定むる整理方法の大要を述ぶれば、先づ三銀行の債務中大藏省預金部の引受保有に係る興業債券現在高三千四百餘萬圓、預金部の指定預金一千三百萬圓、竝に三銀行の大正十四年度末迄の自行資金充當額二千七百餘萬圓、合計七千四百餘萬圓に對しては、大正十五年度初に之を償還又は決濟せしむる爲め、之が所要資金に相當する五分利公債を三銀行に對し其の負擔額に應じ交付することとし（額面八、二九〇、二五五〇圓）、更に殘餘の公募に係る政府保證興業債券二千萬圓（大正十八年七月償還）及同上米貨債二千二百萬弗（大正十六年八月償還）に就ては、償還期到來の都度之が償還に充當せしむる爲め、其の所要資金に相當する五分利公債を三銀行に交付するものにして、此の外右公募に係る興業債券の償還に至る迄の期間中は、其の利子支拂所要額に相當する現金を利子支拂期に三銀行に交付するものとせり。斯くて此の結果公債の交付は大正十五年度より同十八年度に亙り、其の總額時價一億四千二百餘萬圓、現金の交付は同年度間に總額七百餘萬圓に及ぶ豫定なりき。而して本整理案實行後に於ける政府と三銀行との關係に就ては、政府は特に必要あるにあらざれば三銀行の對支借款の權利を承繼せず、三銀行は依然として支那政府又は中華匯業銀行に對して債權者たるの地位を存續するものとし、其の代り將來支那政府又は中華匯業銀行より本借款關係の元利の支拂を受けたるときは、直に之を政府に納入せしむるものとせり。斯くの如くにして寺內內閣當時に成立したる對支借款中、三銀行關係の所謂一億圓借款に就ては、其の三銀行の債務に關する限りは一應其の整理を見るに至れり。

第八節　歲計の概觀

世界大戰勃發以後大正末年に至る期間に於ける每年度の歲計に就て、之を概說すれば左の如し。

（一）大正三年度歲計

大正三年度豫算の編成に就ては、前年度に於て實行したる整理の趣旨に從ひ普通經費の節約を圖り、既定繼續費に就ては其の費額に節減を加ふる外既定年割額に對し三割前後の繰延を行ひ、之に依り生じたる歲計上の餘裕に、經常部の自然增收竝に前年度の歲計剩餘金等を加へて一億千六百餘萬圓の財源を得、之を以て既定計畫の整理節減額及前々年度の歲入減を補塡し、且海軍軍備補充費の增額陸軍整備費の追加電話交換擴張費、國庫豫備金の增加等緊要の費途に充當し、更に其の殘額は從來非常の場合に一時繰替流用したる軍艦水雷艇補充基金、教育基金、貨幣整理資金、森林資金合計六千四百餘萬圓の返償、治水費資金の繰入增額等に振向くるの計畫を立てたり。然るに右豫算案の第三十一回帝國議會に提出せらるるや、議會は之に對して反對し、其の停會中會期終了せし

爲め同年度豫算案は不成立となり、前年度豫算を施行せられたり。而して同年度追加豫算の成立せしもの第三十一議會に於て四件、第三十二・三十三・三十四議會に於て各一件あり。第三十一議會通過の追加豫算額は合計歳入千七百一萬九千餘圓、歳出千七百七十三萬八千餘圓にして、大禮費・大禮施設費・災害費等を豫算したるものなり。又第三十二議會通過の分は本年度總豫算不成立の爲め、海軍軍備補充費中軍艦製造費に屬する同年度既定年割額に對する追加を豫算せしものにして、其の歳入歳出各六百五十二萬六千餘圓とし、第三十四議會通過の分は歐洲戰亂の勃發及我國の參戰に伴ひ、之に要する臨時軍事費の支辨の爲め、前年度繰入金を財源として臨時軍事費特別會計繰入及大正三年臨時事件豫備費を計上せしものにして、其の歳入歳出各五千三百萬圓なりとす。卽ち以上の各追加豫算額を本年度施行豫算額に加算するときは、大正三年度豫算の總額は歳入六億七千二百十九萬五千餘圓、歳出六億六千八百二十三萬五千餘圓となり、又之を其の實行豫算額に加算するときは本年度豫算總額は、歳入六億三千八百十二萬七千餘圓、歳出六億二千九十二萬六千餘圓となるの計算なりとす。

次に本年度の決算額を見るに、歳入七億三千四百六十四萬八千餘圓、歳出六億四千八百四十二萬餘圓にして、歳入歳出差引八千六百二十二萬七千餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金は之を翌大正四年度の歳入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歳入は六千二百四十五萬三千餘圓を增加し、歳出は千九百八十一萬四千餘圓を減少せり。之れ卽ち歳入に在りては租稅雜收入・臺灣總督府特別會計より繰入・官有物拂下代・前年度繰入金等に於て、合計七千九百十五萬六千餘圓を增加せりと雖も、官業及官有財產收入・預金特別會計より繰入・朝鮮總督府特別會計より繰入・公債募集金・治水費資金繰入等に於て、合計千六百七十萬三千餘圓を減少せしを以て、差引前記の增加を見しものにして歳出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め七千二百五十七萬八千餘圓、國庫豫備金外に主として大正三年臨時事件費等の爲め臨時支出を爲せしものありし爲め五千三百四十四萬五千餘圓、合計一億二千六百二萬三千餘圓を增加せりと雖も、他方普通豫算の定額を翌年度に繰越したる金額五千七十三萬五千餘圓、臨時軍事費定額を翌年度に繰越したる金額三千五百十四萬餘圓ありしと、在外公館經費・北海道廳及府縣經費・朝鮮總督府・關東都督府及樺太廳各經費補充金・朝鮮總督府及臺灣總督府特別會計繰入・預金利子及手數料・內國稅徵收費・神戸稅關海陸運輸聯絡設備費・陸海軍軍事費及憲兵費・朝鮮派遣部隊費・裁判所及監獄經費・森林費及國有林野經營費・遞信費・補助費等に於て、合計五千九百九十六萬二千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の如き減少を見しものとす。

(二)　大正四年度歳計

大正四年度豫算の編成に當りては、前年度實行豫算の方針に準じ時局の關係を參照し、朝鮮に於ける二箇師團增設・海軍に於ける新艦艇の建造・電話事業の擴張等の諸施設を計畫し、他方國債償還額五千萬圓を三千萬圓に減額すると共に、從來公債支辨に屬したる帝國鐵道建設改良費及朝鮮事業費は右償還金の減額及國庫剩餘金を以て之が財源に充當し、又治水事業費の資金に就ても一般歳入を以て之を支辨することと爲したり。然るに右豫算は第三十四回議會解散の爲め成立を見るに至らず本年度に於ても亦前年度豫算を施行せられたり。而して本年度追加豫算の議會を通過せしもの第三十五回議會に於て三件、第三十六回議會に於て四件、第三十七回議會に於て二件あり。第三十五議會の分は合計歳入歳出各六百萬六千餘圓にして、大禮費・大禮施設費・明治神宮御造營費を計上したり。

第三十六議會の分は合計歳入三千十七萬九千餘圓、歳出七千九百九十一萬九千餘圓となれる本年度豫算に於ける重要政策の實行を期するものにして、卽ち二箇師團增設費、軍艦製造費追加、帝國鐵道特別會計貸付金、治水費特別會計繰入增加、製鐵所擴張費等を計上し、此の外臨時軍事費特別會計繰入及臨時事件豫備費の追加も計上せられたり。又第三十七議會の分は歳入千九百二十七萬千餘圓、歳出千三百六十一萬三千餘圓にして、臨時軍事費及臨時事件豫備費の追加其他を計上したり。以上の各追加豫算額を本年度施行豫算額に加算するときは、大正四年度豫算の總額は歳入七億二千七百六十五萬三千餘圓、歳出七億五千六十七萬八千餘圓にして、歳入歳出差引一億二千五百三十四萬六千餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金は之を翌大正五年度の歳入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歳入は千九百三萬七千餘圓、歳出は一億六千七百四十萬九千餘圓を夫々減少せり。之れ卽ち歳入に在りては印紙收入、官業及官有財産收入、朝鮮總督府特別會計より繰入、官有物拂下代等に於て、合計四千百十六萬六千餘圓を增加せりと雖も、租稅、預金特別會計より繰入、公債募集金、治水費資金繰入、前年度繰入金等に於て、合計六千二十萬四千餘圓を減少せしを以て、差引前記の減少を見しものにして、歳出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め八千五百八十七萬六千餘圓、國庫豫備金外に臨時支出を爲せしものあり、し爲め千二百五十三萬千餘圓、合計九千八百四十萬八千餘圓を增加せりと雖も、他方豫算の定額を翌年度に繰越したる金額四千百八十一萬千餘圓ありしと、災害復舊竝凶作救濟貸付金、朝鮮總督府關東都督府、樺太廳各經費補充金、朝鮮總督府特別會計繰入、內國稅徵收費、國債整理基金繰入、臨時軍事費特別會計繰入、陸海軍軍事費及憲兵費、臨時軍事費、裁判所及監獄費、遞信費、各種補助費等に於て、合計二億二千四百萬五千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の如き減少を見しものなり。

(三)　大正五年度歳計

大正五年度豫算の編成に當りては、歐洲戰爭の勃發に伴ひ經濟界の不況を來し歳入減少の傾向著しきものありしを以て、諸般の經費に對し極力之が緊縮に努め、緊急差措き難きもののみを實施するに止むることと爲し、卽ち海軍補充計畫として八四艦隊の完成を期する爲め軍艦製造費の追加、陸軍整備費の追加、電話交換擴張費の增加、造船奬勵費の增加等の經費を計上したり。右豫算は第三十七回帝國議會に於て些少の修正を經て成立せしが、其の數額歳入歳出各五億五千三百四十萬二千餘圓なりとす。而して本年度追加豫算は第三十七回議會に於て成立したるもの五件あり、其の歳入四千七百五十三萬六千餘圓、歳出四千八百八十六萬餘圓にして、其の重要なるものは臨時軍事費及臨時事件豫備費の追加竝に製鐵所擴張費の追加なりとす。今右追加豫算額を本豫算額に加算すれば、大正五年度豫算の總額は歳入六億九十三萬八千餘圓、歳出六億二百二十六萬二千餘圓となるの計算なりとす。

次に本年度の決算額を見るに、歳入八億千三百三十萬八千餘圓、歳出五億九千七十九萬五千餘圓にして、歳入歳出差引二億二千二百五十一萬三千餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金は之を翌大正六年度歳入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歳入は二億千二百三十七萬餘圓を增加し、歳出は千百四十六萬七千餘圓を減少せり。之れ卽ち歳入に在りては租稅、印紙收入、官業及官有財産收入、雜收入、官有物拂下代、前年度繰入金等に於て、合計二億千二百九十三萬五千餘圓を增加せりと

雖も、朝鮮總督府特別會計より繰入其他に於て合計五十六萬五千餘圓を減少せしを以て、差引前記の增加を見しものにして、歲出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め四千百八十一萬千餘圓、國庫豫備金外に臨時支出を爲せしものありし爲め千七百二十二萬餘圓、合計五千九百三萬千餘圓を增加せりと雖も、他方豫算定額を翌年度に繰越したる金額五千七百五十七萬九千餘圓ありしと、大藏本省經費、國債整理基金繰入、陸海軍軍事費及憲兵費、年金及恩給等に於て、合計千二百九十一萬九千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の如き減少を見しものとす。

(四)　大正六年度歲計

大正六年度豫算の編成に當りては、世界大戰の爲め受けたる一般經濟界の打擊は漸次緩和を見るに至りしも、尙ほ國庫の歲入は頓に激增するに至らざるを以て、依然緊縮の方針を持續せり。而して本年度豫算に於ける新規計畫の主要なるものは、國債整理基金繰入を增加して五千萬圓に還元せしを始めとし、北海道拓殖費の增加、朝鮮兵器製造所の新設、海軍八四艦隊計畫の確立、製鐵所第三期擴張事業の速成、造船奬勵費の增加、電話交換擴張費追加等を計上したり。然るに右豫算案の第三十八回議會に於て審議中衆議院解散となりしを以て、本年度豫算は不成立に歸し、前年度豫算を施行せられたり。斯くて政府は翌第三十九回特別議會に於て本年度追加豫算四件を提出して其の協贊を經、以て不成立豫算に於ける諸政策の實現を期することとせしが、今右追加豫算に於ける主なる施設は公債五千萬圓償還の計畫を立つると共に、一般の歲入又は借入金を以て支辨し來りし帝國鐵道建設改良費、朝鮮事業費、電話交換擴張費等は之を公債支辨に移し、其他海軍八四艦隊完成の爲め軍艦製造費の追加、陸軍軍備の充備改編竝に兵器製造所の新設、製鐵所擴張費の繰上、治水事業の速成、電話事業の

擴張、學校の新設擴張、造船奬勵費の增加、臨時軍事費及臨時事件豫備費の追加等にして、其の歲入合計一億四百五十五萬五千餘圓、歲出合計一億六千百九十七萬九千餘圓なりとす。尋いで翌第四十回議會に於ても本年度追加豫算二件の成立を見しが、其の歲入歲出各二千五百四十三萬五千餘圓にして右は主として臨時軍事費の追加竝に物價騰貴に伴ふ軍艦製造費及陸軍糧秣費の增加等を計上せしものなり。以上各追加豫算額を本年度施行豫算額に加算するときは、大正六年度豫算の總額は歲入七億三千九十二萬九千餘圓、歲出七億八千十七萬餘圓となるの計算にして、又之を其の實行豫算額に加算するときは豫算總額は歲入歲出各七億四千八十三萬二千餘圓となるの計算なりとす。

次に本年度の決算額を見るに、歲入十億八千四百九十五萬八千餘圓、歲出七億三千五百二萬四千餘圓にして、歲入歲出差引三億四千九百九十三萬四千餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金は之を大正七年度の歲入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歲入は三億五千四百二萬八千餘圓を增加し、歲出は四千五百十四萬六千餘圓を減少せり。之れ卽ち歲入に在りては租稅、印紙收入、官業及官有財產收入、雜收入、官有物拂下代、前年度繰入金等に於て、合計三億六千七百八十二萬五千餘圓を增加せりと雖も、預金、特別會計より繰入、公債募集金、特別會計資金繰入、借入金等に於て、合計千三百七十九萬六千餘圓を減少せしを以て、差引前記の增加を見しものにして、歲出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め五千七百五十七萬九千餘圓、國庫豫備金外に臨時支出を爲せしものありし爲め七百四萬千餘圓、合計六千四百六十二萬餘圓を增加せりと雖も、他方豫算定額を翌年度に繰越したる金額四千九百五十三萬四千餘圓ありしと、預金利子及手數料、國債整理基金繰入、帝國鐵道特別會計貸付金、朝鮮總督府特別會計貸付金、特別會計經費補充金、陸海軍軍事費及憲兵費、臨時兵器補

充費・年金及恩給・補助費・大正三年臨時事件豫備費等に於て、合計六千二十三萬二千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の如き減少を見しものとす。

(五)　大正七年度歲計

大正七年度豫算の編成に當りては、時局に鑑み國防の充實を第一義として、陸軍に就ては兵力の整備充實を圖り、海軍に就ては八六艦隊の完成を目的として艦船補充の計畫を立つると共に、他面時局に伴ひ國運の進展に資すべき施設の實現に努め、治水事業費の增加・高等專門學校の增設・製鐵所擴張費の追加等に關する經費を計上し、其他一般普通の經費に就ては努めて之を節減するの方針を採りたり。而して右國防充實に要する經費財源の一部として增稅の計畫を立てたり。右豫算案は第四十回議會に於て些少の修正の上成立せしが、其の額は歲入七億千九百五十七萬六千餘圓、歲出七億千八百九十三萬七千餘圓に達したり。而して本年度追加豫算は第四十回議會に於て四件、第四十一回議會に於て二件成立せしが、前者は其の合計歲入一億三百七十二萬八千餘圓、歲出一億四百三十六萬七千餘圓にして、其の主要なるものは臨時軍事費及臨時事件豫備費の追加とし、後者は歲入歲出各七千九百六萬七千餘圓にして、其の主要なるものは李太王殿下國葬費、臨時軍事費及臨時事件豫備費の追加竝に軍艦製造費の追加等なりとす。以上各追加豫算額を其の本豫算に加算するときは、大正七年度豫算の總額は歲入歲出各九億二百三十七萬三千餘圓となるの計算なりとす。

次に本年度の決算額を見るに、歲入十四億七千九百十一萬五千餘圓、歲出十億千七百三萬五千餘圓にして、歲入歲出差引四億六千二百八萬餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金は之を大正八年度の歲入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歲入は五億七千六百七十四萬二千餘圓、歲出は一億千四百六十六萬二千餘圓を夫々增加せり。之れ卽ち歲入に在りては租稅印紙收入・官業及官有財產收入・雜收入・前年度繰入金等に於て、合計五億八千六十萬九千餘圓を增加せりと雖も、預金特別會計より繰入・戰時利得稅其他に於て合計三百八十六萬七千餘圓を減少せしを以て、差引前記の增加を見しものにして、歲出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め四千九百五十萬千餘圓、國庫豫備金外に臨時支出を爲せしものありし爲め一億五千三百四十六萬二千餘圓、合計二億二百九十六萬三千餘圓を增加せりと雖も、他方豫算定額を翌年度に繰越したる金額六千二百七十九萬七千餘圓ありしと、預金利子及手數料・國債整理基金繰入・陸海軍軍事費及憲兵費・補助費・大正三年臨時事件豫備費等に於て、合計二千五百五十萬四千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の增加を見しものとす。

(六)　大正八年度歲計

大正八年度豫算の編成に當りては時恰も世界大戰の休戰に際會せしを以て、政府は戰後必要なる諸般の經營に就て留意する必要を認めしも、其の永久的施設特に多大の經費を要すべき事項に就ては姑く之を後日に讓ることと爲し、國防の充實・教育の振興・產業の奬勵・交通通信機關の整備等、國運の發展上急施を要するものに就ては財源の許す限り相當の計畫を定めたり。卽ち國防充實に關しては陸軍各部隊の改編を行ひ陸軍機能の充實に資し、海軍水陸設備費を追加して造艦能力の完成を圖り、教育振興に就ては大學及高等專門學校の擴張及增設を圖り、產業奬勵に就ては農產物の改良增殖を圖り、或は畜產・林業等の奬勵に關する經費を計上し、交通通信機關の整備に就ては道路改良費の補助・電信線路の增設・電信電話裝置の改良を圖り、又電話交換擴張の爲め其の年割額を繰上げたり。右

方針に依り編成せられし本年度豫算は歳入八億九千六百八十一萬餘圓、歳出八億七千四百四十五萬七千餘圓にして、右は原案の通第四十一回議會の協贊を經たり。次に本年度追加豫算は第四十一回議會に於て成立せる四件にして、其の合計歳入一億六千七百三十八萬餘圓、歳出一億八千九百七十三萬二千餘圓に達せり。其の中重要なるものは臨時事件豫備費一億七千二百萬圓にして、其の大部分は物價騰貴に因る官吏以下の臨時手當竝に廳費其他の補足に充つるものとし、右の外高等諸學校創設及擴張費二百九十八萬六千餘圓等も注目すべきものなりとす。以上の追加豫算額を其の本豫算額に加算するときは、大正八年度豫算の總額は歳入歳出各十億六千四百十九萬餘圓となるの計算なりとす。

次に本年度の決算額を見るに、歳入十八億八百六十三萬三千餘圓、歳出十一億七千二百三十二萬八千餘圓にして、歳入歳出差引六億三千六百三十萬四千餘圓の剰餘を生じ、右剰餘金は之を大正九年度の歳入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歳入は七億四千四百四十四萬二千餘圓、歳出は一億八百十三萬七千餘圓を夫々增加せり。之れ卽ち歳入に在りては租稅・印紙收入・雜收入・官有物拂下代・戰時利得稅・前年度繰入金等に於て、合計七億八千三百六十四萬千餘圓を增加せりと雖も、官業及官有財產收入・港灣設備費納付金・公債募集金・借入金等に於て、合計三千九百十九萬八千餘圓を減少せしを以て、差引前記の增加を見しものにして、歳出に在りては前年度殘額を本年度に繰越したるが爲め六千二百七十九萬七千餘圓、國庫豫備金外に臨時支出を爲せしものありし爲め一億七千四百三十九萬七千餘圓、合計二億三千七百十九萬四千餘圓を增加せりと雖も、他方豫算定額を翌年度に繰越したる金額九千三百六十二萬六千餘圓ありしと、國債整理基金繰入・陸海軍軍事費及憲兵費・製鐵所擴張費・遞信費・大正三年臨時事件費等に於て、合計三千五百四十三萬餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の增加を見しものとす。

（七）大正九年度歳計

大正九年度豫算の編成に當りては戰後內外に於ける形勢の變化に鑑み其の最も急施を要するものと認むる國防の充實・交通通信機關の整備・教育の振興・產業の奬勵等に就き諸般の計畫を立てたり。就中最も重要なる事項は國防の充實及交通通信機關の整備にして、卽ち前者に就ては陸軍に於ては本年度以降十四箇年間に四億八千六百餘萬圓を支出して部隊の改編・特科隊の增設・武器の改良等を行ふ計畫を立て、海軍に於ては本年度以降八箇年間に八億六千三百餘萬圓を支出して水陸設備費の追加・軍艦製造費の追加・工廠の設備擴張及教育機關の擴張を行ひ、就中軍艦製造は大正十二年度迄に完成の豫定なりし八六艦隊を八八艦隊に引直さんとするものなり。而して右計畫の遂行に要する財源として、新に租稅の增徵を行ふと共に、當分の間減債基金に依る國債の償還を停止して之に充つることとせり。又交通通信機關の整備に就ては電話交換擴張費の增額竝に電信擴張及改良費を計上したり。此の外本年度より臨時事件費を整理し、從來同費に屬せし官吏以下の臨時手當・物價騰貴に因る廳費等の補足は之を普通豫算に編入計上したり。斯くて本年度の豫算額は歳入歳出各十二億七千六百五十七萬三千餘圓に達せしが、右豫算案は第四十二回議會に提出せられ、議會に於て審議中衆議院解散を命ぜられし爲め、本年度豫算案は成立するに至らず、前年度豫算を實行せられたり。斯くて翌第四十三回特別議會に於て追加豫算を提出して其の協贊を經しが、右追加豫算の編成方針は前記不成立豫算と同樣、國防の充實・交通通信機關の整備・教育の振興・產業の奬勵を骨子とするもの

なりと雖も、時日の經過等の理由に依り國防充實に關する費額は當初豫算額の約三分の一を翌年度に繰延べ、又薩哈嗹占領費・物價騰貴に關する經費等二三の新要求を計上せるものあり、其の額歲入二億五千五百六十六萬餘圓、歲出四億六千五百十一萬七千餘圓に上れり。同議會に於ては更に本年度追加豫算一件成立せしが、右は豫備金の增額・國勢院廳舍新營費・京都帝國大學農學部創設費等を計上せしものにして、其の歲入歲出各八百五十二萬九千餘圓なりとす。尋いで翌第四十四回議會に至り更に本年度追加豫算二件の成立を見しが、右は主として物價騰貴に伴ふ各種經費の增加を計上せしものにして、其の歲入歲出各五千九百五十四萬三千餘圓なりとす。以上各追加豫算額を本年度施行豫算額に加算するときは、大正九年度豫算の總額は歲入十三億八千七百九十二萬三千餘圓、歲出十五億四百七十五萬五千餘圓となり、又之を其の實行豫算に加算するときは豫算總額は歲入歲出各十三億九千六百二十八萬三千餘圓となるの計算なり。

次に本年度の決算額を見るに、歲入二十億六十五萬二千餘圓、歲出十三億五千九百九十七萬八千餘圓にして、歲入歲出差引六億四千六十七萬四千餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金は之を大正十年度の歲入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歲入は六億千二百七十二萬八千餘圓を增加し、歲出は一億四千四百七十七萬七千餘圓を減少せり。之れ卽ち歲入に在りては租稅・印紙收入・官業及官有財產收入・雜收入・港灣設備納付金・前年度繰入金・獻納金等に於て、合計七億千八百八十七萬八千餘圓を增加せりと雖も、官有物拂下代・公債募集金・造幣局資金繰入・戰時利得稅等に於て、合計一億六百十五萬餘圓を減少せしを以て、差引前記の增加を見しものにして、歲出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め九千三百六十二萬六千餘圓、國庫豫備金外に臨時支出を爲せしものありし爲め千五十一萬九千餘圓、合計一億四百十四萬六千餘圓を增加せりと雖も、他方豫算定額を翌年度に繰越したる金額九千九百二十九萬四千餘圓ありしと、在外公館經費・國債整理基金繰入・陸海軍軍事費及憲兵費・遞信費・補助費・大正三年臨時事件豫備費等に於て、合計一億四百十四萬六千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の減少を見しものとす。

(八)　大正十年度歲計

大正十年度豫算の編成に當りては時恰も財界變轉の時機に際會せるを以て、政府は專ら將來に於ける財政の基礎を鞏固にするを念とし、努めて經費の節約を圖りて既定計畫の遂行の確實を期すると共に、財政の許す範圍內に於て緊急差措き難き事項を實施することと爲し、卽ち外交機關の充實擴張を圖り、前年度の豫定方針に基き國防充實及交通通信機關の整備を期し、更に教育振興の爲め社會教育の施設及實業教育の指導充實に關する經費、竝に陸軍一年現役服役中の小學校教員俸給の國庫負擔に關する經費を計上し、產業奬勵の爲め新に海外重要の地に商務官及貿易情報機關を特設し、且水產業に關する指導奬勵及農事試驗事業に關する經費、竝に國民思想の善導、社會政策的事業施設に關する經費を計上し、其他朝鮮總督府・關東廳及樺太廳各特別會計に對する經費補充金を增加したり。右方針に依り編成せられたる本年度豫算は歲入歲出各十五億六千二百五十四萬二千餘圓にして、右は原案の通り第四十四回議會の協贊を經たり。次に本年度追加豫算は第四十四回議會に於て四件、第四十五回議會に於て三件成立せしが、前者は皇太子殿下御外遊に關し海外派遣軍艦費・媾和條約實施委員派遣費・國際勞働會議參列費・國際聯盟事務局費分擔金・陸海軍軍法會議實施準備に要する經費・關稅定率法實施に伴ふ經費・造船鐵材取締に要する經費・製鐵業取締に要する經費等を計上せるもの

にして、其の合計歳入二千二百六十八萬千餘圓とし、又後者は山縣公爵國葬費・ゼノア會議參列費等を計上せるものにして、其の合計歳入六百五十三萬六千餘圓、歳出七百六萬千餘圓なりとす。卽ち以上各追加豫算額を其の本豫算額に加算するときは、大正十年度豫算の總額は歳入歳出各十五億九千百二十八萬六千餘圓となるの計算なりとす。

次に本年度の決算額を見るに、歳入二十億六千五百七十一萬千餘圓、歳出十四億八千九百八十五萬五千餘圓にして、歳入歳出差引五億七千五百八十五萬一年度の歳入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歳入は四億七千四百四十二萬四千餘圓を增加し、歳出は一億百四十三萬千餘圓を減少せり。之れ卽ち歳入に在りては租稅・官業及官有財產收入・雜收入・前年度剩餘金繰入・戰時利得稅等に於て、合計四億八千百三十萬餘圓を增加せしも、印紙收入・公債金等に於て合計六百八十七萬六千餘圓を減少せしを以て、差引前記の增加を見しものにして、歳出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越せし爲め九千九百二十九萬四千餘圓を增加せしも、他方豫算定額を翌年度に繰越したる金額一億三千八百七十三萬四千餘圓ありしと、在外公館經費・內國稅徵收費・諸拂戻及補塡金・國債整理基金繰入・陸海軍軍事費・靑島守備軍民政部費・遞信費等に於て、合計六千百九十九萬千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の減少を見しものとす。

（九）大正十一年度歳計

大正十一年度豫算は前年度歳入狀況の良好ならざる事實に鑑み、努めて政費の膨脹を抑制し、財政の基礎を鞏固ならしむる方針を以て之を編成し、緊急措き難きものの外新規の計畫は成るべく之を見合せ、既定計畫の遂行を期することとせり。卽ち歳入豫算中租稅收入は前年度に比し千八百餘萬圓の減少を見積り、又歳出豫算は經常部に於て二千三百餘萬圓の節約、臨時部に於て約九千六百萬圓の繰延を行ひたり。然れども國防充實計畫に就ては華盛頓會議の結果の確定する迄依然既定計畫に依り、其他に就ても既定計畫の遂行を期し、尙ほ物價騰貴に因る增費をも計上したり。尙ほ朝鮮總督府及關東廳各特別會計に對する補充金を計上せり。斯くて右に基き編成せられたる本年度豫算額は歳入歳出各十四億六千六百五萬六千餘圓にして、右は原案の通り第四十五回議會の協贊を經たり。次に本年度追加豫算は第四十五回議會に於て三件、第四十六回議會に於て二件の成立を見しが、前者は監獄作業の改良擴張及囚徒就役時間延長に伴ふ經費・ゼノア會議參列費・災害土木費補助・東京中央郵便局新營費・恩給の增加等を計上せるものにして、其の歳入歳出各千六百三十六萬三千餘圓とし、後者は伏見宮貞愛親王殿下國葬費・軍備の縮小整理竝に一般行政整理に依り退職する者に對して給與すべき退職特別賜金竝に退職特別手當等を計上せるものにして、其の歳入歳出各千九百六萬五千餘圓なりとす。卽ち以上各追加豫算額を其の本豫算額に加算するときは、大正十一年度豫算の總額は歳入歳出各十五億百四十八萬五千餘圓となるの計算なり。

次に本年度の決算額を見るに、歳入二十億八千七百三十四萬五千餘圓、歳出十四億二千九百六十八萬九千餘圓にして、歳入歳出差引六億五千七百六十五萬五千餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金は之を大正十二年度の歳入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歳入は五億八千五百八十五萬九千餘圓を增加し、歳出は七千百七十九萬六千餘圓を減少せり。之れ卽ち歳入に在りては租稅・印紙收入・官業及官有財產收入・官有物拂下代・建築費寄附金・前年度繰入金等に於て、合計六億二千六

百二十四萬七千餘圓を增加せりと雖も、雜收入・特別會計資金繰入・公債金等に於て合計四千三十八萬七千餘圓を減少せしを以て、差引前記の增加を見しものにして、歲出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め一億三千八百七十三萬四千餘圓、國庫豫備金外に臨時支出を爲せしものありし爲め六百七十四萬千餘圓、合計一億四千五百四十七萬八千餘圓を增加せりと雖も、他方豫算定額を翌年度に繰越したる金額一億二千百十二萬九千餘圓ありしと、在外公館經費・國債整理基金繰入・陸海軍軍事費・青島守備軍民政部費・軍艦製造費・受託造修費・大演習費・遞信費・電話交換擴張費等に於て、合計九千六百十四萬四千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の減少を見しものとす。

（一〇）　大正十二年度歲計

大正十二年度豫算の編成に當りては、政府は大戰以來の歲計膨脹の趨勢と前年來の歲入減少の傾向とに鑑み、財政の整理緊縮の一日も忽にし難きものあるを認め、華盛頓會議の趣旨に基き海軍軍備の制限を實行し、且之に應じて陸軍軍備の整理を實行し、之に依りて合計一億三千百三十二萬餘圓の節約繰延を行ふと共に、一般行政の整理をも斷行し、之に依り六千七百六萬八千餘圓の節約を行ひたり。更に又財界の狀況に顧み大正十年度以來中止せられ居たる減債基金の繰入を復活する爲め、其の所要費額四千二百萬圓を計上すると共に、從來公債支辨事業なりし道路改修助成費竝に高等諸學校創設擴張費を普通財源支辨に改むることに依り、公債の發行を能ふ限り制限することと爲せしが他面に於て教育の振興・產業の奬勵・治水事業其他社會政策的施設に關しては、其の最も急務とするものを實行することと爲し、義務教育費國庫負擔額の增加三千萬圓、治水事業費の增加千四百餘萬圓を始めとし、社會局地方改善・健康保險の實施準備・北海道拓殖費增加・港灣修築費增加・教育機關の整備擴張・中央市場・水產物貯藏設備の奬勵・用排水の改良等に關する諸經費を計上したり。右の豫算案は第四十六回議會に提出せられ、議會は之に些少の修正を加へて可決せしが、其の數額は歲入歲出各十三億四千六百萬二千餘圓なりき。然るに右豫算の施行中大正十二年九月關東震災勃發せしを以て政府は之に應じ直に實行豫算を編成して事業の繰延・經費の節減を行ひしが、右實行豫算は歲入歲出各十二億九千二百八十二萬千餘圓にして、成立豫算に比し八千三百三十五萬千餘圓を減少せり。次に本年度追加豫算は第四十六回議會に於て成立せしもの四件、第四十七回臨時議會に於て成立せしもの二件あり。前者は陪審法施行準備各種災害費・軍備縮小整理に因る退職賜金・產業組合中央金庫出資金・四分利付支那債券元利補償・對支文化事業特別會計繰入・恩給の增加等に關する經費を計上せしものにして、其の歲入歲出各三千十七萬餘圓とし、後者は帝都復興に關する諸經費竝に東京帝國大學震災應急施設に關する經費を計上せるものにして、其の歲入歲出各千三百十八萬餘圓なりとす。以上の各追加豫算額を其の本豫算額に加算するときは、大正十二年度豫算の總額は歲入歲出各十三億八千九百三十五萬三千餘圓となるの計算なりとす。

次に本年度の決算額を見るに、歲入二十億四千五百二十九萬八千餘圓、歲出十五億二千百五萬餘圓にして、歲入歲出差引五億二千四百二十四萬七千餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金は之を大正十三年度の歲入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歲入は六億五千五百九十四萬四千餘圓、歲出は一億三千百六十九萬六千餘圓を夫々增加せり。之れ卽ち歲入に在りては租稅・印紙收入・雜收入・官有物拂下代・前年度剩餘金繰入等に於て、合計六億六千百九十九萬九千餘圓を增加せりと雖も、預金特別會計より繰入・公共團體工事費分擔金・公債金等に於て、合計千二百五萬六千餘圓を減少し

外に震災に因り科目不明に屬する收入六百萬二千餘圓ありしを以て、差引前記の增加を見しものにして、歲出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越せし爲め一億二千百十二萬九千餘圓、國庫豫備金外に臨時支出を爲せしものありし爲め二億千四百二十二萬四千餘圓、合計三億三千五百三十五萬三千餘圓を增加せりと雖も、他方豫算定額を翌年度に繰越したる金額一億二千三百十七萬四千餘圓ありしと、在外公館經費、道路改良費、北海道拓殖費、臨時物資供給費、預金利子及手數料、國債整理基金繰入、陸海軍軍事費、大演習費、遞信費、電話交換擴張費、電信擴張及改良費、大藏、農商務、遞信各省所管營繕費等に於て、合計八千四十八萬二千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の增額を見しものとす。

（一一）　大正十三年度歲計

關東震災の結果我財政上一面に於ては歲入に多大の減收を來すと共に、他面に於ては之が善後措置に巨額の支出を必要とするに至りしを以て、大正十三年度豫算は極力緊縮を旨として編成せられしが、右豫算案の提出せられたる第四十八回議會は衆議院解散の爲め、豫算案は不成立に歸し、前年度の豫算を施行せられたり。斯くて翌第四十九回特別議會に於ては本年度追加豫算五件提出せられ何れも原案の通り可決せられしが、其の最も主要なるものは帝都復興關係經費の新規追加二千二十餘萬圓竝に既定年割額の增加千七百四十餘萬圓、震災復舊諸費及地方公共團體損害救濟費一億二千二百三十餘萬圓にして、此の外松方公爵國葬費、恩給の增加、國債整理基金繰入の增加、特別會計事業費資金の貸付、特別會計關稅補塡金、府縣災害土木費補助、第二豫備金の增加、政務官設置に要する經費、移民に關する經費の增加、陪審法施行準備に要する經費等、震災に直接關係なき經費を計上し、其の合計は歲入歲出各二億六千六百二十二萬六千餘圓に達せり。尋いで翌第五十回議會に於て本年度追加豫算一件成立せしが、右は爲替相場下落に因る貨幣交換差金の增加千六百餘萬圓、臨時軍事費特別會計廢止の爲め同特別會計へ繰入金一千萬圓、行政整理に因る恩給の增加七百五十萬圓等を計上せしものにして、其の歲入歲出各三千八百七十萬四千餘圓となりとす。以上各追加豫算額を本年度施行豫算額に加算するときは、大正十三年度豫算の總額は歲入十六億九千四百二十八萬四千餘圓、歲出十六億八千五百四十四萬三千餘圓となり、又之を本年度實行豫算額に加算するときは、豫算總額は歲入歲出各十六億五千四百十一萬九千餘圓となるの計算なりとす。

次に本年度の決算額を見るに、歲入二十一億二千七百三十九萬千餘圓、歲出十六億二千五百二萬四千餘圓にして、歲入歲出差引五億二百三十六萬七千餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金は之を大正十四年度の歲入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歲入は四億三千三百十萬六千餘圓を增加し、歲出は一億六千四十一萬九千餘圓を減少せり。之れ卽ち歲入に在りては租稅、印紙收入、官業及官有財產收入、官有物拂下代、前年度剩餘金繰入、二十萬千餘圓を增加せりと雖も、雜收入、預金特別會計より繰入、高等諸學校創設及擴張費受入金、公共團體工事費納付金、公共團體工事費分擔金、公債金等に於て、合計九千九萬四千餘圓を減少せしを以て差引前記の增加を見しものにして、歲出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め一億二千三百十七萬四千餘圓、國庫豫備金外に臨時支出を爲せしものありし爲め九千百四十七萬四千餘圓、合計二億千四百六十四萬九千餘圓を增加せりと雖も、他方豫算定額を翌年度に繰越したる金額一億二千六百四十八萬八千餘圓ありしと、在青島居留民團貸付金、治水事業費、內務省所管災害費、帝都復興事業費、國債整理基金繰入、陸軍軍事費、國防充備費、軍艦製造費、補助艦艇製造費、水陸整備費、高等諸

學校創設及擴張費、遞信費、電話交換擴張費、電信擴張及改良費等に於て、合計二億四千八百五十七萬九千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の減少を見しものとす。

（一一）大正十四年度歲計

大正十四年度豫算の編成に當り其の方針とせられし所のものは(一)財政の基礎を鞏固ならしむる爲め行政及財政の整理を斷行すること(二)公債發行額を極力減少し且一般市場に公募せざること(三)臨時國庫證券收入金特別會計を廢止し、臨時國庫證券を漸次整理すること(四)貨幣鑄造益金の內を以て新に特別の資金を設けて其の會計を特別とし、之が運用に依る收入を以て師範教育改善及農村振興の計畫を立つること(五)臨時軍事費特別會計は其の收入不足額を前記教育改善及農村振興基金特別會計よりの借入金を以て補充せしめたる上之を廢止すること(六)陸軍の軍備整理を行ひ、航空部隊の充實、兵器の改良等國防上の新威力を整備すること(七)農林・商工の兩省を分立し產業の發達奬勵に資すること(八)電話交換擴張の計畫を立つること(九)預金部制度を改革し、預金の運用を一層公明ならしむること(十)特別會計の廢止を行ひ其の數の減少を圖ること等にして、右方針に依り編成せられたる本年度豫算は前年度實行豫算額に比し歲入歲出に於て各九千百餘萬圓を減少せり。之れ卽ち既定計畫に依る增加額八千九百餘萬圓、新規增加額一億千四百餘萬圓ありと雖も、他面既定計畫に依る減少額七千六百餘萬圓、整理節減額一億五千二百餘萬圓、預金部制度の改正に因る減少額五千五百餘萬圓、其他減少額千餘萬圓、合計二億九千四百餘萬圓の減少を來すに因るものなり。右豫算案は第五十回議會に提出せられ、些少の修正を經て可決せられしが、其の數額は歲入歲出各十五億二千三百四十二萬八千餘圓なりとす。次に本年度追加豫算は第五十回議會に於て三件、第五十一回議會に於て一件成立せしが、前者は日露國交の回復に伴ふ露國各公館開設に關する經費、臨時軍事費殘務處理に關する經費、恩給の增加、退職特別賜金、爲替相場の變動に因る在勤加俸其他臨時加給等を計上せしものにして、其の合計歲入歲出各二千六百三十八萬六千餘圓とし、後者は爲替相場の變動に基く貨幣交換差金、橫濱市永代借地整理資金貸付金、六大都市に於ける冬期失業勞働者救濟事業補助費、朝鮮總督府水害復舊に要する經費補充金の增加、恩給の增加、刑務所收容費の增加等を計上せしものにして、其の歲入歲出各三千六十四萬七千餘圓なりとす。以上各追加豫算額を其の本豫算額に加算するときは、大正十四年度豫算の總額は歲入歲出各十五億八千四十六萬二千餘圓となるの計算なりとす。

次に本年度の決算額を見るに、歲入二十億七千百三十六萬九千餘圓、歲出十五億二千四百九十八萬八千餘圓にして、歲入歲出差引五億四千六百三十八萬餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金は之を大正十五年度の歲入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歲入は四億九千九十萬七千餘圓を增加し、歲出は五千五百四十七萬三千餘圓を減少せり。之れ卽ち歲入に在りては租稅・印紙收入・官業及官有財產收入・雜收入・官有物拂下代・特別會計殘金繰入・前年度剩餘金繰入・臨時物資供給收入・臨時軍事費特別會計剩餘金繰入等に於て、合計五億四千四百五十九萬四千餘圓を增加せりと雖も、公債金・公共團體工事費分擔金等に於て合計五千三百六十八萬七千餘圓を減少せしを以て、差引前記の增加を見しものにして、歲出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め一億二千六百四十八萬八千餘圓、臨時軍事費特別會計の豫算殘額を移換へたるが爲め千七百七十萬六千餘圓、國庫豫備金外に臨時支出を爲せしものありし爲め、五百四十三萬八千餘圓、合計一億四千九百六十三萬三千餘圓を增加せりと雖も、他方豫算定額を翌年度に繰越したる金額一億六千四百六十五萬餘圓ありし

と、帝都復興事業費・復興事業費補助・復興事業債利子補給・國債整理基金繰入・陸海軍軍事費等に於て、合計四千四十五萬六千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の減少を見しものとす。

（一三）大正十五（昭和元）年度歳計

大正十五年度豫算の編成に當り其の方針とせられし所は、(一)公債發行額は前年度同樣一般・特別兩會計を通じ一億五千萬圓とし、且之を一般市場に公募せざること、(二)歳入に著しき增減なからしむる範圍に於て稅制の整理を行ひ、國民負擔の公正を期すること、(三)關稅定率法の一般的改正を行ひ、以て經濟界の實狀に適合せしむること、(四)義務教育費國庫負擔の增加・健康保險法實施に關する經費・陪審法施行準備に關する經費の增加を計上すること、(五)貿易の振興・移植民の保護奬勵及外國航路の擴張を圖り、以て國際貸借の改善に資すること、(六)社會政策的施設に關しては健康保險法實施・移植民保護奬勵の外、小作調停に關する經費の增加・家計調査・自作農維持創設計畫等に關する經費を計上すること、(七)對支借款を整理し以て財界多年の病根を除くこと等、其の主要なるものなり。右方針に依り編成せられたる本豫算額は歳入歳出各十五億九千八百二十九萬千餘圓にして、右は第五十一回議會に提出せられ、原案の通り可決せられたり。次に本年度追加豫算は第五十一回議會に於て三件、第五十二回議會に於て二件成立せしが、其の中前者は國際勞働會議參列費・在伯剌西爾居留民旱害救濟貸付金・災害費・中央諸官衙建築費・朝鮮及樺太風水害復舊の爲め經費補充金の增加・小學校教員俸給國庫負擔の增加・帝都復興事業清算金立替に要する經費等を計上せしものにして、其の豫算合計額は歳入歳出各四千百九萬餘圓とし、又後者は大正天皇大葬費・爲替相場の變動に基く貨幣交換差金の增加・刑務所收容費の增加・恩給の增加・冬期失業者救濟事業費補助・支那事件費等を計上せしものにして、其の豫

算合計額は歳入歳出各二千七百三十九萬二千餘圓なりとす。以上各追加豫算額を其の本豫算額に加算するときは、大正十五（昭和元）年度豫算の總額は歳入歳出各十六億六千六百七十七萬四千餘圓となるの計算なりとす。

次に本年度の決算額を見るに、歳入二十億五千六百三十六萬千餘圓、歳出十五億七千八百八十二萬六千餘圓にして、歳入歳出差引四億七千七百五十三萬四千餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金は之を昭和二年度の歳入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歳入は三億八千九百五十八萬六千餘圓を增加し、歳出は八千七百九十四萬八千餘圓を減少せり。之れ卽ち歳入に在りては租稅・官業及官有財産收入・雜收入・前年度剩餘金繰入等に於て、合計四億四千四百二十萬九千餘圓を增加せりと雖も、印紙收入・公共團體工事費納付金・特別會計資金繰入・公債金等に於て合計五千四百六十二萬二千餘圓を減少せしを以て、差引前記の增加を見しものにして、歳出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め一億六千四百六十五萬餘圓を增加せりと雖も、他方豫算の定額を翌年度に繰越したる金額二億千十六萬三千餘圓ありしと、帝都復興事業費・復興事業費補助・復興事業債利子補給・諸拂戻金及補塡金・國債整理基金繰入・陸軍軍事費・遞信費等に於て、合計四千二百四十三萬四千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の減少を見しものとす。

以上之を要するに我國の歳計は世界大戰の後半以後に於て異常なる膨脹を示せしが、大戰終了後に至りても歳出は戰後の積極經營・物價騰貴・國防費の增加・其他一般的事項の增加に基く經費の自然增加等に因り、又歳入は租稅・官業及官有財産等の自然增收・增稅及新稅創設・公債の增發等に因り、何れも逐年增加を重ね、大正十年度歳計に至りては、戰前大正二年度歳計に對比して、歳入は約二・九倍、歳出

科目	經常部						臨時部			總計
	歲入	租稅及印紙收入	官業及官有財産收入	其他收入	計	公債		計		
大正十年度	一、六三〇、七六六、〇〇〇圓	一、三五〇、七六六、〇〇〇圓	二八〇、〇〇〇、〇〇〇圓	圓	一、三五〇、七六六、〇〇〇圓	二八〇、〇〇〇、〇〇〇圓	圓	二八〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一、九三〇、七六六、〇〇〇圓	一、九三〇、七六六、〇〇〇圓
同十一年度	一、七九〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一、四五〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二九〇、〇〇〇、〇〇〇圓	五〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一、七九〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	圓	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一、八九〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一、八九〇、〇〇〇、〇〇〇圓
同十二年度	一、九六〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一、五二〇、〇〇〇、〇〇〇圓	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一四〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一、九六〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一四〇、〇〇〇、〇〇〇圓	圓	一四〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓
同十三年度	二、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	三一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一九〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一九〇、〇〇〇、〇〇〇圓	圓	一九〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二、二九〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二、二九〇、〇〇〇、〇〇〇圓
同十四年度	二、二九〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	三二〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二七〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二、二九〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二七〇、〇〇〇、〇〇〇圓	圓	二七〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二、五六〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二、五六〇、〇〇〇、〇〇〇圓
大正十五年昭和元年度	二、五六〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	三四〇、〇〇〇、〇〇〇圓	四二〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二、五六〇、〇〇〇、〇〇〇圓	四二〇、〇〇〇、〇〇〇圓	圓	四二〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二、九八〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二、九八〇、〇〇〇、〇〇〇圓

科目	經常部						臨時部			總計
	歲入	租稅及印紙收入	官業及官有財産收入	其他收入	計	公債		計		
大正三年度	一、二八三、五四二、〇〇〇圓	一、〇三〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二四八、三四二、〇〇〇圓	圓	一、二八三、五四二、〇〇〇圓	圓	圓	圓	一、二八三、五四二、〇〇〇圓	一、二八三、五四二、〇〇〇圓
同四年度	一、三九六、三六二、〇〇〇圓	一、〇三〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二四八、三六二、〇〇〇圓	一一八、〇〇〇、〇〇〇圓	一、三九六、三六二、〇〇〇圓	一一八、〇〇〇、〇〇〇圓	圓	一一八、〇〇〇、〇〇〇圓	一、五一四、三六二、〇〇〇圓	一、五一四、三六二、〇〇〇圓
同五年度	一、五一四、三六二、〇〇〇圓	一、一五〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二四八、三六二、〇〇〇圓	一一六、〇〇〇、〇〇〇圓	一、五一四、三六二、〇〇〇圓	一一六、〇〇〇、〇〇〇圓	圓	一一六、〇〇〇、〇〇〇圓	一、六三〇、三六二、〇〇〇圓	一、六三〇、三六二、〇〇〇圓
同六年度	一、六三〇、三六二、〇〇〇圓	一、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二四八、三六二、〇〇〇圓	一八二、〇〇〇、〇〇〇圓	一、六三〇、三六二、〇〇〇圓	一八二、〇〇〇、〇〇〇圓	圓	一八二、〇〇〇、〇〇〇圓	一、八一二、三六二、〇〇〇圓	一、八一二、三六二、〇〇〇圓
同七年度	一、八一二、三六二、〇〇〇圓	一、二五〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二四八、三六二、〇〇〇圓	三一四、〇〇〇、〇〇〇圓	一、八一二、三六二、〇〇〇圓	三一四、〇〇〇、〇〇〇圓	圓	三一四、〇〇〇、〇〇〇圓	二、一二六、三六二、〇〇〇圓	二、一二六、三六二、〇〇〇圓
同八年度	二、一二六、三六二、〇〇〇圓	一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二四八、三六二、〇〇〇圓	五七八、〇〇〇、〇〇〇圓	二、一二六、三六二、〇〇〇圓	五七八、〇〇〇、〇〇〇圓	圓	五七八、〇〇〇、〇〇〇圓	二、七〇四、三六二、〇〇〇圓	二、七〇四、三六二、〇〇〇圓
同九年度	二、七〇四、三六二、〇〇〇圓	一、三五〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二四八、三六二、〇〇〇圓	一、一〇五、九七八、〇〇〇圓	二、七〇四、三六二、〇〇〇圓	一、一〇五、九七八、〇〇〇圓	圓	一、一〇五、九七八、〇〇〇圓	三、八一〇、三四〇、〇〇〇圓	三、八一〇、三四〇、〇〇〇圓

も、翌十五年度に於ては再び歳計は膨脹の趨勢に向ひ、大正末年迄に於ける毎年度歳入歳出決算額に就き、歳計内容の變遷の狀況を表示すれば左の如し。

自大正三年度至昭和元年度歳入歳出決算額種類別表

は二・六倍となり、大正十二年度に於ては四・四倍となれり。

大正十年度に於ては同年度に於ける行政及財政の整理緊縮に依り多少歳計の膨脹は之が善後處置の爲に再び歳計稍減少を見るを得し後、大正十一年度に於ては同年度に於ける行政及財政の整理緊縮に依り多少歳計の膨脹は之が善後處置の爲に再び歳計稍減少を見るを得し後、大正十二年度に於ては關東震災勃發に至り、華盛頓會議の趣旨に基く軍備縮小に依り歳計に再び著々たる歳出額の減少を見るに至れり。今世界大戰勃發以後の歳出

前年度剩餘金繰入	六四〇、六七四、〇六六円	五七五、八五五、五七二円	六五七、六五五、八一三円	五二四、二四七、九六一円	五〇二、三四八、五四〇円	五四六、三八〇、七二三円
雜收入	八八、一九一、八八五	五六、三五八、二五七	四八、七六九、二九一	三六、五三三、五一八	七九、一九六、一一九	二三、五三七、三二八
計	七八一、八九八、六八三	六五九、一三九、三九五	七四一、四六六、二二五	六八八、七五一、一五三	六二八、一三四、三七四	六〇三、九五一、五二九
總計	二、〇六五、七一一、一八六	二、〇八七、三四五、四三五	二、〇四五、二九八、二六七	二、一二七、三九一、三二四	二、〇七一、三六九、三一三	二、〇五六、三六一、三六二
歲出						
經常部						
行政費	四一九、九三二、九四七	四六六、九九〇、二九六	四九六、三五三、七三二	五五九、一一〇、七二二	五〇一、八二四、四〇七	五五三、七八五、四七五
軍事費	三〇九、七八九、六二七	三〇九、〇九三、四一三	三〇一、〇五七、六四七	三〇三、九五九、五八六	二九三、〇〇二、六六一	二九四、九八九、一七六
國債費	一一二、〇二七、二八七	一一五、一七三、七三一	一六三、一八二、三二一	一八七、九三九、七〇三	二二一、四六二、〇二八	二三三、二二八、八二〇
計	八四一、七四九、八六一	八九一、二五七、四四〇	九六〇、五九三、七〇〇	一、〇五一、〇一〇、〇一一	一、〇一六、二八九、〇九六	一、〇八一、九九三、四七一
臨時部						
行政費	二二七、三二七、〇〇三	二四二、七二四、四〇九	三六二、四四二、八二六	四二二、七八〇、六五〇	三五七、八九三、九七四	三五七、五七三、二四五
軍事費	四二〇、七七八、七五〇	二九五、七〇七、七七三	一九八、〇一三、七七九	一五一、二三三、四一二	一五〇、八〇五、五二〇	一三九、二五九、七〇九
計	六四八、一〇五、七五三	五三八、四三二、一八二	五六〇、四五六、六〇五	五七四、〇一四、〇六二	五〇八、六九九、四九四	四九六、八三二、九五四
總計						
行政費	六四七、二五九、九五〇	七〇九、七一四、七〇五	八五八、七九六、五五八	九八一、八九一、三七二	八五九、七一八、三八一	九一一、三五八、七二〇
軍事費	七三〇、五六八、三七六	六〇四、八〇一、一八六	四九九、〇七一、四二六	四五五、一九二、九九八	四四三、八〇八、一八一	四三四、二四八、八八五
國債費	一一二、〇二七、二八七	一一五、一七三、七三一	一六三、一八二、三二一	一八七、九三九、七〇三	二二一、四六二、〇二八	二三三、二二八、八二〇
計	一、四八九、八五五、六一三	一、四二九、六八九、六二二	一、五二一、〇五〇、三〇五	一、六二五、〇二四、〇七三	一、五二四、九八八、五九〇	一、五七八、八二六、四二五

（備考）本表に於て軍事費と稱するは、陸軍省及海軍省所管の經費の合計を指し、行政費とは軍事費及國債費を除く總ての歲出を稱するものとす。

第二編　財政機關

第一章　中央機關

第一節　總說

本編に於て中央機關と稱するは大藏省を指すものにして、卽ち帝國の財務は各外地を除くの外總て其の總轄する所なり。中央財政機關として大藏省なる名稱を設けられしは明治二年七月に始まり、其の以前に在りては或は會計事務課、或は會計事務局、或は又會計官等の名稱を以て財政事務を掌理せしめたり。卽ち慶應三年十月十五日德川慶喜大政を奉還するや、同年十二月九日新に總裁議定・參與の三職を置き、同月二十七日金穀出納所を設けて、參與をして假に中央政府の金穀出納の事務を提掌せしめしが翌慶應四年（明治元年）正月十七日右三職に神祇・內國・外國・海陸軍・會計・刑法・制度の七課を屬せしめ、其の中の會計事務課をして金穀出納所の事務を管理せしめたり。之れ卽ち明治政府に於ける中央財政機關の濫觴なり。尋いで二月三日金穀出納所を廢すると共に從前の七課を改めて七局と爲し、其の中の會計事務局をして戶口・賦稅・金穀・用度・貢獻・營繕・秩祿・倉庫・商法の事務を管掌せしめしが、同年閏四月二十一日に至り三職七局を廢して新に太政官の下に議政・行政・神祇・會計・軍務・外國・刑法の七官を置くや、其の中の會計官をして田宅・租稅・賦役・用度・金穀・貢獻・秩祿・倉庫・營繕・運輸・驛遞・工作・稅銀の諸事を總掌せしむることとし、會計官中に出納・用度・驛遞・營繕・稅銀・貨幣・民政の七司を置きて、其の事務を分掌せしめたり。維新以來政府の職制は玆に至りて始めて備はりしが、爾後其の管掌事務

に就ては屢〻增減變更あり、諸司の廢置亦之に從つて行はれたり。

明治二年七月八日に至り會計官を廢して大藏省を置く。蓋し此の日行政官を廢して太政官に併せ、民部官會計官軍務官外國官刑法官內廷職を廢して、神祇官民部省大藏省兵部省刑部省宮內省外務省待詔院集議院大學校彈正臺皇太后宮職皇后宮職春宮坊海軍陸軍留守官宣教使開拓使按察使を置きしに依るものなり。之れ卽ち維新後中央財政機關に對し大藏省なる名稱を使用せし嚆矢にして爾來現在に至る迄其の職制は屢〻變革せられしと雖も、大藏省なる名稱に至りては遂に變改せらるることなかりき。而して始め大藏省を創設するや、其の管掌事務は從來の會計官の事務を繼承せしめ此に造幣寮出納司用度司營繕司租稅司監督司度量衡改正掛を統管せしめ、更に同月二十二日民部省通商司鑛山司の一寮七司を置きて其の事務を分掌せしめしが、爾後其の所管事務は他省との關係上屢〻相互の間に其の一部を轉屬移管せられ、寮司の改廢增減又之に從つて行はれたり。今其の主なる變遷を見るに、明治二年八月十一日租稅監督通商鑛山の四司を民部省に轉屬せしめ、同月(日闕)營繕司を廢して其の事務を民部省に屬せしむ。同月十二日大藏民部兩省を併合するや、兩省共管の下に造幣寮竝に監督租稅出納土木用度驛遞鑛山の七司を屬せしめしが、明治三年七月十日再び大藏民部兩省分離するに及び、大藏省をして造幣寮出納司用度司營繕司租稅司監督司度量衡改正掛を統管せしめ、更に同月二十二日民部省通商司を本省に屬せしめ尋いで翌四年七月五日之を廢止したり。明治四年七月二十七日民部省を廢して其の事務を本省に移すや、監督用度租稅の三司を廢して租稅寮竝に勸業統計紙幣戶籍驛遞の五司を新設したり。

明治四年八月に至り大に本省官制の面目に改革を加ふることとし、先づ同月十日本省に造幣租稅戶籍營繕紙幣出納統計檢查記錄驛遞勸業(八月二十三日勸農寮と改稱)の十一寮及正算司を置き、尋いで同

月十九日本省所管事務の範圍を定めて、理財會計に關する一切の事務を統理し、全國人民の身分、地方の警邏驛遞郵便等の事を總轄するものと爲したり。爾後他省との關係上其の管務の範圍及寮司の配置に出入變更あり。今其の主なるものを見るに、同年八月二十八日外務省所管各開港場及開市場の稅務を管し、九月五日本省所管の各神社祭典の事務を神祇省に、同月十四日本省管理の聽訟の事務を司法省に移し、十月八日工部省所屬の土木寮を本省に移して、本省營繕寮を廢止したり。明治五年十月九日勸農寮及正算司を廢し、翌六年二月二日陸軍省の管轄せる全國の城廓及地所陣營等を本省の所管に移し、同年十二月五日海軍省所轄橫濱製鐵所をも本省の所屬に移したり。之より曩き明治六年七月十七日本省に國債寮を設けしが、翌七年一月九日戶籍土木驛遞の三寮及橫濱製鐵所竝に租稅寮所管事務中地理勸農の事務を內務省に移屬せしめ、又八年六月二十七日金券發行會社以外の諸會社の准允を內務省の所管に移したり。

明治十年一月十一日に至り各省の寮を廢して局を設けられしを以て、本省に於ても從來の諸寮を廢して、更めて本局租稅關稅檢查國債出納造幣紙幣(十一年十二月十日印刷局と改稱)常平(十一年七月一日開局)記錄の十局を置きしが、同年十一月二十八日內務省所管の株式取引所及米商會所に關する事務を本省に移して本局所管とし、十二年一月九日商務局を設置しかを置きて內務省所轄の勸商事務を掌らしめ、又同年十二月十六日本局を廢して書記局及議案局を設置したり。尋いで明治十三年三月五日檢查局を廢して其の管掌せし財政監督事務の大部分を會計檢查院に移すと共に同月六日精算局(同年六月十九日調查局と改稱)を置きて歲入出豫算表の調理其他の事務を管掌せしめ、同年五月七日書記局中の銀行課を特立の一局と爲したり。翌十四年四月七日に至り商務局を廢して其の事務を農商務省に屬せし

め、又同月十九日及五月十六日には夫々米商會所及株式取引所に關する事務を何れも農商務省に移屬せしめ、更に六月二十七日會計局を新設せしが、同月三十日地租改正事務局の廢止に伴ひ其の殘務を本省租稅局をして處理せしめたり。翌十五年一月十七日從來會計檢査院の管掌せる歳入出決算調理の事務を本省に轉屬せしめ、調査局をして管掌せしめ、更に同年三月八日舊開拓使の管理せる物産取扱所・北海道準備米・漁業昆布採收資本金貸與等の事務を本省の所管と爲し、尋いで同年十一月四日常平局を廢して庶務局を置きしが、十七年五月八日又之を廢止し、更に同月二十日租稅・關稅の二局を合して主稅局を置きたり。十八年一月十三日農商務省と共に貯金取扱事務を管せしめらるるや同年五月三十日新に預金局を設置し、尋いで翌十九年一月六日農商務省の管理せる三池・佐渡・生野三鑛山の事務を本省に移し、更に同月十二日舊工部省の殘務を管理せしめられしが、同月十六日調査局を主計局と改稱すると共に、議案局を廢止して官房及金庫局を新設したり。以上の如くにして明治十九年二月の官制の改革前に在りては、大藏省に於ては官房及書記・主稅・國債・銀行・會計出納・造幣・印刷・記錄・主計・預金・金庫の一房十二局を存したり。

次に職名の變遷に就て見るに、明治元年正月會計事務課設置の際に於ては會計事務總督及會計事務掛をして其の事務を掌理せしめしが、同年二月會計事務局の設置と共に之に督・輔・權輔・判事・權判事の五官を置き、同年閏四月會計官設置の時に至りては之に知官事・副知官事・判官事・權判官事・書記・筆生・使部を置き、又各司に知司事・判司事・權判司事を置きて事務を調理せしめたり。然るに明治二年七月始めて大藏省を設くるや、從來の知事・副知事等の職名を廢して、新に本省に卿・大少輔・正權大少丞・正權大少屬・寮掌・使部を、各司に正權正・正權大少佑・大少令史を置きしが、明治四年七月二十九日之を改めて大少丞及大少佑の權官を廢し、又同年八月十九日各司の大少佑を廢し、其他下級官職の改廢を行ひ、尋いで同年十一月二十五日に至り再び大少丞に權官を設けたり。明治十年一月十一日各省の寮を廢して局を置くや、從來の官職を廢して新に卿・大少輔・正權大少書記官・一等乃至十等屬を置き、書記官の中一名宛を局長に補して局務を總轄せしめ、其他の書記官は課長又は掛長となりて課務又は掛務を管理し、屬を之に分屬せしむることとしたり。後明治十五年五月二十日主稅官を置き、同月二十七日更に技監・技師・技手・技生等の技術官を設けしが明治十八年十二月二十二日各省の卿を廢して大臣を置くに及び大藏省亦之に從へり。

以上述べたる如く始めて大藏省を設けし當時に在りては、官制も尙ほ備はらず、各機關相互の間の事務の配分も未だ完からず、其の管掌する事務の如きも單に財政のことのみに止まらずして、廣く後の內務・外務・司法・遞信・農商務各省の事務をも包含せしものなるが、爾來屢次の官制の改正を經て漸次整備の域に向ひ、遂に明治十九年二月各省官制通則及大藏省官制を制定するに至りて、其の制度は根本的に改革せられ、中央財政機關の組織は玆に其の基礎を確立したり。卽ち右兩官制に依れば大藏省は歳入・歳出・租稅・國債・貨幣・銀行に關する事務を管理し且地方財務を監督するものとし、之に大臣・次官・局長・參事官・祕書官・書記官・主計官・主稅官其他の職員を設けたり。而して本省に大臣官房・總務・會計・主稅・關稅・主計・出納・國債・金庫・銀行・預金・記錄の一房十一局を置きて事務を分掌せしめ、從來本省中の一局たりし造幣・印刷の兩局は、特立の一局として之を本省に附屬せしめたり。爾來此等兩官制は屢〻其の一部又は全部を改正せられ、隨つて管掌事務の變更・局課の廢合・職制の改革等は屢〻行はれしと雖も制度の根幹に至りては敢て變革せらるることなくして大正末年に至れり。今明治十九年以後大正

末年に至る間に於ける大藏省組織の變遷の大要を見るに、先づ其の所管事務に就ては、明治二十三年四月金庫制度の開始に依りて現金出納事務は全く本省の司掌を離れ、尋いで明治三十一年十月に至り印刷局を內閣の所屬に移したり。更に又同年一月より葉煙草の專賣を實施せらるるや之が事務は本省の所管となり、同年十一月專賣局を設けて其の事務を主管せしむるに及びて之を本省附屬の一機關と爲したり。尋いで明治三十六年六月樟腦專賣の開始せらるるや之に關する事務は新に本省の所管となり、又同三十八年一月鹽專賣法發布の結果之に關する事務亦本省の所管に屬せしめられ、更に又同年三月擔保附社債信託法の公布に伴ひて信託に關する事務亦本省の所管に加へらるるに至れり。後明治四十年九月に至り新に專賣局を設置して各種專賣に關する事務を統一主管せしむるに及び、之を本省附屬の一機關と爲したり。大正四年七月無盡業法の制定に伴ひ無盡に關する事務は本省の所管となり、更に同七年四月有價證券割賦販賣業法の制定と共に有價證券割賦販賣に關する事務も亦本省の所管に屬せしめられたり。

次に本省內に於ける部局の廢置分合に就て見るに、明治十九年二月の改革に際しては前述の如く一房十一局を設置せしが、爾後漸次部局の廢合を行ひて其の數を減少したり。卽ち明治二十三年六月には金庫記錄の兩局を廢し、翌二十四年七月には總務·會計·關稅·出納·銀行の五局を廢して新に監査局を設け、同二十六年十月には更に監査·預金の二局を廢して其の事務を他部局に移屬したり。尋いで明治三十年四月には國債局を廢して理財·監督の二局を設けしが、翌三十一年十月に至りて監督局を廢止して一房三局と爲したり。尋いで明治三十三年四月に至り再び總務局を設置して一房五局と爲したり。然るに大正二年六月の行政整理に際して右の兩局を廢して一房三局と爲せしが、尋いで同五年四月新に銀行局を設置し、更に同十四年四月に至り預金部を設けたり。斯くて大正末年に於ては本省に大臣官房·主計局·主稅局·理財局·銀行局·預金部の一房四局一部を置きて其の事務を分掌せしむるものとす。

次に本省職員の變遷に就て見るに、明治十九年二月制定の各省官制通則に依り各省に大臣の外次官·局長·局次長·參事官·祕書官·書記官·試補·屬の諸官を設置すると同時に、又大藏省官制に依り特に大藏省に主計官及主稅官の兩官を置くものと定めたり。而して右の中各省官制通則に依り各省を通じて設置せらるる職員に就ては、明治二十三年三月先づ局次長を廢止し、尋いで二十六年十月に至り更に試補を廢止せしが、三十一年十月新に參與官を設置して大臣の命を承けて省務に參畫せしむることとせり。明治三十三年四月次官を總務長官と改稱すると共に、參與官を廢止して新に官房長を設置せしが、三十六年十二月に至り再び總務長官を次官と改稱すると共に官房長を廢止したり。大正三年十月政務と事務との分界を明かにする目的を以て新に各省に參政官及副參政官を設置し、尋いで九年五月に至り之を廢止して舊制に復せしが、十三年八月に至り再び右と同一の趣旨に依り政務次官及參與官を設置し、尋いで同年十二月行政整理に際して參事官を廢止したり。次に大藏省官制に依り大藏省に特設せらるる職員に就ては、前揭主計官及主稅官の外明治二十六年十月新に技師を設置し、尋いで二十九年四月に至り鑑定官及鑑定官補を、又同年九月技手を設置し、更に翌三十年四月稅務監督官を設置せしが、三十一年十月に至り主計官·主稅官·稅務監督官·稅務監督官の諸官を廢止し、尋いで三十八年三月更に鑑定官及鑑定官補の兩官を廢止したり。斯くて本省特設の職員は技師及技手の兩官

を存するのみとなりしが、大正四年八月に至り新に事務官を設置し、尋いで七年六月主計官を新設したり。右の中主計官は大正十三年十二月の行政整理に際して廢官となりしが、翌十四年四月預金部の設置に伴ひ新に預金部長を置くこととせり。以上の如くにして大正末年に於て各省官制通則及大藏省官制に依り本省に設置せらるる職員は、大臣の外に政務次官・次官・參與官・局長・預金部長・祕書官・書記官・事務官・技師・屬・技手の十一種を存するものとす。尙ほ以上の常置職員の外特別の必要に應じて臨時職員を設置せられしことあり、又以上の各種職員の定員は事務上の都合其他の理由に依り屢〻增減變更せられたり。

今本章に於て中央財政機關の沿革を敍するに當りては、維新以後明治三十五年に至る期間に於ける事實に就ては既に「明治財政史」に於て之を詳說せるを以て、其の中明治十九年二月の制度確立以前の事實に就ては總て之を省略し、同年以後明治三十五年に至る期間は假に之を明治時代前期と稱し、其の事實の梗概を記して前後の聯絡を圖ることと爲し、明治三十五年以後大正末年に至る期間を明治時代後期及大正時代の二期に分ちて之を詳說せんとす。

第二節　明治時代前期

第一款　管務及分掌

明治十九年二月勅令第二號を以て各省官制通則及大藏省官制を制定せしが、此の中大藏省官制は大藏省の管掌事務を定めて、大藏大臣は歲入・歲出・租稅・國債貨幣・銀行に關する事務を管理し、併せて地方の財務を監督するものと爲し、且省內部局の配置を定めて、大藏省に主稅・關稅・主計・出納・國債・金庫・銀行・預金・記錄の九局を置くこととし、從來本省中の一局たりし造幣及印刷の各局は、之を特別の一局として本省に附屬せしめたり（印刷局は三十一年十月之を內閣に移屬す）。而して同時に各省官制通則は、各省に大臣官房・總務局・會計局を置くべきことを規定せるを以て、大藏省には合計一房十一局を存することとなれり。

明治二十三年三月に至り各省官制通則を改正して（勅令第五十號）各省に大臣官房及總務局の一房一局を置くこととせしが、同年六月更に大藏省官制を改正し（勅令第百六號）大藏大臣の管掌事務を定めて政府の財務を總轄し、會計・出納・租稅・國債・貨幣・預金・保管物及銀行に關する事務を管理し、府縣郡市町村の財務を監督するものとしたり。右改正大藏省官制は又部局の配置を改めて、主計・主稅・關稅・出納・國債・銀行・預金・會計の八局を置くものとしたり。卽ち此の改正に依り從來の金庫及記錄の兩局は廢止せられ、各省官制通則に依るものと合して一房九局を存することとなれり。

翌明治二十四年七月各省官制通則の一部を改正し（勅令第八十一號）、總務局を廢して其の事務を大臣官房に移せしが、之と同時に大藏省官制を改正して（勅令第八十九號）、本省に主計・主稅・國債・監査・預金の五局を置くものとしたり。

明治二十六年十月大藏省官制を改正し（勅令第百三十五號）、大藏大臣の管掌事務に公共組合の財務の監督を加ふると共に、部局の配置を改めて本省に主計・主稅・國債の三局を置くものとせり。尋いで明治三十年四月又大藏省官制を改正して（勅令第百二十號）、主計・主稅・理財・監督の四局と爲し、翌三十一年十月右の中監督局を廢して三局と爲せしが（勅令第二百六十九號）、三十三年四月に至り各省官制通則の一

部を改正し(勅令第百六十一號)、各省に再び總務局を設置したり。

以上述べたる如くにして、始め明治十九年二月各省官制通則及大藏省官制制定の時に於ては、大藏省に一房十一局を存せしが、爾後漸次事務分掌の方法を單純にして部局の整理を圖り、明治三十三年の改正後は僅に一房四局を存するのみとなれり。今上記の諸改正を經たる各省官制通則及大藏省官制に據り、明治三十五年末に於ける大藏省各部局の管掌事務を示せば左の如し。

(一)　大臣官房

一　機密ニ關スル事項
二　官吏ノ進退身分ニ關スル事項
三　大臣官印及省印ノ管守ニ關スル事項

(二)　總務局

一　公文書類及成案文書ノ接受發送ニ關スル事項
二　統計報告ノ調製ニ關スル事項
三　公文書類ノ編纂保存ニ關スル事項
四　本省所管ノ經費及諸收入ノ豫算決算竝會計ニ關スル事項
五　會計ノ監査ニ關スル事項
六　本省所管ノ官有財產及物品ニ關スル事項
七　其ノ他各省官制ニ依リ特ニ總務局ノ所掌ニ屬セシムル事項

(三)　主計局

一　總豫算總決算ニ關スル事項
二　特別會計ノ豫算決算ニ關スル事項

三　仕拂豫算ニ關スル事項
四　主計簿ノ登記ニ關スル事項
五　歲入歲出現計書ノ調製ニ關スル事項
六　諸計算書ノ下檢査ニ關スル事項
七　出納官吏ノ監督及身元保證ニ關スル事項
八　豫備金支出ニ關スル事項
九　定額繰越ノ承認及定額戻入年度開始前支出ニ關スル事項
十　收入支出ノ科目ニ關スル事項
十一　金錢及物品會計ノ統一ニ關スル事項
十二　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ歲計ニ關スル事項

(四)　主稅局

一　國稅ノ賦課徵收ニ關スル事項
二　稅務ノ管理監督ニ關スル事項
三　民有地地種目變換ニ關スル事項
四　土地臺帳ニ關スル事項
五　稅關輸出輸入ノ調査ニ關スル事項
六　外國貿易ノ船舶及輸出入品ノ監督ニ關スル事項
七　保稅倉庫ニ關スル事項
八　大藏省所管稅外諸收入ニ關スル事項
九　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ諸收入ニ關スル事項

(五)　理財局

一　國資ノ運用出納ニ關スル事項
二　國庫ノ出納管理ニ關スル事項
三　國庫ノ出納計算書ニ關スル事項
四　國債ノ募集借入償還及利拂ニ關スル事項
五　國債簿及國庫簿ノ登記ニ關スル事項
六　貨幣ニ關スル事項
七　紙幣國債證券大藏省證券及借入證書取扱ニ關スル事項
八　國債計算書ノ調製ニ關スル事項
九　年金恩給及諸祿ノ給與ニ關スル事項
十　備荒儲蓄ニ關スル事項
十一　金庫ノ監督ニ關スル事項
十二　銀行ノ管理監督ニ關スル事項
十三　國立銀行紙幣交換基金ニ關スル事項
十四　預金保管物及供託物ニ關スル事項
十五　地方財務ノ監督ニ關スル事項
十六　會社債券ニ關スル事項
十七　一般金融ニ關スル事項
十八　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ公債ニ關スル事項

各局管掌の事務は右に掲ぐる如く極めて廣汎且多岐に亙れるものあるが故に、更に各局を數箇の課に分ちて其の事務を分掌せしむるの必要あり。而して當初は此の分課に關する規定も各省官制

通則及大藏省官制中に之を設けしが、明治二十三年に至り各省適宜に之を定むることと爲して、分課に關する規定を此等官制中より削除したり。茲に於て大藏省は同年六月三十日大藏省分課規程を制定實施せしが、本規程は爾後部局の廢置分合に伴ひ屢、其の一部又は全部を改正せられたり（明治二十四年八月・二十六年十一月・二十八年九月・二十九年四月・三十年四月・三十一年十一月・三十三年五月・三十四年十一月）。今此等の諸改正を經たる分課規程に依り明治三十五年末現在の各局分課の狀況を示せば左の如し。

（一）總務局

總務局ニ文書課・會計課・營繕課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

文書課

一　公文書類ノ編纂保存ニ關スルコト
二　公文書類及成案文書ノ接受發遣ニ關スルコト
三　總務長官ノ官印ノ管守ニ關スルコト
四　公文書類ノ淨書ニ關スルコト
五　官報ノ報告ニ關スルコト
六　外國文書ノ翻譯ニ關スルコト
七　公文書類ノ外國語翻譯ニ關スルコト
八　年報書及本省事務統計ノ調製ニ關スルコト
九　財務通信ニ關スルコト
十　本省各局課ニ屬セサル庶務ニ關スルコト

會計課

一　本省所管ノ經費及諸收入ノ豫算決算及會計ニ關スルコト

二　會計ノ監査ニ關スルコト
三　本省所管出納官吏ノ身元保證ニ關スルコト
四　印紙類ノ出納保管ニ關スルコト
五　本省所管造營物ノ監督ニ關スルコト
六　本省所管ノ物品ニ關スルコト
七　營繕費ノ支辨ニ屬セサル本省直轄ノ築造物維持保存ニ關スルコト
八　省中取締ニ關スルコト

營繕課

一　本省所管官有財產ノ管理監督ニ關スルコト
二　本省所管官有財產ノ增減異動ニ關スルコト
三　本省所管官有財產簿ノ登記ニ關スルコト
四　本省所管官有財產ノ圖面整理ニ關スルコト
五　本省所屬工事ノ施行及其ノ指揮監督ニ關スルコト
六　本省所屬築造物ノ維持保存ニ關スルコト

(二)　主計局

主計局ニ豫算決算課、司計課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

豫算決算課、

一　總豫算總決算ニ關スルコト
二　特別會計ノ豫算決算ニ關スルコト
三　豫備金ノ支出ニ關スルコト
四　收入支出ノ科目ニ關スルコト

五　會計ノ科目ニ關スルコト
六　物品會計ニ關スルコト
七　出納官吏ノ監督及身元保證金ニ關スルコト
八　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ歲計及補助金ニ關スルコト

司計課

一　仕拂豫算ニ關スルコト
二　定額繰越、過年度支出、定額戻入及年度開始前支出ニ關スルコト
三　主計簿ノ登記ニ關スルコト
四　歲入歲出現計書調製ニ關スルコト

(三)　主稅局

主稅局ニ內國稅課、關稅課、經理課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

內國稅課

一　內國稅ノ賦課ニ關スルコト
二　內國稅務ノ管理監督ニ關スルコト
三　民有地地種目變換ニ關スルコト
四　土地臺帳ニ關スルコト
五　間接國稅犯則者處分ニ關スルコト
六　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ諸收入ニ關スルコト

關稅課

一　關稅、噸稅及稅關諸收入ノ賦課ニ關スルコト
二　關稅事務ノ管理監督ニ關スルコト

三　外國貿易ノ船舶及輸出入品ノ監督ニ關スルコト
四　官私設保稅倉庫、稅關假置場及稅關倉庫ノ管理監督ニ關スルコト
五　輸入品原價ノ換算ニ適用スル內外貨幣比較表ニ關スルコト
六　外國貿易ノ狀況調査ニ關スルコト
七　關稅率ニ關スルコト
八　萬國同盟關稅誌ニ關スルコト
九　輸出交付金、假輸入、通過貨物及戾稅ニ關スルコト
十　外國貿易機關ノ調査ニ關スルコト
十一　右ノ外關稅法制及稅關制度ノ調査ニ關スルコト

經理課

一　國稅其ノ他諸收入豫算決算ノ調査ニ關スルコト
二　租稅ノ徵收ニ關スルコト
三　大藏省所管稅外諸收入ニ關スルコト
四　諸貸付金及勸業資本貸付金ニ關スルコト
五　內國稅徵收費、稅關經費、稅務管理局及稅關營繕費ノ調査及配賦ニ關スルコト
六　內國稅徵收費、稅關經費ノ經理上特殊ノ支給方法ニ關スルコト
七　內國稅徵收費稅關經費稅務管理局及稅關營繕費ノ支出計算書ノ調査ニ關スルコト

(四)　理財局

理財局ニ國庫課、國債課、銀行課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

國庫課

一　國資ノ運用出納ニ關スルコト
二　金庫ノ監督ニ關スルコト
三　國庫ノ出納管理ニ關スルコト
四　國庫簿ノ登記ニ關スルコト
五　國庫ノ出納計算書ニ關スルコト
六　預金保管物及供託物ニ關スルコト
七　償金特別資金ニ關スルコト
八　貨幣ニ關スルコト
九　金融ニ關スルコト

國債課

一　國債ノ募集借入及償還ニ關スルコト
二　國債簿ノ登記ニ關スルコト
三　紙幣、國債證券、大藏省證券及借入證書ノ出納整理ニ關スルコト
四　國債計算書ノ調製ニ關スルコト
五　國債元利金、國債取扱手數料、紙幣交換基金、整理公債金ノ仕拂ニ關スルコト
六　年金恩給及諸祿ノ給與ニ關スルコト
七　罹災救助基金ノ收支ニ關スルコト
八　國立銀行紙幣交換基金ニ關スルコト
九　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ公債ニ關スルコト
十　地方財務ノ監督ニ關スルコト

銀行課

一　銀行ニ關スルコト

二　銀行ニ關スル補給金及補助金ニ關スルコト
三　銀行債券ニ關スルコト
四　國立銀行紙幣ノ處分ニ關スルコト

第二款　職員

明治十九年二月制定の各省官制通則は各省に大臣の外次官・祕書官・書記官・局長・參事官・局次長・試補・屬等の職員を設置することを定め、同時に大藏省官制は特に大藏省に主計官及主稅官を置くものとし、各省に設置すべき職員の種類を大臣・次官・局長・參事官・祕書官・書記官・試補及屬と改めたり。而して同年六月大藏省官制を改正して、本省に特に主計官及主稅官を置き、又主計局・主稅局・預金局及會計局には特に局次長を置くこととし、同年七月大藏省官制を改正して、右職制中局次長を廢止したり。

明治二十六年十月改正の各省官制通則は各省に大臣の外次官・局長・參事官・祕書官・書記官・屬を置くものとし、尙ほ同日改正の大藏省官制は特に本省に主計官・主稅官及技師を置くものとせしが、二十九年四月大藏省官制の一部を改正して、本省に新に鑑定官及鑑定官補を置くこととし、同年七月更に技手を置き、翌三十年四月に至り此等の外更に稅務監督官を設置したり。

明治三十一年十月各省官制通則の一部を改正して各省に新に參與官を設くると共に、大藏省官制を改正して大藏省特設の職員を專任鑑定官・技師・鑑定官補及技手と爲し、尋いで三十三年四月各省官制通則の一部を改正して次官を總務長官と改稱し、且參與官を廢して官房長を設けたり。

以上は大藏省職員の名稱變遷の概要なるが、各省官制通則及大藏省官制は此等職員の名稱を規定すると同時に、其の定員・職務・所屬等に關しても規定する所あり、此等も亦官制の改正に伴ひて屢〻變革を加へられたり。斯くて以上の諸改正を經たる各省官制通則及大藏省官制に據り、明治三十五年末に於ける大藏省職員の名稱・定員・職務・所屬等を示せば左の如し。

(一)　大　臣　　其ノ主任ノ事務ニ付キ其ノ責ニ任ジ、又其ノ主任ノ事務ニ付キ其ノ職權若クハ特別ノ委任ニ依リ省令ヲ發シ及警視總監・北海道長官・府縣知事ヲ監督ス。又大臣ハ其ノ所部ノ官吏ヲ統督ス。而シテ大臣事故アルトキハ、法律勅令ニ副署シ省務ヲ敷奏シ內閣ノ議ニ列シ及省令ヲ發スルコトヲ除クノ外、其ノ職務ヲ臨時總務長官ニ代理セシムルコトヲ得。

(二)　總務長官　　一人、勅任トシ、大臣ヲ佐ケ省務ヲ整理シ、各局部ノ事務ヲ監督シ、且總務局ノ事務ヲ掌理シ、及局中各課ノ事務ヲ指揮監督ス。

(三)　官房長　　一人、勅任トシ、機務ヲ管掌シ、及大臣・官房ノ事務ヲ指揮監督ス。

(四)　局　長　　各局ニ一人、勅任トシ、大臣ノ命ヲ承ケ其ノ主務ヲ掌理シ、及局中各課ノ事務ヲ指揮監督ス。

(五)　參事官　　二人、奏任トシ、其ノ中一人ハ勅任ト爲スコトヲ得。大臣ノ命ヲ承ケ審議立案ヲ掌ル。又省ノ便宜ニ從ヒ局課ニ兼勤シ若クハ臨時命ヲ承ケ其ノ事務ヲ助ク。

(六)　祕書官　　一人、奏任トシ、大臣ノ命ヲ承ケ機密事務ヲ掌リ、又ハ臨時命ヲ承ケ各局課ノ事務ヲ助ク。

(七)　書記官　　十人、奏任トシ、大臣又ハ總務長官ノ命ヲ承ケ大臣官房ノ事務ヲ掌リ、又ハ各局ノ事務ヲ助ク。

(八)　鑑定官　　二人、奏任トシ、主稅局ニ屬シ、其ノ事務ヲ掌ル。

(九)　技　師　　一人、奏任トシ、必要ニ依リ總務局其ノ他ニ屬シ、其ノ事務ヲ掌ル。

(一〇)　屬　　定員百九十二人、判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。

(一一)　鑑定官補　　二人、判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ鑑定ノ事務ニ從事ス。

（一一）技　手　三人判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ建築又ハ電信ノ事務ニ從事ス。

尙ほ大臣官房及局中の各課に課長一人を置き、奏任又は判任官を以て之に充て、命を上官に承けて課務を掌理せしむるものとす。

第三節　明治時代後期

第一款　管務及分掌

明治三十六年六月粗製樟腦及樟腦油專賣法制定せられ、同年十月一日より施行せられしが、右樟腦專賣の事務は直接大藏大臣の所管とし、主稅局に於て之を管掌せしむることと爲し、同年九月十五日勅令第百三十七號を以て大藏省官制の一部を改正し、大藏大臣の管掌事務を定めて『政府ノ財務ヲ總轄シ、會計出納租稅樟腦樟腦油專賣國債貨幣預金保管物及銀行ニ關スル事務ヲ管理シ、府縣郡市町村及公共組合ノ財務ヲ監督ス』るものと爲し、同時に主稅局の管掌事務中に左の一號を加へたり。

十　樟腦樟腦油ノ製造收納賣渡輸出及取締ニ關スル事項

明治三十六年十二月四日勅令第二百八號を以て各省官制通則の一部を改正して總務局を廢止したり。此の結果從來總務局に屬せし事務は新に大臣官房に屬することとなり、卽ち大臣官房の管掌事務は左の如くなれり。

一　機密ニ屬スル事項
二　官吏ノ進退身分ニ關スル事項
三　大臣官印及省印ノ管守ニ關スル事項
四　公文書類及成案文書ノ接受發送ニ關スル事項
五　統計報告ノ調製ニ關スル事項
六　公文書類ノ編纂保存ニ關スル事項
七　本省所管ノ經費及諸收入ノ豫算決算竝會計ニ關スル事項
八　會計ノ監査ニ關スル事項
九　本省所管ノ官有財産及物品ニ關スル事項
十　其ノ他各省官制ニ依リ特ニ大臣官房ノ所掌ニ屬セシムル事項

右の改正に伴ひ同年十二月五日大藏省大臣官房分課規程を改正して、大臣官房に秘書課・文書課・會計課・營繕課を置くことと爲し、左の如く事務の分掌を定めたり。

秘書課
一　機密ニ屬スルコト
二　官吏ノ進退身分ニ關スルコト
三　大臣次官ノ官印及省印ニ關スルコト

文書課
一　公文書類ノ編纂保存ニ關スルコト
二　公文書類及成案文書ノ接受發遣ニ關スルコト
三　公文書類ノ淨書ニ關スルコト
四　官報ノ報告ニ關スルコト
五　外國文書ノ翻譯ニ關スルコト
六　公文書類ノ外國語翻譯ニ關スルコト

七　年報書及本省事務統計ノ調製ニ關スルコト
八　財務通信ニ關スルコト
九　本省各局課ニ屬セサル庶務ニ關スルコト

會計課

一　本省所管ノ經費及諸收入ノ豫算決算及會計ニ關スルコト
二　會計ノ監査ニ關スルコト
三　本省所管出納官吏ノ身元保證ニ關スルコト
四　印紙類ノ出納保管ニ關スルコト
五　本省所管造營物ノ監督ニ關スルコト
六　本省所管ノ物品ニ關スルコト
七　營繕費ノ支辨ニ屬セサル本省直轄ノ築造物維持保存ニ關スルコト
八　省中取締ニ關スルコト

營繕課

一　本省所管官有財産ノ管理監督ニ關スルコト
二　本省所管官有財産ノ增減移動ニ關スルコト
三　本省所管官有財産簿ノ登記ニ關スルコト
四　本省所管官有財産ノ圖面整理ニ關スルコト
五　本省所屬工事ノ施行及其ノ指揮監督ニ關スルコト
六　本省所屬築造物ノ維持保存ニ關スルコト

明治三十六年十二月四日勅令第二百十五號を以て大藏省官制の一部を改正し、理財局の管掌事務を、左の如く定めたり。

一　國資ノ運用出納ニ關スル事項
二　國庫ノ出納管理ニ關スル事項
三　國庫ノ出納計算書ニ關スル事項
四　國債ノ募集借入償還及利拂ニ關スル事項
五　國債簿及國庫簿ノ登記ニ關スル事項
六　貨幣ニ關スル事項
七　紙幣、國債證券、大藏省證券及借入證書ノ取扱ニ關スル事項
八　國債計算書ノ調製ニ關スル事項
九　年金恩給及諸祿ノ給與ニ關スル事項
十　罹災救助基金ニ關スル事項
十一　金庫ノ監督ニ關スル事項
十二　銀行ノ監督ニ關スル事項
十三　銀行ニ對スル補給金及補助金ニ關スル事項
十四　銀行債券ニ關スル事項
十五　國立銀行紙幣ノ處分ニ關スル事項
十六　預金保管物及供託物ニ關スル事項
十七　地方財務ノ監督ニ關スル事項
十八　一般金融ニ關スル事項
十九　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ公債ニ關スル事項

明治三十八年一月一日鹽專賣法公布せられ、同年六月一日より施行せらるることとなりしが、右鹽專賣に關する事務も大藏大臣の直接管理の下に主稅局をして管掌せしむることと爲し、卽ち同年三

月二十七日勅令第八十二號を以て大藏省官制に改正を加へ、大藏大臣の管理事務中に鹽專賣の項を追加すると同時に、主稅局の管掌事務中に『鹽ノ製造、收納、賣渡、輸出入及取締ニ關スル事項』を增加したり。而して右鹽專賣法の制定を機として同年一月十日大藏省分課規程を改正し、新に主稅局に專賣事業課及專賣技術課を增置して、鹽及樟腦の專賣に關する事務を分掌せしむることとしたり。尋いで同年三月十一日擔保付社債信託法公布の結果、同日勅令第五十號を以て大藏省官制の一部を改正し、大藏大臣の管理事務中に信託の項を加ふると共に、理財局の管掌事務中に『信託ニ關スル事項』を追加したり。而して之に伴ひて同月十五日理財局分課規程に改正を加へ、銀行課の分掌事務中に『信託ニ關スルコト』を追加したり。今以上の改正を經たる大藏大臣の管掌事務及其の事務分掌を示せば左の如し。

（一）大藏大臣ハ政府ノ財務ヲ總轄シ、會計、出納、租稅、樟腦樟腦油及鹽專賣、國債、貨幣、預金保管物信託及銀行ニ關スル事務ヲ管理シ、府縣郡市町村及公共組合ノ財務ヲ監督ス。

（二）大藏省ニ大臣官房、主計局、主稅局、理財局ノ一房三局ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

（一）大臣官房　故ノ如シ

（二）主計局　故ノ如シ

（三）主稅局

一　國稅ノ賦課徵收ニ關スル事項
二　稅務ノ管理監督ニ關スル事項
三　民有地地種目變換ニ關スル事項
四　土地臺帳ニ關スル事項
五　稅關輸出輸入ノ調査ニ關スル事項
六　外國貿易ノ船舶及輸出入品ノ監督ニ關スル事項
七　保稅倉庫ニ關スル事項
八　大藏省所管稅外諸收入ニ關スル事項
九　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ諸收入ニ關スル事項
十　樟腦樟腦油ノ製造收納賣渡輸出及取締ニ關スル事項
十一　鹽ノ製造收納賣渡輸出入及取締ニ關スル事項

（四）理財局

一　國資ノ運用出納ニ關スル事項
二　國庫ノ出納管理ニ關スル事項
三　國庫ノ出納計算書ニ關スル事項
四　國債ノ募集借入償還及利拂ニ關スル事項
五　國債簿及國庫簿ノ登記ニ關スル事項
六　貨幣ニ關スル事項
七　紙幣、國債證券、大藏省證券及借入證書ノ取扱ニ關スル事項
八　國債計算書ノ調製ニ關スル事項
九　年金恩給及諸祿ノ給與ニ關スル事項
十　罹災救助基金ニ關スル事項
十一　金庫ノ監督ニ關スル事項
十二　銀行ノ監督ニ關スル事項
十三　銀行ニ對スル補給金及補助金ニ關スル事項
十四　銀行債券ニ關スル事項

十五　國立銀行紙幣ノ處分ニ關スル事項
十六　預金保管物及供託物ニ關スル事項
十七　地方財務ノ監督ニ關スル事項
十八　一般金融ニ關スル事項
十九　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ公債ニ關スル事項
二十　信託ニ關スル事項

(三)　諸局中更ニ數箇ノ課ヲ分チ左ノ如ク事務ヲ分掌セシム。

(一)　大臣官房　故ノ如シ
(二)　主計局　故ノ如シ
(三)　主稅局

主稅局ニ內國稅課關稅課專賣事業課專賣技術課經理課ヲ置キ左ノ如ク事務ヲ分掌セシム。

內國稅課　故ノ如シ
關稅課　故ノ如シ
專賣事業課

一　鹽ノ收納賣渡及輸出入ニ關スルコト
二　樟腦樟腦油ノ收納再製賣下賣渡及輸出ニ關スルコト
三　鹽及樟腦樟腦油製造ノ制限ニ關スルコト
四　鹽及樟腦樟腦油專賣事務ノ管理監督ニ關スルコト
五　鹽及粗製樟腦樟腦油專賣法違犯者處分ニ關スルコト
六　鹽務官廳及樟腦事務局ノ位置及管轄區域ニ關スルコト

專賣技術課

一　鹽及樟腦樟腦油ノ製造試驗ニ關スルコト
二　鹽及樟腦樟腦油ノ鑑定保存ニ關スルコト

經理課

一　國稅其ノ他諸收入豫算決算ノ調査ニ關スルコト
二　租稅ノ徵收ニ關スルコト
三　大藏省所管稅外諸收入ニ關スルコト
四　諸貸付金及勸業資本貸付金ニ關スルコト
五　內國稅徵收費稅關經費鹽專賣費樟腦及樟腦油專賣費調査及配賦ニ關スルコト
六　內國稅徵收費稅關經費鹽專賣費樟腦樟腦油專賣費ノ經理上特殊ノ支給方法ニ關スルコト
七　內國稅徵收費稅關經費鹽專賣費樟腦樟腦油專賣費計算書ノ調製ニ關スルコト

(四)　理財局

國庫課　故ノ如シ
國債課　故ノ如シ
銀行課

一　銀行ニ關スルコト
二　銀行ニ對スル補給金及補助金ニ關スルコト
三　銀行債券ニ關スルコト
四　國立銀行紙幣ノ處分ニ關スルコト
五　信託ニ關スルコト

明治三十八年十一月二十一日に至り大藏省分課規程を改正し、從來理財局中國債課の分掌に屬せし國債に關する事務を其の管掌より削除したり。之れ卽ち同年十一月勅令第二百三十六號を以て臨時國債整理局官制を公布し、國債に關する事務は當分の中總て右臨時國債整理局に於て管掌することとなりしを以てなり。斯くて右改正に伴ひ從來の國債課を改めて庶務課と爲し、且各課の分掌事務を左の如く改定せり。

國庫課

一　國資ノ運用出納ニ關スルコト
二　金庫ノ監督ニ關スルコト
三　國庫ノ出納管理ニ關スルコト
四　國庫簿ノ登記ニ關スルコト
五　國庫ノ出納計算書ニ關スルコト
六　保管物及供託物ニ關スルコト
七　償金特別資金ニ關スルコト
八　貨幣ニ關スルコト
九　金融ニ關スルコト

庶務課

一　預金ニ關スルコト
二　年金恩給及諸祿ノ給與ニ關スルコト
三　罹災救助基金收支ニ關スルコト
四　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ公債ニ關スルコト
五　地方財務ノ監督ニ關スルコト

銀行課

一　銀行ニ關スルコト
二　銀行ニ對スル補給金及補助金ニ關スルコト
三　銀行債券ニ關スルコト
四　國立銀行紙幣ノ處分ニ關スルコト

明治四十年九月勅令第三百四號を以て專賣局官制の公布あり、同年十月一日以後大藏省附屬の機關として新に專賣局なる特立の一局を設け、同局に於て煙草・鹽・樟腦の三專賣事務を統一管掌することとなれり。茲に於て同年十月三日大藏省主稅局分課規程を改正し、主稅局中の專賣事業課及專賣技術課を廢止すると共に、經理課の分掌事務を左の如く改めたり。

一　國稅其ノ他諸收入豫算決算ノ調査ニ關スルコト
二　租稅ノ徵收ニ關スルコト
三　大藏省所管稅外諸收入ニ關スルコト
四　諸貸付金及勸業資本貸付金ニ關スルコト
五　內國稅徵收費、稅關經費、稅務監督局・稅關營繕費ノ調査及配賦ニ關スルコト
六　內國稅徵收費、稅關經費ノ經理上特殊ノ支給方法ニ關スルコト
七　內國稅徵收費、稅關經費、稅務監督局・稅關營繕費支出計算書ノ調製ニ關スルコト

專賣局設置の結果專賣に關する事務は總て直接同局の管掌する所となりしを以て、翌明治四十一年三月三十一日勅令第七十二號を以て大藏省官制に改正を加へ、大藏大臣の管掌事務中『樟腦、樟腦油及鹽專賣』の項目を削除すると共に、主稅局管掌事務中第十號及第十一號卽ち樟腦及鹽專賣に關する

事項を削除したり。

明治四十二年十月二十二日勅令第二百六十一號を以て大藏省官制を改正し、從來の主計・主稅・理財の三局の外新に關稅及國債の兩局を增設すると共に臨時國債整理局官制を廢止し、十一月五日より實施したり。蓋し國稅及關稅事務の急激なる膨脹に伴ひて、關稅事務を主稅局より分離して、之を管掌する一局を新設するの必要を生ぜしと共に、他方國債事務の益〻多端複雜に赴くに從ひ、從來大藏省附屬の機關たりし臨時國債整理局を省內常置の一局として大藏省に併合するの必要を認めしに因るものなり。此の改正の結果變更せられたる各局の管掌事務を示せば左の如し。

(一)　大臣官房　故ノ如シ

(二)　主計局　故ノ如シ

(三)　主稅局

一　國稅ノ賦課徵收ニ關スル事項
二　稅務ノ管理監督ニ關スル事項
三　民有地地種目變換ニ關スル事項
四　土地臺帳ニ關スル事項
五　大藏省所管稅外諸收入ニ關スル事項
六　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ諸收入ニ關スル事項

(四)　關稅局

一　關稅噸稅ノ賦課徵收及稅關諸收入ニ關スル事項
二　關稅行政ノ管理監督ニ關スル事項
三　外國貿易ノ船舶及輸出入品ノ監督ニ關スル事項
四　保稅倉庫・稅關假置場及稅關倉庫ノ管理監督ニ關スル事項
五　外國貿易ノ狀況及關稅率ノ調查ニ關スル事項

(五)　理財局

一　國資ノ運用出納ニ關スル事項
二　國庫ノ出納管理ニ關スル事項
三　國庫ノ出納計算書ニ關スル事項
四　國庫簿ノ登記ニ關スル事項
五　貨幣ニ關スル事項
六　罹災救助基金ニ關スル事項
七　金庫ノ監督ニ關スル事項
八　銀行ノ監督ニ關スル事項
九　銀行ニ對スル補給金及補助金ニ關スル事項
十　銀行債券ニ關スル事項
十一　國立銀行紙幣ノ處分ニ關スル事項
十二　預金・保管物及供託物ニ關スル事項
十三　一般金融ニ關スル事項
十四　信託ニ關スル事項

(六)　國債局

一　國債ノ募集・借入・償還・整理及利拂ニ關スル事項
二　國債簿ノ登記ニ關スル事項
三　國債證券・大藏省證券及借入證書ノ取扱ニ關スル事項

四　國債計算書ノ調製ニ關スル事項
五　年金、恩給及諸祿ノ給與ニ關スル事項
六　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ公債ニ關スル事項

右の改正に伴ひて同年十一月一日大藏省分課規程中主稅・關稅・理財・國債の四局の分課規程を左の如く改正したり。

（一）主稅局

主稅局ニ直稅課、間稅課、經理課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

直稅課
一　直接國稅ノ賦課及減免ニ關スルコト
二　直接國稅事務ノ管理監督ニ關スルコト
三　民有地地種目變換ニ關スルコト
四　土地臺帳ニ關スルコト
五　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ諸收入ニ關スルコト

間稅課
一　間接國稅ノ賦課及減免ニ關スルコト
二　間接國稅事務ノ管理監督ニ關スルコト
三　間接國稅犯則者處分ニ關スルコト

經理課
一　國稅其ノ他諸收入豫算決算ノ調査ニ關スルコト
二　租稅ノ徵收ニ關スルコト

三　大藏省所管稅外諸收入ニ關スルコト
四　諸貸付金ニ關スルコト
五　內國稅徵收費及稅務監督局稅務署營繕費ノ概算、配布竝支出計算書ノ調査ニ關スルコト
六　稅務統計ニ關スルコト

（二）關稅局

關稅局ニ稅關課、技術課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

稅關課
一　關稅、噸稅ノ賦課、徵收及稅關諸收入ニ關スルコト
二　關稅事務ノ管理監督ニ關スルコト
三　外國貿易船及輸出入品ノ監督ニ關スルコト
四　保稅倉庫、假置場及稅關倉庫ノ管理監督ニ關スルコト
五　外國貿易ノ狀況調査竝統計ニ關スルコト
六　輸出交付金、通過貨物及戾稅ニ關スルコト
七　關稅及戾稅法制ノ調査ニ關スルコト
八　稅關經費及營繕費ノ概算、配付竝支出計算書ノ調査ニ關スルコト

技術課
一　輸出入品ノ調査鑑定ニ關スルコト
二　見本品ノ保存ニ關スルコト
三　關稅率ノ調査ニ關スルコト

（三）理財局

理財局ニ國庫課、銀行課、庶務課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

國庫課

一　國資ノ運用出納ニ關スルコト
二　國庫簿ノ登記ニ關スルコト
三　國庫ノ出納計算書ニ關スルコト
四　貨幣ニ關スルコト
五　金融ニ關スルコト

銀行課

一　銀行ニ關スルコト
二　銀行ニ對スル補給金及補助金ニ關スルコト
三　銀行債券ニ關スルコト
四　信託ニ關スルコト

庶務課

一　預金ニ關スルコト
二　金庫ノ監督ニ關スルコト
三　國庫ノ出納管理ニ關スルコト
四　保管物及供託物ニ關スルコト
五　特別資金ニ關スルコト
六　罹災救助基金ニ關スルコト

(四)　國債局

國債局ニ整理課調査課臨時秩祿課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

整理課

一　國債ノ募集及借入ニ關スルコト
二　國債ノ償還ニ關スルコト
三　國債整理基金ノ運用ニ關スルコト
四　國債費及國債特別會計ノ豫算及決算ニ關スルコト
五　國債募集費及借入金ノ收入ニ關スルコト
六　國債元利金及手數料ノ支出ニ關スルコト
七　國債證券ノ樣式及記名登錄其ノ他證券ノ取扱ニ關スルコト
八　國債證券、大藏省證券及借入證書ノ製造、出納及保管ニ關スルコト
九　證券ノ發行及廢銷ニ係ル作業ニ關スルコト

調査課

一　國債簿ノ登記及國債計算書調製ニ關スルコト
二　國債費及國債特別會計ノ出納記簿ニ關スルコト
三　國債諸計算書ノ下檢査ニ關スルコト
四　國債統計ニ關スルコト
五　各國國債事項ノ調査ニ關スルコト
六　年金、恩給及諸祿ノ給與ニ關スルコト
七　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ公債ニ關スルコト
八　整理課及臨時秩祿課ノ主管ニ屬セサル事務ニ關スルコト

臨時秩祿課

一　明治四十二年法律第二十一號ニ依ル行政訴訟ニ關スルコト
二　其ノ他家祿賞典祿處分調査ニ關スルコト

右の改正を最後として爾後明治時代に於ては管掌事務及局課の分掌事務に關しては何等の改正なく、以て大正二年六月の改正に及べり。

第二款　職員

第一項　常置職員

明治三十六年十二月四日勅令第二百八號を以て各省官制通則に改正を加へ、總務長官を次官と改稱すると共に官房長を廢止せり。之れ卽ち總務局の廢止に伴ふものなり。而して同日又勅令第二百十五號を以て大藏省官制を改正し、書記官及屬の定員を減少せり。之れ卽ち行政整理の趣旨に基く減員なりとす。今此等の改正を經たる大藏省の職制を示せば左の如し。

(一) 大　臣　其ノ主任ノ事務ニ付キ其ノ責ニ任シ、又其ノ主任ノ事務ニ付キ其ノ職權若クハ特別ノ委任ニ依リ省令ヲ發シ、及警視總監、北海道長官、府縣知事ヲ監督ス。又大臣ハ其ノ所部ノ官吏ヲ統督ス。而シテ大臣事故アルトキハ、法律勅令ニ副署シ省務ヲ數奏シ內閣ノ議ニ列シ及省令ヲ發スルコトヲ除クノ外、其ノ職務ヲ臨時次官ニ代理セシムルコトヲ得。

(二) 次　官　一人、勅任トシ、大臣ヲ佐ケ省務ヲ整理シ各局部ノ事務ヲ監督ス。

(三) 局　長　各局ニ一人、勅任トシ、大臣ノ命ヲ承ケ其ノ主務ヲ掌理シ及局中各課ノ事務ヲ指揮監督ス。

(四) 參事官　二人、奏任トシ、其ノ中一人ハ勅任ト爲スコトヲ得。大臣ノ命ヲ承ケ審議立案ヲ掌ル。又省ノ便宜ニ從ヒ局課ニ兼勤シ若クハ臨時命ヲ承ケ其ノ事務ヲ助ク。

(五) 秘書官　一人、奏任トシ、大臣ノ命ヲ承ケ機密事務ヲ掌リ、又ハ臨時命ヲ承ケ各局課ノ事務ヲ助ク。

(六) 書記官　八人、奏任トシ、大臣又ハ次官ノ命ヲ承ケ大臣官房ノ事務ヲ掌リ、又ハ各局ノ事務ヲ助ク。

(七) 鑑定官　二人、奏任トシ、主稅局ニ屬シ其ノ事務ヲ掌ル。

(八) 技　師　一人、奏任トシ、必要ニ依リ大臣官房其ノ他ニ屬シ其ノ事務ヲ掌ル。

(九) 屬　百八十七人、判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。

(一〇) 鑑定官補　二人、判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ鑑定ノ事務ニ從事ス。

(一一) 技　手　三人、判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ建築又ハ電信ノ事務ニ從事ス。

尙ほ大臣官房及局中の各課に課長一人を置くことは故の如し。

明治三十七年日露開戰に際し、非常特別稅法其他戰時の財政に關する幾多の法律發布せられ、之が施行に當る部局は頓に事務の繁劇を來すに至りしを以て、同年四月二日勅令第九十五號を以て大藏省官制を改正し、鑑定官の定員を三人に、鑑定官補の定員を四人に、屬の定員を百九十人に夫々增加したり。

明治三十八年一月一日勅令第十一號を以て、鹽專賣の準備に關する事務を掌理せしむる爲め大藏省に臨時に專任書記官一人、專任技師一人、專任屬五十人、專任技手二十五人を置き、主稅局に屬せしめたり。蓋し同年六月一日より鹽專賣法實施せらるることとなりしを以て、之が準備の爲め必要としたるものなり。然れども右の臨時職員の過半數は直接準備事務に從事せしむるにあらずして、鹽專賣施行に關する事務竝に技術を講習せしめ、之を四月一日以降各地方に設置せらるべき鹽務局に配置せんとするの目的に外ならざりしを以て、同年三月勅令第八十二號を以て大藏省官制を改正し、右の臨時職員中本省に於て鹽專賣實施の爲め必要とする員數のみを本省定員に編入すると共に、前記勅令第十一號を廢止し、四月一日より之を實施したり。而して此の機會に於て技術官の官名を統一するこ

ととし、右改正勅令に於て鑑定官及鑑定官補を夫々技師又は技手と改めたり。今右改正に依る大藏省の職制を示せば左の如し。

（一）大臣　故ノ如シ
（二）次官　故ノ如シ
（三）局長　故ノ如シ
（四）參事官　故ノ如シ
（五）祕書官　故ノ如シ
（六）書記官　九人、奏任トシ、大臣又ハ次官ノ命ヲ承ケ大臣官房ノ事務ヲ掌リ、又ハ各局ノ事務ヲ助ク。
（七）技師　專任七人、奏任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ掌ル。
（八）屬　二百二十四人、判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。
（九）技手　專任十七人、判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ニ從事ス。

明治三十八年十一月十八日勅令第二百三十八號を以て大藏省官制を改正し、屬の定員を二百十六人に改めたり。之れ臨時國債整理局の設置に伴ひ、從來理財局に於て取扱ひたる國債に關する事務は同局の所管に移りしを以てなり。

明治四十年三月二十八日勅令第七十八號を以て大藏省官制を改正し、屬の定員を二百十六人に改めたり。之れ卽ち擔保附社債信託法、紙幣類似證券取締法、外國に於て銀行業を營むものに關する法律及勅令等の發布に伴ひ、理財局の職員增加の必要ありしに因るものなり。

明治四十一年三月三十一日勅令第七十二號を以て大藏省官制の一部を改正し、書記官の定員を八人に、技師の定員を四人に、技手の定員を八人に、屬の定員を百九十人に改めたり。之れ專賣局官制の發布ありて、三專賣事務を專賣局に於て統一管掌することとなりしを以て、之に伴ふ職員の減少なりとす。

明治四十二年四月五日勅令第八十一號を以て大藏省官制の一部を改正し、屬の定員を增加して百九十四人と爲したり。蓋し郵便貯金奬勵上の必要に基き、中央に吸收せる資金を以て地方の融通に資するが爲め、大藏省預金部より北海道及各府縣に對する農工資金の配付及之に伴ふ公共團體起債の調査竝に郵便貯金奬勵の結果增加すべき資金の運用に關する事務を處理する爲と、帝國鐵道及韓國鐵道に關する豫算上の所管を遞信省より本省に移されたる結果之に關する事務を處理する爲に夫々屬の增員を必要とせしを以てなり。

明治四十二年十月二十二日勅令第二百六十一號を以て大藏省官制の一部を改正し、同年十一月五日以後臨時國債整理局を廢止すると共に、大藏省中に新に關稅及國債の二局を增設することと爲し同時に書記官の定員を十一人に增加し、技手の定員を六人に、屬の定員を百九十人に減じたり。其の判任官の定員を減じたるは、增局に因る增員ありしにも抱らず、行政整理の爲め其れ以上の減員を生ぜしに依るものなり。

明治四十四年五月十六日勅令第百六十二號を以て大藏省官制の一部を改正し、屬の定員を百九十五人に改めたり。之れ卽ち（一）從來大藏省預金部に於て各府縣公共團體に對し資金の融通を爲す場合には、預金部に於て勸業債券を引受け、勸業銀行又は農工銀行をして公共團體に對し貸付を爲さしめ來りしも、低利の資金を融通するの必要上爾後預金部に於て直接地方債引受の途を開きしこと（二）各地方年來の希望に基き全國各地の農工銀行に對し、預金部に於て農工債券の引受を爲すこととせ

しこと(三)之が爲め各地方に於ける資金取扱の實況視察を爲すの必要を生ぜしこと等、要するに大藏省預金部に關する事務の增加に基く增員なりとす。右を明治時代に於ける大藏本省の職制に關する最後の改正とし、爾後何等の改正をも行はるることなくして大正二年六月に及べり。

第二項　臨時職員

上述大藏本省に常時設置せらるる職員の外、尙ほ臨時の必要に基き特別の事務を處理せしむる爲め、特に本省に臨時職員を設置せられしこと少からず。今左に之を略說すべし。

第一　金鑛調查に關する臨時職員

明治三十七年十一月二十五日勅令第二百三十二號を公布し、臨時金鑛調查の爲め大藏省に技師一人、技手二人を設置したり。蓋し日露開戰の結果正貨の需要甚だ多きに至り、此の際正貨準備の充實を計り兌換制度の基礎を鞏固ならしむるは財政上極めて重要なるものありしを以て、茲に大藏省中に右の如く臨時職員を設置して全國有望の鑛山を至急調查せしめ、以て我國に於ける金銀產額の增加を圖りしものなり。然るに翌明治三十八年八月に至りて右の調查は略ぼ完了し、日本興業銀行に於て鑛山資金の貸付を實行するの域に達せしを以て、若し今後再び調查の必要を生じたるときは臨時に囑託調查せしむるも差支なく、最早常設の調查機關を置くの必要を認めざるに至り、同年八月五日勅令第二百號を以て前記臨時職員は同月十日限り之を廢止したり。

第二　關稅定率調查に關する臨時職員

明治三十九年四月二十三日勅令第八十七號を公布し、關稅定率調查の爲め大藏省に專任屬二人、專任技手六人を臨時に設置して主稅局に屬せしめ、明治四十一年八月六日勅令第百九十四號を以て更に其の人員を增加して屬三人、技手十一人と爲せしが、翌四十二年十一月關稅局の設置に伴ひ勅令第三百二十一號を以て其の所屬を關稅局に移したり。然るに明治四十四年七月に至りて改正關稅定率法實施せられしを以て、茲に關稅率調查事務も其の若干を減ずることを得るに至り、翌明治四十五年三月二十九日勅令第六十一號を以て、右定員を減少して屬一人、技手八人と改めたり。

第三　家祿賞典祿處分に關する臨時職員

明治四十二年四月法律第二十一號を以て曩に家祿賞典祿處分法に依り給與の願出に對し處分を受けたる者にして、其の處分に不服ある者は更に行政裁判所に出訴することを得る旨を公布し、同年七月一日より之を實施することとなりしを以て、右家祿賞典祿處分に關する事務を取扱はしむる爲め、同年七月三十日勅令第二百六號を以て臨時國債整理局に書記官一人及屬十人の職員を臨時增置したり。然るに既述の如く同年十一月五日以後臨時國債整理局を廢して新に大藏省國債局を設置するに及び、同年十月二十二日勅令第二百六十七號を以て前記勅令を改正し、家祿賞典祿處分に關する事務を取扱はしむる爲め、大藏省國債局に專任國債局書記官一人及專任國債局屬十人を臨時增置することとしたり。右職員は爾後大正時代に至る迄引續き設置せられたり。

第四　海外に於ける帝國財務の處理に關する臨時職員

明治四十三年五月二十八日勅令第二百三十六號を以て、海外に於ける帝國の財務に關する事項を處理せしむる爲め大藏省に左の臨時職員を設置し、英國又は佛國に駐在せしむることと爲し、同時に明治三十九年勅令第二百三十五號を廢止したり。

（一）海外駐劄財務官　一人勅任トシ大藏大臣ノ命ヲ承ケ海外ニ於ケル帝國ノ財務ニ關スル事項ヲ掌ル

（二）書記官　專任一人奏任トシ大藏大臣ノ命ヲ承ケ海外駐劄財務官ノ事務ヲ助ク

蓋し日清戰役後我國經濟の國際的地位は益〻向上し、之に伴ひ我國債證券の海外市場に流通するもの漸く多く、殊に日露戰役に因る國債の大半は海外に於て募集せられしを以て、戰後に於ける國債整理の事務は海外に於て之を處理すべき必要甚だ大なるものあるに至れり。玆を以て明治三十九年八月三十一日勅令第二百三十五號を公布し、公債に關する事務處理の爲め大藏省及臨時國債整理局高等官の中一名を歐米に駐在せしむる場合に於ては、臨時其の官を增置したるものと爲す旨を定めしが、尋いで明治四十二年臨時國債整理局廢止の結果同年十月勅令第二百六十八號を以て之を改正し、公債に關する事務處理の爲め大藏省高等官の中二名を歐米に駐在せしむる場合に於ては、臨時其の官を增置したるものとすと改めたり。然るに爾後海外に於ける帝國の財政經濟事務は單に外債の整理に止らずして、其の價格の維持を圖り、內外資本の共通を助長し、國際金融の調節を講ずる等、益〻繁劇を加ふるに至りしを以て、玆に明治四十三年五月に至り前記の如く勅令第二百三十六號を公布し、前揭明治三十九年の勅令を廢止すると共に、廣く海外に於ける帝國の財務を處理する爲め常時海外駐劄財務官を設置することと爲せしものなり。而して此の海外駐劄財務官は法制上は臨時設置の官なりと雖も、事實上明治大正時代を通じて繼續設置せられ、以て大正末年に至れるものとす。

第四節　大正時代

第一款　管務及分掌

大正二年六月山本內閣は年來の懸案たる行政及財政の整理を斷行し、各方面に亙りて機關の改廢、局課の廢合、吏員の淘汰を行ふと共に、各種經費の節約及繰延を實行することとなりしが、右整理の趣旨に從ひ同年六月十三日勅令第百五十三號を以て大藏省官制の一部を改正し、卽日之を實施したり。今其の概要を述ぶれば、從來の主計、主稅、關稅、理財、國債の五局の中關稅及國債の二局を廢して關稅局の管掌に屬せし事務は之を主稅局に、國債局管掌の事務は之を理財局に併合すると共に、又從來理財局の管掌に屬せし銀行及信託に關する事務を大臣官房に移し、同時に書記官、技師、屬等の定員を減少したり。今此の改正の結果に因る本省事務の管掌を示せば左の如し。

（一）大臣官房

一　機密ニ關スル事項
二　官吏ノ進退身分ニ關スル事項
三　大臣官印及省印ノ管守ニ關スル事項
四　公文書類及成案文書ノ接受發送ニ關スル事項
五　統計報告ノ調製ニ關スル事項
六　公文書類ノ編纂保存ニ關スル事項
七　本省所管ノ經費及諸收入ノ豫算決算竝會計ニ關スル事項
八　會計ノ監査ニ關スル事項
九　本省所管ノ官有財產及物品ニ關スル事項

十　銀行及信託ニ關スル事項
十一　其ノ他特ニ大臣官房ノ所掌ニ屬セシムル事項

(二)　主計局

一　總豫算總決算ニ關スル事項
二　特別會計ノ豫算決算ニ關スル事項
三　仕拂豫算ニ關スル事項
四　主計簿ノ登記ニ關スル事項
五　歲入歲出現計書ノ調製ニ關スル事項
六　諸計算書ノ下檢査ニ關スル事項
七　出納官吏ノ監督及身元保證ニ關スル事項
八　豫備金支出ニ關スル事項
九　定額繰越ノ承認及定額戻入・年度開始前支出ニ關スル事項
十　收入支出ノ科目ニ關スル事項
十一　金錢及物品會計ノ統一ニ關スル事項
十二　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ歲計ニ關スル事項

(三)　主稅局

一　國稅ノ賦課徵收ニ關スル事項
二　稅務ノ管理監督ニ關スル事項
三　民有地地種目變換ニ關スル事項
四　土地臺帳ニ關スル事項
五　大藏省所管稅外諸收入ニ關スル事項

六　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ諸收入ニ關スル事項
七　關稅噸稅ノ賦課徵收及稅關諸收入ニ關スル事項
八　關稅行政ノ管理監督ニ關スル事項
九　外國貿易ノ船舶及輸出入品ノ監督ニ關スル事項
十　保稅倉庫・稅關假置場及稅關倉庫ノ管理監督ニ關スル事項
十一　外國貿易ノ狀況及關稅率ノ調査ニ關スル事項

(四)　理財局

一　國資ノ運用出納ニ關スル事項
二　國庫ノ出納管理ニ關スル事項
三　貨幣ニ關スル事項
四　金庫ノ監督ニ關スル事項
五　一般金融ニ關スル事項
六　國債ニ關スル事項
七　罹災救助基金ニ關スル事項
八　預金・保管物及供託物ニ關スル事項
九　諸祿ニ關スル事項
十　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ公債ニ關スル事項

右の改正に伴ひ之と同時に左の如く大臣官房・主稅局及理財局の分課規程を改正したり。

(一)　大臣官房

大臣官房ニ秘書課・銀行課・會計課及臨時建築課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

秘書課

一　機密ニ屬スルコト
二　官吏ノ進退身分ニ關スルコト
三　大臣次官ノ官印及省印ノ管守ニ關スルコト
四　公文書類ノ編纂保存ニ關スルコト
五　公文書類及成案文書ノ接受發遣ニ關スルコト
六　官報ノ報告ニ關スルコト
七　年報書及本省事務統計ノ調製ニ關スルコト
八　本省各局課ニ屬セサル庶務ニ關スルコト

銀行課

一　銀行ニ關スルコト
二　銀行ニ對スル補給金及補助金ニ關スルコト
三　銀行債券ニ關スルコト
四　信託ニ關スルコト

會計課

一　本省所管ノ經費及諸收入ノ豫算決算及會計ニ關スルコト
二　會計ノ監査ニ關スルコト
三　本省所管出納官吏ノ身元保證ニ關スルコト
四　印紙類ノ出納保管ニ關スルコト
五　本省所管ノ物品ニ關スルコト
六　本省所管官有財産ノ增減異動ニ關スルコト
七　本省所管官有財産ノ管理監督ニ關スルコト

八　本省所管官有財産簿ノ登記ニ關スルコト
九　臨時建築課ノ事務ニ屬セサル本省所屬工事ノ施行及其ノ指揮監督ニ關スルコト
十　本省所屬築造物ノ維持保存ニ關スルコト
十一　省中取締ニ關スルコト

臨時建築課

一　專賣ニ要スル臨時建築工事ノ計畫設計施行及監督ニ關スルコト
二　稅關設備及橫濱港維持ニ要スル工事ノ計畫設計施行及監督ニ關スルコト
三　前二號ノ工事ニ關スル請負其ノ他ノ契約物件ノ賣買貸借會計及庶務ニ關スルコト

(二)　主稅局

主稅局ニ國稅課關稅課及經理課ヲ置キ左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

國稅課

一　國稅ノ賦課及減免ニ關スルコト
二　國稅事務ノ管理監督ニ關スルコト
三　民有地地種目變換ニ關スルコト
四　土地臺帳ニ關スルコト
五　收入印紙ニ關スルコト
六　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ諸收入ニ關スルコト
七　國稅賦課物件ノ分析鑑定ニ關スルコト
八　國稅ニ關スル技術ノ管理監督ニ關スルコト

關稅課

一　關稅移入稅及噸稅ノ賦課及減免ニ關スルコト

二　關稅移入稅及噸稅事務ノ管理監督ニ關スルコト
三　外國貿易ノ船舶及輸出入品ノ監督ニ關スルコト
四　保稅倉庫假置場其ノ他ノ保稅地域ノ管理監督ニ關スルコト
五　外國貿易ノ狀況調査ニ關スルコト
六　輸出交付金及戻稅ニ關スルコト
七　運送通路ニ關スルコト
八　輸出入品ノ調査鑑定ニ關スルコト
九　輸出入品ノ見本ニ關スルコト
十　關稅率ノ調査ニ關スルコト

經理課

一　租稅其ノ他諸收入ノ豫算決算ノ調査ニ關スルコト
二　租稅ノ徵收ニ關スルコト
三　大藏省所管稅外諸收入ニ關スルコト
四　諸貸金ニ關スルコト
五　國稅徵收費稅關經費釀造試驗費及營繕費ノ概算配付竝支出計算書ノ調査ニ關スルコト
六　稅務統計及關稅統計ニ關スルコト
七　主稅局主管ニシテ他課ニ屬セサル事務ニ關スルコト

(三)　理財局

理財局ニ國庫課國債課及臨時秩祿課ヲ置キ左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

國庫課

一　國資ノ運用出納ニ關スルコト
二　國庫ノ出納管理ニ關スルコト
三　國庫ノ出納計算書ニ關スルコト
四　國庫簿ノ登記ニ關スルコト
五　貨幣ニ關スルコト
六　金庫ノ監督ニ關スルコト
七　預金ニ關スルコト
八　保管物供託物及特別資金ニ關スルコト
九　金融ニ關スルコト
十　一般經濟事情ノ調査報告ニ關スルコト

國債課

一　國債ノ募集借入及償還ニ關スルコト
二　國債簿ノ登記及國債計算書ノ調製ニ關スルコト
三　國債整理基金及國債特別會計ノ出納管理ニ關スルコト
四　國債利子及國債雜費ノ仕拂ニ關スルコト
五　國債證券大藏省證券及借入證書ノ取扱ニ關スルコト
六　地方財務ノ監督ニ關スルコト
七　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ公債ニ關スルコト
八　罹災救助基金ニ關スルコト

臨時秩祿課

一　明治四十二年法律第二十一號ニ依ル行政訴訟ニ關スルコト
二　其ノ他家祿賞典祿處分調査ニ關スルコト

右分課規程の改正の結果、大臣官房に於ては文書課及營繕課を廢して前者の分掌事務を祕書課に後者の事務を會計課に合すると共に、理財局より銀行課を之に移し、且大藏省臨時建築部の廢止に伴ひ其の管掌事務を取扱はしむる爲め新に臨時建築課を設置し、又主稅局に於ては從來の直稅課及間稅課を合して國稅課と爲すと共に、關稅課を新設して從來の關稅局の事務を管掌せしめ、又理財局に於ては銀行課を大臣官房に移すと共に、新に國債課及臨時秩祿課を設けて從來の國債局の事務を分掌せしめ、尚ほ庶務課を廢して其の事務を國庫及國債の兩課に分屬せしめたり。而して主計局の分課は故の如し。斯くて本改正前に於ては大藏省に一房五局十七課を存せしものが、改正後に於ては一房三局十二課を存することとなれり。

大正四年六月法律第二十四號を以て新に無盡業法制定せられ、同年十一月一日より施行せられしが、之に關する事務は大藏大臣の所管に屬せしむることと爲し、同年八月四日勅令第百五十一號を以て大藏省官制の一部を改正し、大藏大臣の管掌事務中に『無盡』の一項を加ふると共に、右無盡に關する事務は大臣官房の分掌に屬せしむることとせり。依つて之に伴ひ同日分課規程の一部を改正して大臣官房銀行課の分掌事務中に『無盡ニ關スルコト』の一號を追加したり。然るに銀行に關する諸般の事務は爾來益〻增加し、之が監督に就ても一層周密を要するものあり、到底銀行に關する特設の一局を設置せざるを得ざるに至りしを以て、翌大正五年四月八日に至り勅令第九十六號を以て大藏省官制の一部を改正し、大臣官房の管掌事務中銀行、信託及無盡に關する事項を削除すると共に、新に銀行局を設置して其の管掌事務を左の如く定めたり。

一　特別法令ニ依リ設立セラレタル銀行ニ關スル事項
二　普通銀行ニ關スル事項
三　貯蓄銀行ニ關スル事項
四　信託ニ關スル事項
五　無盡ニ關スル事項
六　紙幣類似證券ニ關スル事項
七　銀行ニ關係ヲ有スル公益法人ニ關スル事項
八　銀行債券ニ關スル事項
九　銀行ニ對スル補助金及補給金ニ關スル事項

右に伴ひ同月十日分課規程を改正し、大臣官房銀行課を廢止すると共に銀行局に特別銀行課及普通銀行課を設置し、其の事務の分掌を左の如く定めたり。

特別銀行課

一　日本銀行、橫濱正金銀行、日本勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行其ノ他特別法令ニ依リ設立セラレタル銀行ニ關スルコト
二　前號ニ揭ケタル銀行ノ營ム信託事業ニ關スルコト
三　無盡ニ關スルコト
四　紙幣類似證券ニ關スルコト
五　銀行債券ニ關スルコト
六　銀行ニ對スル補助金及補給金ニ關スルコト

普通銀行課

一　普通銀行ニ關スルコト

二　貯蓄銀行ニ關スルコト
三　信託ニ關スルコト
四　銀行ニ關係ヲ有スル公益法人ニ關スルコト
五　銀行・信託・無盡等ノ統計ニ關スルコト

大正六年八月三十日勅令第百二十七號を以て大藏省官制の一部を改正し、銀行局管掌事務中に『市街地信用組合ニ關スル事項』を追加したり。之れ信用組合の發達に伴ひ之に關する事務管掌の機關を決定するの必要を認めしに因るものなり。而して之に伴ひ同年九月一日銀行局分課規程を改正し、右市街地信用組合に關する事務は之を特別銀行課に於て分掌せしむることとせり。

大正七年四月一日有價證券割賦販賣業法公布せられ、同年九月一日より施行せらるることとなりしが、之に關する事務は大藏大臣の主管に屬せしむることと爲し、同年六月十九日勅令第二百三十八號を以て大藏省官制の一部を改正し、大藏大臣の管掌事務中に『有價證券割賦販賣』なる事項を追加すると同時に、銀行局の分掌事務中に『有價證券割賦販賣ニ關スル事項』を追加したり。而して之に伴ひ同月二十日銀行局の分課規程を改正し、右有價證券割賦販賣業に關する事務は之を普通銀行課の分掌に屬せしむることとしたり。

大正七年六月次款に於て述ぶる如く、官有財產の整理に關する調査を行ふ爲め本省に臨時職員を設置し、之を主計局に屬せしめたり。依て之に伴ひ同月二十九日主計局分課規程を改正し、從來の豫算決算課及司計課の外に新に調査課及臨時官有財產課を設け、左の如く事務の分掌を定めたり。

豫算決算課

一　總豫算總決算ニ關スルコト
二　特別會計ノ豫算決算ニ關スルコト
三　豫備金ノ支出ニ關スルコト
四　收入支出ノ科目ニ關スルコト
五　主計局主管ニシテ他課ニ屬セサル事務ニ關スルコト

主計課

一　仕拂豫算ニ關スルコト
二　定額繰越及年度開始前支出ニ關スルコト
三　主計簿ノ登記ニ關スルコト
四　歲入歲出現計書ノ調製ニ關スルコト

調査課

一　金錢及物品會計ノ規程ニ關スルコト
二　諸給與ノ規程ニ關スルコト
三　出納官吏ノ監督及身元保證金ニ關スルコト
四　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ歲計ニ關スルコト

臨時官有財產課

一　官有財產ノ整理ノ調査ニ關スルコト
二　官有財產管理制度ノ調査ニ關スルコト

大正七年七月後述の如く田畑地價調査の爲め大藏省主稅局に臨時職員を設置せらるるや、之に伴ひ同月十一日主稅局分課規程を改正し、新に地價調査課を設けて左の事務を掌らしめたり。

一　田畑ノ地價調査ニ關スルコト
二　田畑ノ地價調査事務ノ管理監督ニ關スルコト

大正九年五月租稅及金融に關する調査の事務に從事せしむるや、之に伴ひ同月十日主稅局及理財局の分課規程を改正し、主稅局に臨時調査掛、理財局に臨時調査課を新設し、其の分掌事務を夫々左の如く定めたり。

主稅局臨時調査掛
一　國稅ノ調査ニ關スルコト
二　關稅制度ノ調査ニ關スルコト

理財局臨時調査課
一　國際金融ノ調査ニ關スルコト
二　預金制度ノ實行ニ關スル諸般ノ準備ニ關スルコト
三　各國國庫制度ノ調査ニ關スルコト

大正九年八月獨逸國より受領する賠償金を經理する爲め賠償金特別會計を設置し、之を大藏省の所管に屬せしめしを以て、之に伴ひ同年九月十六日理財局分課規程に改正を加へ、同局國庫課の分掌事務中に『賠償金特別會計ニ關スルコト』を追加したり。

尙ほ之より曩き大正八年四月臨時國勢調査局の廳舍倉庫其他の建造物新營の爲め大藏省に臨時職員を增置せしが、翌大正九年十月に至り國勢院の廳舍其他の建造物の新營竝に中央諸官衙建築の調査に關する事務を處理せしむる爲め、更に大藏省に臨時職員を增置せしを以て、同年十月二十七日大臣官房分課規程を改正し、臨時建築課の分掌事務を左の如く定めたり。

一　專賣ニ要スル臨時建築工事ノ計劃、設計施行及監督ニ關スルコト
二　稅關設備國勢院及臨時國勢調査局ノ廳舍倉庫其ノ他ノ建造物新營工事ノ計劃、設計施行及監督ニ關スルコト
三　中央諸官衙建築ノ調査ニ關スルコト
四　前三號ニ關スル工事ノ請負其ノ他ノ契約、物件ノ賣買貸借、會計及庶務ニ關スルコト

大正十年四月國有財產法制定せられ、翌十一年四月一日より實施せらるることとなりしを以て、之に伴ふ事務の增加に應ずる爲め、後述の如く新に臨時國有財產整理部を設置して、國有財產の管理竝に處分等に關する事務に當らしむることと爲し、同時に主計局中の臨時官有財產課を廢止したり。

大正十一年四月一日より改正會計法實施せらるるに至りしを以て、之に伴ひ同年六月一日勅令第三百六號を以て大藏省官制に改正を加へ、大藏大臣の管掌事務中『保管物』を『保管金、政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券』に改むると共に、主計局管掌事務の全部を左の如く改正し、又理財局の管掌事務中『國庫』を『國庫金』に『保管物及供託物』を『保管金及政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券』に改め、且『金庫ノ監督ニ關スル事項』を削除したり。

一　總豫算總決算ニ關スル事項
二　特別會計ノ豫算決算ニ關スル事項
三　金錢及物品會計ノ統一ニ關スル事項
四　支拂豫算ニ關スル事項
五　出納官吏及出納員ノ監督ニ關スル事項
六　收入支出ノ科目ニ關スル事項

七　勅令ヲ以テ指定シタル費途ノ流用ニ關スル事項
八　豫備金支出ニ關スル事項
九　會計法第十一條ニ規定スル翌年度ニ亙ル契約ニ關スル事項
十　年度開始前支出及定額繰越ニ關スル事項
十一　主計簿ノ登記ニ關スル事項
十二　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ歳計ニ關スル事項

而して右の改正に伴ひ同月一日大藏省分課規程の一部に左の如き改正を加へたり。

(一)　大臣官房分課規程中左ノ如ク改ム。

會計課ノ分掌事務ヲ左ノ如ク改ム。

一　本省所管一般會計ノ歳出ノ豫算及決算ニ關スル事項
二　本省所管特別會計ノ豫算及決算ニ關スル事項
三　本省所屬一般會計及特別會計ノ經理ニ關スル事項
四　會計ノ監査ニ關スル事項
五　本省所屬諸收入ノ取扱ニ關スル事項
六　本省所屬ノ保管金及政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ノ取扱ニ關スル事項
七　印紙類ノ出納及保管ニ關スル事項
八　本省所管一般會計及特別會計ノ物品ニ關スル事項
九　本省所管國有財産ノ管理監督及得喪變更ニ關スル事項
十　本省所屬工事ノ施行及監督ニ關スル事項
十一　本省所屬築造物ノ維持及保存ニ關スル事項
十二　省中取締ニ關スル事項

臨時建築課ノ分掌事務中第四號ヲ左ノ如ク改ム。

四　前三號ノ事項ニ關スル請負賣買貸借其ノ他ノ契約會計及庶務ニ關スル事項

(二)　主計局ニ豫算課・決算課・調査課・司計課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

豫算課

一　總豫算ノ調製ニ關スルコト
二　特別會計ノ豫算ノ調製ニ關スルコト
三　收入支出ノ科目ニ關スルコト
四　勅令ヲ以テ指定シタル費途ノ流用ニ關スルコト
五　豫備金ノ支出ニ關スルコト
六　會計法第十一條ニ規定スル翌年度ニ亙ル契約ニ關スルコト
七　主計局主管ニシテ他課ニ屬セサル事務ニ關スルコト

決算課

一　總決算ノ調製ニ關スルコト
二　特別會計ノ決算ノ調製ニ關スルコト
三　會計檢査院ノ檢査報告ニ關スルコト

調査課

一　會計及諸給與ノ統一ニ關スルコト
二　會計及諸給與其ノ他主計局主管ノ事務ニ關スル諸法規ノ調査ニ關スルコト
三　出納官吏及出納員ノ監督ニ關スルコト
四　府縣郡市町村其ノ他公共組合ノ歳計ニ關スルコト

司計課

一　支拂豫算ニ關スルコト
二　年度開始前支出及定額繰越ニ關スルコト
三　主計簿ノ登記ニ關スルコト

(三)　主稅局分課規程中左ノ如ク改ム。

地價調査課及臨時調査掛ヲ廢止シ新ニ內國稅調査課ヲ設置ス

關稅課ノ分掌事務ニ左ノ一號ヲ加フ。

十一　關稅制度ノ調査ニ關スルコト

內國稅調査課ノ分掌事務ヲ左ノ如ク定ム。

一　內國稅制度ノ調査ニ關スルコト
二　田畑ノ地價調査ニ關スルコト

(四)　理財局分課規程中左ノ如ク改ム。

國庫課ノ分掌事務ヲ左ノ如ク改ム。

一　國資ノ運用出納ニ關スルコト
二　國庫金ノ出納管理ニ關スルコト
三　國庫金ノ出納計算書ニ關スルコト
四　國庫簿ノ登記ニ關スルコト
五　貨幣ニ關スルコト
六　預金ニ關スルコト
七　保管金及政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ニ關スルコト
八　金融ニ關スルコト
九　一般經濟事情ノ調査報告ニ關スルコト

十　教育基金特別會計ニ關スルコト
十一　賠償金特別會計ニ關スルコト

國債課ノ分掌事務中「仕拂」ヲ「支拂」ニ改ム。

臨時調査課ノ分掌事務中第二號ヲ左ノ如ク改ム。

二　預金制度ノ實行ニ關スルコト

大正十一年六月加藤(友)內閣成立するや、同內閣は一般行政及財政整理の斷行を計畫し、大正十一年度に於て官廳の廢合及吏員の淘汰を實行せしが、之に伴ひ大正十二年四月二十七日大藏省分課規程の一部を左の如く改めたり。

(一)　大臣官房臨時建築課ノ分掌事務中第二號ヲ左ノ如ク改ム。

二　稅關設備其ノ他大藏省所管建造物ノ營繕工事ノ計劃、設計施行及監督ニ關スルコト

(二)　主稅局內國稅調査課ノ分掌事務中左ノ一號ヲ削ル。

二　田畑ノ地價調査ニ關スルコト

(三)　銀行局ニ新ニ貯蓄銀行課ヲ設ケ、從來ノ特別銀行及普通銀行兩課ノ分掌ニ屬セシ事務ノ一部ヲ之ニ移シタリ。其ノ結果銀行局各課ノ分掌事務ハ左ノ如クナレリ。

特別銀行課

一　日本銀行・橫濱正金銀行・日本勸業銀行・日本興業銀行・北海道拓殖銀行・農工銀行・臺灣銀行・朝鮮銀行其ノ他特別法令ニ依リ設立セラレタル銀行ニ關スルコト
二　紙幣類似證券ニ關スルコト
三　銀行債券ニ關スルコト
四　銀行ニ對スル補助金及補給金ニ關スルコト

普通銀行課

一　普通銀行ニ關スルコト
二　信託ニ關スルコト
三　銀行ニ關係ヲ有スル公益法人ニ關スルコト
四　銀行信託無盡等ノ統計ニ關スルコト

貯蓄銀行課

一　貯蓄銀行ニ關スルコト
二　無盡業ニ關スルコト
三　市街地信用組合ニ關スルコト
四　有價證券割賦販賣業ニ關スルコト

然るに同年八月四日勅令第三百六十號を以て更に大藏省官制中の一部を改正し、銀行局の分掌事務中に產業組合中央金庫に關する事項を加へたり。之れ卽ち同年四月產業組合中央金庫法の制定に伴ひ其の主務官廳を定めしものにして、此の結果同年八月六日銀行局分課規程を改正し、之に關する事務を貯蓄銀行課の分掌に屬せしめたり。

大正十三年六月成立したる加藤(高)內閣は其の三大政綱の一として行政及財政の整理を標榜し、此の方針に基き各種行政機關の改廢及人員の整理を斷行したり。卽ち此の行政整理の結果大藏省に關しては、同年十二月二十日勅令第三百二十六號及三百二十七號を以て大藏省官制の一部及大藏部內臨時職員設置制の全部を改正して定員の減少を行ふと共に、同日大藏省分課規程を改正して左記の如く課の廢合を行ひたり。尙ほ右勅令第三百二十六號は大藏省各局の定員減少の外、大藏大臣の管掌事務及主計、主稅、理財各局の分掌事務中『府縣郡市町村』なる字句を『北海道地方費府縣市町村』と改正したり。

(一)　大臣官房

大臣官房ニ秘書課、文書課、會計課及臨時建築課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

秘書課

一　機密ニ屬スルコト
二　官吏ノ進退身分ニ關スルコト
三　大臣次官ノ官印及省印ノ管守ニ關スルコト

文書課

一　文書ノ審査及進達ニ關スルコト
二　訴願、訴訟及請願ニ關スルコト
三　懲戒ニ關スルコト
四　公文書類ノ編纂保存ニ關スルコト
五　公文書類及成案文書ノ接受發遣ニ關スルコト
六　官報ノ報告ニ關スルコト
七　年報書及本省事務統計ノ調製ニ關スルコト
八　圖書ノ備付及管理ニ關スルコト
九　本省各局課ノ主管ニ屬セサル事項ニ關スルコト

會計課

一　大藏省所管一般會計ノ歲出ノ豫算及決算ニ關スルコト

二　大藏省所管特別會計ノ豫算及決算ニ關スルコト
三　本省所屬一般會計及特別會計ノ經理ニ關スルコト
四　會計ノ監査ニ關スルコト
五　本省所屬諸收入ノ取扱ニ關スルコト
六　本省所屬ノ保管金及政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ノ取扱ニ關スルコト
七　印紙類ノ出納及保管ニ關スルコト
八　大藏省所管一般會計及特別會計ノ物品ニ關スルコト
九　大藏省所管國有財産ノ管理監督及得喪變更ニ關スルコト
十　本省所屬工事ノ施行及監督ニ關スルコト
十一　本省所屬築造物ノ維持及保存ニ關スルコト
十二　省中取締ニ關スルコト

臨時建築課

一　專賣ニ要スル臨時建築工事ノ計畫設計施行及監督ニ關スルコト
二　稅關設備其ノ他大藏省所管建造物ノ營繕工事ノ計畫設計施行及監督ニ關スルコト
三　中央諸官衙建築ノ調査ニ關スルコト
四　前三號ノ事項ニ關スル請負賣買貸借其ノ他ノ契約、會計及庶務ニ關スルコト

(二)　主計局

主計局ニ豫算決算課及司計課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

豫算決算課

一　總豫算及總決算ノ調製ニ關スルコト
二　特別會計ノ豫算及決算ノ調製ニ關スルコト

三　會計檢査院ノ檢査報告ニ關スルコト
四　收入支出ノ科目ニ關スルコト
五　勅令ヲ以テ指定シタル費途ノ流用ニ關スルコト
六　豫備金ノ支出ニ關スルコト
七　會計法第十一條ニ規定スル翌年度ニ亙ル契約ニ關スルコト
八　北海道地方費府縣市町村其ノ他公共組合ノ歲計ニ關スルコト
九　主計局主管ニシテ他課ニ屬セサル事務ニ關スルコト

司計課

一　支拂豫算ニ關スルコト
二　年度開始前支出及定額繰越ニ關スルコト
三　主計簿ノ登記ニ關スルコト
四　會計及諸給與ノ統一ニ關スルコト
五　會計及諸給與其ノ他主計局主管ノ事務ニ關スル諸法規ノ調査ニ關スルコト
六　出納官吏及出納員ノ監督ニ關スルコト

(三)　主稅局

主稅局ニ國稅課及關稅課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

國稅課

一　國稅ノ賦課徵收及減免ニ關スルコト
二　租稅其ノ他諸收入ノ豫算決算ノ調査ニ關スルコト
三　國稅事務ノ管理監督ニ關スルコト
四　內國稅徵收費配賦ノ調査ニ關スルコト

五　民有地地種目變換ニ關スルコト
六　土地臺帳ニ關スルコト
七　收入印紙ニ關スルコト
八　北海道地方費府縣市町村其ノ他公共組合ノ諸收入ニ關スルコト
九　大藏省所管稅外諸收入ニ關スルコト
十　諸貸金ニ關スルコト
十一　國稅賦課物件ノ分析鑑定ニ關スルコト
十二　國稅ニ關スル技術ノ管理監督ニ關スルコト
十三　稅務統計ニ關スルコト
十四　內國稅制度ノ調查ニ關スルコト
十五　主稅局主管ニシテ他課ニ屬セサル事務ニ關スルコト

關稅課

一　關稅及噸稅ノ賦課徵收及減免ニ關スルコト
二　關稅及噸稅事務ノ管理監督ニ關スルコト
三　稅關經費配賦ノ調查ニ關スルコト
四　外國貿易ノ船舶及輸出入品ノ監督ニ關スルコト
五　保稅倉庫假置場其ノ他ノ保稅地域ノ管理監督ニ關スルコト
六　外國貿易ノ狀況調查ニ關スルコト
七　輸出交付金及戾稅ニ關スルコト
八　運送通路ニ關スルコト
九　輸出入品ノ調查鑑定ニ關スルコト

十　輸出入品ノ見本ニ關スルコト
十一　關稅率ノ調查ニ關スルコト
十二　關稅統計ニ關スルコト
十三　關稅制度ノ調查ニ關スルコト

(四)　理財局

理財局ニ國庫課及國債課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

國庫課

一　國資ノ運用出納ニ關スルコト
二　國庫金ノ出納管理ニ關スルコト
三　國庫金ノ出納計算書ニ關スルコト
四　國庫簿ノ登記ニ關スルコト
五　貨幣ニ關スルコト
六　預金ニ關スルコト
七　保管金及政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ニ關スルコト
八　金融ニ關スルコト
九　內外經濟事情ノ調查報告ニ關スルコト
十　教育基金特別會計ニ關スルコト
十一　賠償金特別會計ニ關スルコト
十二　理財局主管ニシテ他課ニ屬セサル事務ニ關スルコト

國債課

一　國債ノ募集借入及償還ニ關スルコト

二　國債簿ノ登記及國債計算書ノ調製ニ關スルコト
三　國債整理基金、公債金及臨時國庫證券收入金特別會計ノ經理ニ關スルコト
四　國債利子及國債雜費ノ支拂ニ關スルコト
五　國債證券、大藏省證券及借入金證書ノ取扱ニ關スルコト
六　地方財務ノ監督ニ關スルコト
七　北海道地方費府縣市町村其ノ他公共組合ノ公債ニ關スルコト
八　罹災救助基金ニ關スルコト
九　家祿賞典祿處分ニ關スルコト

(五)　銀行局

銀行局ニ特別銀行課及普通銀行課ヲ置キ、左ノ如ク其ノ事務ヲ分掌セシム。

特別銀行課

一　日本銀行、橫濱正金銀行、日本勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行其ノ他特別法令ニ依リ設立セラレタル銀行ニ關スルコト
二　產業組合中央金庫ニ關スルコト
三　紙幣類似證券ニ關スルコト
四　無盡ニ關スルコト
五　市街地信用組合ニ關スルコト
六　銀行債券ニ關スルコト
七　銀行ニ對スル補助金及補給金ニ關スルコト
八　銀行局主管ニシテ他課ニ屬セサル事務ニ關スルコト

普通銀行課

一　普通銀行ニ關スルコト
二　貯蓄銀行ニ關スルコト
三　信託ニ關スルコト
四　有價證券割賦販賣ニ關スルコト
五　銀行ニ關係ヲ有スル公益法人ニ關スルコト
六　銀行信託無盡等ノ統計ニ關スルコト

卽ち右整理の結果、大臣官房に於ては從來の三課の外に新に文書課を增置せしと雖も、主計局に於ては從來の豫算課及決算課を合して豫算決算課と爲すと共に調査課を廢止し、更に主稅局に於ては經理及內國稅調査の兩課を、理財局に於ては臨時秩祿及臨時調査の兩課を、又銀行局に於ては貯蓄銀行課を存することとなれり。斯くて從來一房四局を通じて十八課を存せしもの整理の結果合計十二課を以て大藏省理財局に於て取扱ひ來れる預金部預金の事務は、新に大藏省內に預金部なる特別の機關を設けて之を管掌せしむることと爲したり。卽ち同年四月一日勅令第五十一號を以て大藏省官制の一部に改正を加へ、理財局の管掌事務中『預金』の字句を削除すると共に、預金部預金の管理竝に預金部資金の運用及經理に關する事務を掌らしむる爲め大藏省に預金部を置く旨を規定したり。玆に於て同日預金部分課規程を定め、預金部に運用及監理の二課を置きて左の如く其の事務を分掌せしむることとしたり。

運用課

一　大藏省預金ノ受拂ニ關スルコト
二　預金部資金ノ運用ニ關スルコト
三　預金部資金運用委員會ニ關スルコト
四　預金部主管ニシテ他課ニ屬セサル事務ニ關スルコト

監理課

一　運用資產ノ監理ニ關スルコト
二　大藏省預金部特別會計ニ關スルコト
三　主簿ニ關スルコト

而して右と同時に理財局分課規程に改正を加へ、國庫課の分掌事務中『預金ニ關スルコト』の項を削除すると共に、新に『教育改善及農村振興基金特別會計ニ關スルコト』の一項を加へ、更に國債課の分掌事務中『國債整理基金、公債金及臨時國庫證券收入金特別會計ノ經理ニ關スルコト』の項を『國債整理基金及公債金特別會計ノ經理ニ關スルコト』と改めたり。之れ卽ち教育改善及農村振興基金特別會計の新設竝に臨時國庫證券收入金特別會計の廢止に伴ふものとす。

大正十四年五月二十六日大臣官房分課規程に改正を加へ、大臣官房臨時建築課を廢止したり。之れ卽ち同月二十五日營繕管財局を新設せられし結果、從來の臨時建築課の管掌事務を之に移せしに因るものなり。

大正十五年五月十日主稅局分課規程を改正し、主稅局に臨時土地貸貸價格調査課を增設し、其の分掌事務を左の如く定めたり。蓋し同年三月土地貸貸價格調査法制定せられ、大正十五年四月一日現在の地租を課すべき土地に就て其の貸貸價格を調査することとなりし結果、之に關する事務を掌らしむる爲め特に一課を設置せしものとす。

一　土地貸貸價格調査ニ關スルコト
二　土地ノ貸貸價格調査事務ノ管理監督ニ關スルコト

本省に於ける管掌事務及局課の配置竝に分掌事務等に關しては、爾後何等の改正なくして大正時代を經過したり。

第二款　職員

第一項　常置職員

大藏省の職制に就ては前述の如く明治時代に於て屢〻改革行はれ、大正時代の始に於ては其の職員の種類及定員は大臣の外次官（一人）、局長（各局に一人）、參事官（三人）、秘書官（二人）、書記官（十一人）、技師（四人）、屬（百九十五人）、技手（六人）を存せしが、大正二年六月斷行せられたる一般的行政整理の結果、本省に於ても職員の定員を減少することとなり、同月十三日勅令第百五十三號を以て大藏省官制の一部を改正して、書記官の定員を百五十人に、技師の定員を三人に、屬の定員を百五十六人に減少し、卽日之を實施したり。

大正三年十月五日勅令第二百七號を以て各省官制通則の一部に改正を加へ、各省次官の次位に參政官竝に副參政官を設置することとし、其の定員及職務等に關して左の如く規定したり。

參政官　一人、勅任トシ、大臣ヲ佐ケ帝國議會トノ交涉事項ヲ掌理ス。
副參政官　一人、勅任トシ、大臣ノ命ヲ承ケ帝國議會トノ交涉事項ニ參與ス。

蓋し之より曩き大正二年八月山本內閣は文官任用に關する規定を改正し、各省次官及勅任の參事

官をして政務を併せ掌らしむるの趣意を以て此等の官を文官任用令の規定に依らざる特別任用の官と爲せしが、翌大正三年四月成立したる大隈內閣は、政務と事務との分界を明にするが爲め、事務官の外に專ら政務を掌理すべき政務官を設置するの必要を認め、茲に右の如く新に正副參政官を設置することとなりしなり。而して斯く特別の政務官を設置する以上は勅任參事官を存置するの必要竝に次官を特別任用官と爲すの必要なきを以て、前記各省官制通則中改正勅令に於て參事官の中一人を勅任と爲すことを得るの條項を削除すると共に、同日勅令第二百十號を以て大藏省官制の一部を改正し、參事官の定員を一人に減少し、且同日勅令第二百十八號を以て正副參政官を特別任用の官と爲すと共に、次官及勅任參事官を其の範圍より除外したり。尙ほ前揭各省官制通則中改正勅令公布の際は恰も會計年度央にして、正副參政官設置に要する經費豫算を存せざりしを以て、右勅令中附則に於て參政官及副參政官を置くは各省經費支辨の都合に依ることを得るものと定めたり。斯くて實際に於て正副參政官を設置したるは、大藏省に在りては翌大正四年七月二日なりとす。

大正三年十一月十日勅令第二百三十四號を以て大藏省官制の一部を改正し、屬の定員を更に百五十人に減少したり。之れ卽ち行政整理に伴ふ經費節減の必要に出でたる減員なりとす。

大正四年八月三日勅令第百五十一號を以て大藏省官制の一部に改正を加へ、左の如く大藏省に新に專任事務官を設置すると共に、屬の定員を百五十四人に增加したり。蓋し近時銀行の監督に就て一層周密を期するを要するものあり、且又同年六月新に無盡業法制定せられ、之に關する事務は大藏省に屬せしめられしを以て、此等に關聯して職員の增設を必要とするに至りしなり。

事務官　專任二人奏任トシ、上官ノ命ヲ承ケ銀行ノ檢査監督ニ關スル事務ヲ掌ル。

然るに銀行に關する事務は爾後益〻增加するに至りし爲め、翌大正五年四月八日勅令第九十六號を以て大藏省官制の一部を改正し、大藏省に新に銀行局を設置すると同時に之に伴ふ定員の增加を行ふこととと爲し、卽ち書記官の定員百五十四人を百六十二人に夫々增員したり。

前節に於て述べたる如く、明治三十九年四月勅令第八十七號を以て關稅率調査の爲め大藏省に專任屬二人及專任技手六人を臨時に設置し、明治四十一年八月其の定員を增加して屬三人及技手十一人と爲し、更に明治四十五年三月之を減少して屬一人及技手八人と改めしが、大正二年度に於ける行政整理に會し同年六月十三日勅令第百五十四號を以て更に之を減少し、屬の定員を廢止すると共に技手の定員を六人に改めたり。然るに大正五年度に至り右關稅率調査に要する經費豫算は同年度以降之を大藏本省の款中に計上することとなりしを以て、之が調査に從事する職員の定員は之を大藏省の定員に合併するを必要とするに至り、玆に大正五年四月十八日勅令第百十二號を以て大藏省官制の一部に改正を加へ、技手の定員六人を十二人に改むると共に、關稅率調査の爲め臨時職員設置に關する前記明治三十九年勅令第八十七號を廢止したり。

大正六年八月三十日勅令第百二十七號を以て大藏省官制の一部を改正し、屬の定員百六十二人を百六十八人に增加したり。之れ卽ち產業組合の發達竝に拓殖局の設置に伴ひ之に關する事務を處理する爲め增員を必要とせしに依るものなり。

大正七年六月十九日勅令第二百三十八號を以て大藏省官制の一部を改正し、書記官の定員十一人を十二人に、屬の定員百六十八人を百八十七人に夫々增員し、又事務官の定員二人を四人に增員する

と共に其の職務を左の如く改正し、且新に專任主計官を左の如く設置したり。

事務官　專任四人奏任トシ、上官ノ命ヲ承ケ稅務ノ視察監督又ハ銀行ノ檢査監督ニ關スル事務ヲ掌ル。

主計官　專任三人奏任トシ、上官ノ命ヲ承ケ豫算及決算ニ關スル事務ヲ掌ル。

蓋し當時歲計の膨脹に伴ひ之に關する諸般の事務は益〻複雜多岐に赴き、到底從來の人員のみを以てしては之を處理し難きに至りしを以て、新に主計官を設置すると共に屬の定員を增加するを要せしと、稅務監督局の管轄區域は數次に亙りて行はれし行政整理の結果益〻擴大し、爲に監督の周到敏活を期し難きのみならず、時々取扱の區々に出づることあるを以て、常時監督局及稅務署を巡回し實地に就き精細に一般事務を查察せしめ、以て統一的の監督を行はしむる爲め、事務官及屬の增員を必要とせしに依るものなり。

曩に述べたる如く大正三年十月大隈內閣は政務事務の分界を明にするを目的として新に各省に正副參政官を設置し、同時に勅任參事官を廢止し、且次官を特別任用官の範圍より除外したるが、其後原內閣の時に至り再び之を大正三年以前の制度に還元することと爲し、大正九年五月十五日勅令第百四十三號を以て各省官制通則の一部を改正し、正副參政官を廢止すると共に、參事官は各省一人を限り之を勅任と爲すことを得るの條項を設け、同時に又勅令第百六十二號を以て各省次官及勅任の參事官を文官任用令に據らざる特別任用の官と定めたり。而して右の改正に伴ひ同年八月二十三日勅令第二百八十六號を以て大藏省官制の一部に改正を加へ、參事官の定員一人を二人に增員したり。

大正九年八月賠償金特別會計を設置して其の所管を大藏省に屬せしめ、更に又同年七月所得稅法を改正して同年八月一日より實施することとなりしを以て、此等に關聯して職員を增加するの必要あり、同年九月十五日勅令第四百二號を以て大藏省官制の一部を改正し、屬の定員百八十七人を百九十人に改めたり。

大正十年五月二十五日勅令第二百三十號を以て大藏省官制の一部を改正し、左記の如く事務官、技師、技手及屬の定員を增加すると共に其の管掌事務に改正を加へたり。

事務官　定員九人、上官ノ命ヲ承ケ稅務ノ視察監督又ハ金融機關ノ檢查監督調查ニ關スル事務ヲ掌ル。

技師　定員四人、內一人ヲ勅任トス。上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル。

技手　定員十五人、上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス。

屬　定員ヲ二百八人ニ增加ス。

而して右の如き改正を必要とせし理由を擧ぐれば(一)輓近經濟界の進步發達に伴ひ金融機關の組織制度等を調查研究するの必要あると、時勢に鑑み無盡、市街地信用組合、有價證券割賦販賣業等の各種庶民金融機關の助長發達を圖るが爲め、諸般の調查及施設竝に此等機關の檢查監督に關する事務を增加ふる必要あるとに依り、事務官四人及屬十二人の增員竝に事務官の管掌事務の改正を必要とせしこと(二)本省所管の營繕工事に關する經費豫算の調查竝に本省所屬工事の設計施行及其の指揮監督等の周到を期するが爲め、技師一人及屬一人の增員を必要とせしこと(三)郵便貯金の急激なる增加に伴ひ預金部に於ける此等資金の經理及運用に關する事務激增し、到底從來の人員を以てしては執務の圓滑完全を期することを得ざるに至りしを以て、屬三人の增員を必要とせしこと(四)關稅定率法の改正等の爲め主稅局關稅事務に關して事務官

一人、技手三人及屬二人の增員を必要とせしこと等なりとす。

大正十一年四月一日より改正會計法實施せられしが、之に伴ひ大正十一年度分より決算の提出時期繰上の結果極めて短期間に決算書類の調製を了するの必要あり、且此の決算書類調製の時期は恰も豫算編成の時期と重複するが爲め、到底從來の定員を以てしては處辨し難く、茲に人員增加の必要を生ぜしが、同時に又銀行其他金融機關監督の周密を期する爲め其の實地檢査を勵行することとしこれが爲にも職員の增加を必要とするに至れり。茲に於て大正十一年六月一日勅令第三百六號を以て大藏省官制の一部を改正し、書記官の定員を十一人に、屬の定員を二百四十二人に增員したり。

大正十二年四月二十七日勅令第百八十二號を以て大藏省官制の一部を改正し、事務官の定員を九人に、技師の定員を二人に、技手の定員を十三人に、屬の定員を二百十五人に改めたり。之れ卽ち大正十一年度中に於て實行せられたる行政整理に基く定員の減少なりとす。

既に述べたる如く大正三年十月大隈內閣は政務及事務を區分するの目的を以て正副參政官を設置せしが、其後大正九年五月原內閣の時に至りて之を廢止し、再び大正三年以前の制度に復したり。爾來政務官と事務官との分界は再び明かならず、各省次官は政務及事務を併せ掌り、內閣の交迭と共に進退するを例と爲し、從つて事務の繼續的統轄は通常局長之に當るの外なきこととなれり。茲に於て大正十三年六月成立したる加藤（高）內閣は、斯くの如きは複雜なる各省事務の完全なる遂行を期する所以にあらずと爲し、從來の制度を改めて各省に專ら政務を掌る官を新設し、此等の官は內閣の交迭に伴ひ進退するを通常とすると共に、次官を以て一般の省務を統轄して繼續的に事務の中心たるべき官と爲すを適當と認めたり。卽ち此の方針に基き大正十三年八月十二日勅令第百七十六號を以て各省官制通則の一部に改正を施し、次官の上位に政務次官を、次官の下位に參與官を設置して左の如く其の定員及職務を定め、同時に『各省大臣事故アルトキハ法律勅令ニ副署シ省務ヲ敷奏シ內閣ノ議ニ列シ及省令ヲ發スルコトヲ除クノ外其ノ職務ヲ臨時次官に代理セシムルコトヲ得』の條項を削除したり。

政務次官　一人勅任トシ、大臣ヲ佐ケ政務ニ參畫シ、帝國議會トノ交涉事項ヲ掌理ス。

參與官　一人勅任トシ、大臣ノ命ヲ承ケ帝國議會トノ交涉事項其ノ他ノ政務ニ參與ス。

而して右の改正に伴ひ同日勅令第百七十九號を以て大藏省官制の一部を改正し、參事官の定員二人を一人に減少し、更に同日勅令第百八十八號を以て政務次官及參與官を特別任用の範圍より除外したり。

同內閣は又其の成立以來行政及財政の整理を以て其の政綱と爲し、此の方針に從ひ大正十三年度に於て先づ人員の淘汰を斷行せしが、此の整理の結果大正十三年十二月二十日勅令第三百十一號を以て各省官制通則の一部を改正して各省の參事官を廢止すると共に、更に大藏省に關しては同日勅令第三百二十六號を以て大藏省官制に左記の如き改正を加へ、卽日之を實施したり。

（一）書記官ノ定員十三人ヲ十一人ニ減少ス。

（二）從來ノ主計官（定員三人）ヲ廢止シテ、其ノ職務ハ事務官ヲシテ管掌セシムルコトト爲ス。其ノ結果事務官ノ定員九人ヲ十一人ニ增加スルト共ニ、其ノ職務ヲ『上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル』モノト改メ、且ツ本改正實施ノ際現ニ大藏省主計官ノ職ニ在ル者ニシテ別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ、大藏事務官ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトシタリ。

(三)　技師ノ定員二人ヲ一人ニ減少シ勅任又ハ奏任ト爲ス。
(四)　技手ノ定員十三人ヲ九人ニ減少ス。
(五)　屬ノ定員二百十五人ヲ百五十二人ニ減少ス。

大正十四年四月一日勅令第五十一號を以て大藏省官制に改正を加へ、大藏省内に新に預金部を設置し、之をして預金部預金の管理竝に預金部資金の運用及經理に當らしむることと爲し、同時に左の如く職員を增置したり。

(一)　預金部長ヲ置キ大藏省勅任官ヲ以テ之ニ充ツ。大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ部務ヲ掌理シ所屬職員ヲ指揮監督ス。
(二)　事務官ノ定員十一人ヲ十三人ニ增加ス。
(三)　屬ノ定員百五十二人ヲ百六十五人ニ改ム。

大正十五年六月二十五日勅令第二百二十一號を以て大藏省官制に改正を加へ、事務官の定員を十四人に、技手の定員を十人に、屬の定員を百六十八人に夫々增員したり。之れ卽ち關稅率に關する事項を調査審議する常任委員會として同年五月關稅調査委員會設置せらしを以て、之に伴ふ職員の增員なりとす。

右を大正時代に於ける本省職員に關する最後の改正とす。今大正十五年末現在に於ける本省の職制を揭ぐれば左の如し。

(一)　大臣　其ノ主任ノ事務ニ付キ其ノ責ニ任ジ又其ノ主任ノ事務ニ付キ其ノ職權若クハ特別ノ委任ニ依リ省令ヲ發シ及警視總監北海道長官府縣知事ヲ監督ス。又大臣ハ其ノ所部ノ官吏ヲ統督ス。
(二)　政務次官　一人勅任トシ大臣ヲ佐ケ政務ニ參畫シ帝國議會トノ交涉事項ヲ掌理ス。
(三)　次官　一人勅任トシ大臣ヲ佐ケ省務ヲ整理シ各局部ノ事務ヲ監督ス。
(四)　參與官　一人勅任トシ大臣ノ命ヲ承ケ帝國議會トノ交涉事項其ノ他ノ政務ニ參與ス。
(五)　局長　各局ニ一人勅任トシ大臣ノ命ヲ承ケ其ノ主務ヲ掌理シ及局中各課ノ事務ヲ指揮監督ス。
(六)　預金部長　大藏省勅任官ヲ以テ之ニ充ツ。大臣ノ指揮監督ヲ承ケ部務ヲ掌理シ所屬職員ヲ指揮監督ス。
(七)　祕書官　專任二人奏任トシ大臣ノ命ヲ承ケ機密事務ヲ掌リ又ハ臨時命ヲ承ケ各局課ノ事務ヲ助ク。
(八)　書記官　專任十一人奏任トシ大臣ノ命ヲ承ケ大臣官房ノ事務ヲ掌リ又ハ各局ノ事務ヲ助ク。
(九)　事務官　專任十四人奏任トシ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル。
(一〇)　技師　專任一人勅任又ハ奏任トシ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル。
(一一)　屬　專任百六十八人判任トシ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。
(一二)　技手　專任十人判任トシ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス。

第二項　臨時職員

第一　海外に於ける帝國財務の處理に關する臨時職員

明治四十三年五月勅令第二百三十六號を以て、海外に於ける帝國の財務に關する事項を處理せしむる爲め大藏省に海外駐劄財務官(一人)及書記官(一人)を臨時設置し、英國又は佛國に駐在せしむることと爲せしが、大正三年の行政整理に際し經費節減の爲め、同年十一月十日勅令第二百三十五號を以て右書記官を廢して專任屬一人(判任)を設置し、大正四年四月一日より之を施行したり。然るに大正六年九月十七日に至り、勅令第百四十九號を以て大に其の組織を擴張して左の如く職員を增加し、之を英國又は佛國露國米國及支那に駐在せしむることとしたり。

（一）海外駐劄財務官　四人（內二人勅任二人奏任）、大藏大臣ノ命ヲ承ケ海外ニ於ケル帝國ノ財務ニ關スル事項ヲ掌ル。

（二）事務官　專任二人奏任トシ、大藏大臣ノ命ヲ承ケ海外駐劄財務官ノ事務ヲ助ク。

（三）財務書記　專任八人、判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。

蓋し日支經濟の連絡を鞏固にし、諸般の經濟的施設をして統一を保たしめ、且彼我の事情を疏通し、以て日支親善の途を進むるが爲には、支那に常時財務官を駐在せしむるの必要あり。又當時政府は財政及經濟調査の爲め露國及米國に臨時官吏を派遣せしが、一層其の機能を發揮し以て彼我の經濟的連絡を密接ならしむるが爲には、之を常時駐在の財務官に改むるの必要あり。更に又當時我國在外正貨の處理、公債の整理及國際金融の調節竝に各國の財政經濟調査等、海外に於ける帝國の財務に關する事項は益繁劇を加ふるに至りしを以て、海外駐劄財務官を補助すべき相當職員を增置するの必要あり。卽ち此等の理由に基き前記の如き職員の增加を行ひしなり。

爾來海外駐劄財務官は英、米、露、支の四箇國に駐在し、帝國財務の處理に當りしが、翌大正七年秋露國に革命勃發し、爾後の同國の政情は混沌として確定せず、財務官を設置するも折衝せしむべき對手方を存せざるの實情に在り、又支那に於ても財務官の設置後政情大に變化し、特に財務官をして駐在せしむるの必要を認めざるに至りしを以て、大正九年九月此等兩國駐在の財務官を廢止し、海外駐劄財務官は米國に一人と、佛國兼務として英國に一人とを駐在せしむるに止め、支那には事務官一人を置き、之を帝國公使館附と爲して專ら財務に關する事項を管掌せしめ、且露國に官吏を駐在せしむることは全然廢止することと爲したり。卽ち此の趣旨に基き同月二十四日勅令第四百十六號を以て從前の規定に改正を加へ、海外駐劄財務官の定員を二人（勅任）に減少すると共に、事務官の定員を四人に

財務書記の定員を十人に夫々增加し、且財務官及事務官の職務を左の如く改めたり。

海外駐劄財務官ハ大藏大臣ノ命ヲ承ケ英國又ハ佛國及米國ニ駐在シ海外ニ於ケル帝國ノ財務ニ關スル事項ヲ掌理ス。

事務官ハ大藏大臣ノ命ヲ承ケ海外駐劄財務官ノ事務ヲ助ケ又ハ英國佛國及米國以外ノ外國ニ駐在シ海外ニ於ケル帝國ノ財務ニ關スル事項ヲ掌ル。

大正十二年四月に至り行政整理の趣旨に從ひ、財務書記の定員を六人に減少することとし、同月二十七日勅令第百八十四號を以て之を公布せしが、翌大正十三年十二月再び行政整理を斷行するに當り、米國駐在の財務官を廢止して之を英佛駐在財務官の兼務とし、其の下に事務官をして帝國の財務に關する事項を掌らしむることと爲し、且其他の職員の減員をも行ふことと爲したり。卽ち此の趣旨に基き同月二十日勅令第三百二十八號を以て從前の規定に改正を加へ、海外駐劄財務官の定員を一人に、事務官の定員を三人に、財務書記の定員を五人に夫々減少すると共に、海外駐劄財務官は大藏大臣の命を承け英國、佛國又は米國に駐在し、海外に於ける帝國の財務に關する事項を掌理するものと改めたり。爾後海外駐劄財務官廳の組織に就ては何等の改正をも行はるることなくして大正年間を經過したり。

第二　家祿賞典祿處分に關する臨時職員

明治四十二年七月勅令第二百六號を以て、家祿賞典祿處分に關する事務を取扱はしむる爲め、臨時國債整理局（後大藏省國債局）に專任書記官一人及專任屬十人を臨時增置せられしが、大正二年六月十三日に至り勅令第百五十五號を以て之を改正し、國債局を理財局に改むると共に屬の定員を五人に減少したり。之れ卽ち行政整理の結果國債局を廢して其の事務を理財局に合併せしに伴ふ改正と、行

政整理の趣旨に基く定員の減少なりとす。然るに大正八年四月に至り新に家祿賞典祿處分に關する法律竝に沒祿處分を受けたる者に對する給與處分に關する事務激增せしを以て、同年五月十日勅令第百八十五號を以て屬の人員を十三人に增加したり。翌大正九年九月十六日勅令第四百三號を以て、從來臨時職員設置に關して公布せられたる各種の勅令を統一して新に大藏部內臨時職員設置制（勅令第四百三號）を公布するに及び、前記明治四十二年勅令第二百六號を廢止して、更めて右大藏部內臨時職員設置制中に於て、家祿賞典祿處分に關する事務に從事せしむる爲め大藏省に專任理財局書記官（奏任）一人及專任屬十三人を增置し、理財局に屬せしむる旨を規定せしが、大正十二年四月二十七日に至り、行政整理の結果屬の定員を十人に減少し（勅令第百八十三號）、更に翌十三年十二月二十日再び行政整理の實行に伴ひ、從來の理財局書記官を大藏事務官と改むると共に屬の定員を七人に減少したり（勅令第三百二十七號）。爾後家祿賞典祿處分に關する臨時職員に就ては何等の變更なくして大正末年に及べるものとす。

第三　各種建築事務に關する臨時職員

明治三十八年十月大藏省臨時建築部を設置し、專賣に要する臨時建築事務を管掌せしめしが、翌三十九年四月に至り更に稅關設備に關する一切の事務をも同建築部をして取扱はしむると共に、從來橫濱港灣維持の事務を掌理せしむる爲め別に設置せし職員を其の所屬に移したり（第二章第四節參照）。然るに大正二年六月行政整理の斷行に際し、右臨時建築部を廢止し、新に大臣官房中に臨時建築課を設けて其の事務を繼承せしめ、同時に職員の數を減少することとせり。卽ち同年六月十三日勅令第百六十二號を公布し、『專賣ニ要スル臨時建築事務、稅關設備ニ關スル事務及橫濱港灣維持ノ事務ヲ取扱ハシムル爲メ』大藏省に臨時左の職員を增置するものとし、同時に大藏省臨時建築部官制及橫濱港灣維持の爲め職員設置に關する勅令を廢止したり。

（一）事務官　專任一人、奏任トシ、上官ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル。
（二）技師　專任十七人、奏任トシ、內一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得。
（三）屬　專任三十四人、判任。
（四）技手　專任八十九人、判任。

然るに大正七年五月臨時國勢調査局新設せられ、翌八年度以降之に要する廳舍、倉庫其他の建造物の新營に關する事務を大藏省に於て施行することとなりしを以て、之が爲め職員增加の必要を生ぜしが、他方に於て港灣の設備及維持に關する事務は大正八年度より之を內務省の所管に移すことに決定せられし爲め、前記臨時職員中橫濱港灣維持の事務に從事せし職員は存置の要なきに至りしを以て、差引結局右の臨時職員の定員を減少し得ることとなれり。茲に於て大正八年四月一日勅令第四十八號を以て前記勅令に改正を加へ、『專賣ニ要スル臨時建築事務、稅關設備ニ關スル事務及臨時國勢調査局ノ廳舍倉庫其ノ他ノ建造物ノ新營ニ關スル事務ヲ取扱ハシムル爲メ』大藏省に事務官一人、技師十三人、屬二十五人、技手七十一人を臨時增置するものと定めたり。大正九年九月十六日勅令第四百三號を以て大藏部內臨時職員設置制を制定するや、前記大正二年勅令第百六十二號を廢止すると共に、更めて『專賣ニ要スル建築事務、稅關設備ニ關スル事務及臨時國勢調査局ノ廳舍倉庫其ノ他ノ建造物ノ新營ニ關スル事務ニ從事セシムル爲メ』大藏省に專任大藏事務官一人、專任技師十三人（內一人を勅任と爲すことを得）、屬二十五人、技手七十一人を臨時增置するものと定めしが、更に國勢院廳舍の新營竝に中央諸官衙建築の調査を必要とするに及び、同年十月二十六日勅令第五百十五號を以て右臨

時職員設置制に改正を加へ、前揭臨時職員設置の目的中に『國勢院ノ廳舍倉庫其ノ他ノ建造物ノ新營ニ關スル事務竝ニ中央諸官衙建築ノ調査ニ關スル事務』を追加すると共に、屬の定員を二十九人に、技手の定員を七十六人に增加したり。然るに臨時國勢調査局は大正十年四月、國勢院は同十一年十一月共に廢止せられしを以て、大正十二年四月二十七日勅令第百八十三號を以て右臨時職員設置制に改正を加へ、臨時職員設置の目的中『國勢院及臨時國勢調査局ノ廳舍倉庫其ノ他ノ建造物ノ新營ニ關スル事務』を削除して、新に『其ノ他大藏省所管建造物ノ營繕ニ關スル事務』を追加し、同時に技師の定員を十一人に減少したり。翌大正十三年十二月二十日行政整理の斷行に際し、勅令第三百二十七號を以て大藏部內臨時職員設置制を改正するや、前記建築營繕等に關する臨時職員の定員を增加して專任大藏事務官二人、專任技師十八人（內一人を勅任と爲すことを得）、專任屬三十七人、專任技手八十六人とし たり。行政整理の際に拘らず斯く增員せられしは、第四十九回帝國議會の協贊を經たる大藏省所管震災復舊費豫算の實施に伴ひ增員を必要とせしを以てなり。然るに翌大正十四年五月二十六日に至り大藏大臣の管理の下に新に營繕管財局を設置し、之をして各種營繕事務を統一管掌せしむるや、前記大藏省臨時建築課の事務も之を營繕管財局に移屬せしむることと爲し、同日勅令第二百四號を以て前記臨時職員を廢止したり。

第四　官有財產整理の調查に關する臨時職員

大正七年六月十日勅令第二百六號を公布し、官有財產の整理に關する調查を爲さしむる爲め大藏省に專任主計局書記官（奏任）一人及專任屬八人を臨時增置し、主計局に屬せしめしが、大正九年九月勅令第四百三號を以て大藏部內臨時職員設置制を制定するや、前記大正七年勅令第二百六號を廢止すると同時に更めて之と同樣の規定を設けたり。然るに國有財產法及同施行規則は大正十一年四月一日より實施せらるることとなりしを以て、前記の臨時職員は之を存置するの必要を見ざるに至り同年三月三十一日勅令第百三十七號を以て同日限り右臨時職員を廢止したり。

第五　戰時利得稅の徵收に關する臨時職員

大正七年三月戰時利得稅法制定せられ、大正七年一月一日を含む事業年度分（法人）又は大正七年分（個人）より實施せらるることとなりしを以て、同年六月十日勅令第二百七號を公布し、戰時利得稅徵收の爲め大藏省、稅務監督局及稅務署に臨時職員を設置することと爲し、其の中大藏省には專任屬一人を設置せしが、戰時利得稅は法人に就ては講和條約調印の日の屬する年に於て終了する最後の事業年度分限り、個人に就ては其の年分限り廢止せられしを以て、大正九年九月十六日大藏部內臨時職員設置制の制定に當り右臨時職員を廢止したり。

第六　田畑地價調查に關する臨時職員

大正七年に至り政府は多年の懸案に屬せし田畑地價修正事業の斷行を計畫し、先づ大正七年度以降三箇年の繼續費を以て田畑地價の豫備的調查を開始することと爲し、之が經費を第四十回帝國議會に要求して其の協贊を經しを以て、大正七年七月三日勅令第二百六十九號を公布し、田畑地價調查の爲め大藏省、稅務監督局及稅務署に臨時職員を設置することと爲し、大藏省には專任主稅局事務官（奏任）一人及專任屬六人を設置したり。大正九年九月大藏部內臨時職員設置制の制定に際し、前記の勅令を廢止すると同時に右臨時職員設置制中に更めて之と同樣の規定を設けしが、本調查事業は大正十一年度に至り漸く完了せしを以て、大正十二年四月二十七日勅令第百八十三號を以て同日以後

右臨時職員を廢止したり。

第七　租稅及金融の調査に關する臨時職員

大正六年二月政府は大藏省臨時調査局を設置し、戰時中及戰後に於ける對外貿易に適應する關稅の改正竝に對外經濟の發展と國際金融の改善とを圖る爲め、關稅及金融に關する調査に從事せしめしが（第二章第五節參照）、大正九年に至り右臨時調査局を廢止すると共に大藏省に臨時職員を設置し、之を主稅局及理財局に配置して其の事務を繼承せしむることと爲し、同年五月十日勅令第百二十六號を公布し、租稅及金融に關する調査の事務に從事せしむる爲め大藏省に專任事務官三人、專任技師一人、專任屬七人、專任技手三人を臨時增置したり。然るに同年九月十六日大藏部內臨時職員設置制を制定するや、右勅令を廢止して之と同一の規定を右臨時職員設置制中に設けしが、翌十年四月八日に至り屬の定員を十人に增加したり（勅令第七十一號）。爾後右臨時職員は引續き大正十三年迄存置せられしが、同年の行政整理に伴ひ十二月二十日遂に廢止せられたり（勅令第三百二十七號）。

第八　賠償金特別會計に關する臨時職員

大正九年八月獨逸國より受領する賠償金を經理する爲め賠償金特別會計設置せられしを以て、之が事務に從事せしむる爲め同年九月十六日大藏省に專任屬三人を臨時增置し、理財局に屬せしめしが（勅令第四百三號）、事務の增加に伴ひ翌十年四月七日更に專任大藏事務官一人及屬三人を增加し（勅令第七十一號）、更に翌十一年六月一日には賠償として受領すべき染料藥品及船舶に關する鑑定調査に從事せしむる爲め專任技手二人を設置したり（勅令第三百七號）。翌大正十二年四月二十七日行政整理の結果技手の定員を一人に減少し（勅令第百八十三號）、更に翌十三年の行政整理に際し同年十二月二十日

屬の定員を四人に減少せしが（勅令第三百二十七號）、大正十五年五月十日に至り獨逸國との平和條約に依る國際事務處理の爲め大藏事務官一人を增加したり（勅令第百一號）。爾後賠償金特別會計に關する臨時職員に就ては何等の變更なくして大正末年に及べり。

第九　土地賃貸價格調査に關する臨時職員

大正十五年三月土地賃貸價格調査法制定せられ、大正十五年四月一日現在に於ける地租を課すべき土地の賃貸價格を調査することとなりしを以て、同年五月十日之に關する事務に從事せしむる爲め大藏省に專任大藏事務官一人、專任主稅局事務官（奏任）一人、專任屬十五人を增置し、主稅局に屬せしめたり（勅令第百一號）。

上來述べたる所の如く、臨時必要の事務を處理せしむる爲め屢〻本省に臨時職員を增置せしが、此等の職員は其の設置を必要とする理由の消滅に伴ひ漸次廢止せられ、大正末年に於ける臨時職員は海外駐劄財務官を除くの外は、家祿賞典祿處分に關する事務に從事する者及土地賃貸價格の調査に從事する者の三種を存するのみとす。

第二章　附屬機關

第一節　總說

茲に所謂附屬機關とは中央機關たる大藏本省以外に於て大藏大臣の管理に屬する各種の機關を總稱するものにして、何れも財政に關聯せる特殊事務の管掌執行に當るものなり。而して斯かる附屬機關は明治初年以來其の種類極めて多く、或は貨幣に關する機關あり、或は各種產業に關するものあり、或は營繕に關するものあり、或は專賣に關するものあり、或は國債に關するもの等ありて一樣ならず、更に此等機關の廢置分合又は所屬の變更等も亦屢〻行はれ、或は他省より本省に移屬せられしものあり、或は本省の所管より他省に轉屬せしものあり、或は本省內の一部局たりしものが外局として特立の附屬機關となりしものあり、或は附屬機關として特設せられしものが後に至りて本省內の一部局に併合せらしものあり、或は又特殊の目的の爲に臨時に設置せられしもの等ありて、此等附屬機關の一々に就き其の變遷を述ぶるの煩に堪えずと雖も、今其の主要なるものを擧ぐれば次の如し。

明治元年四月二十四日江戶金銀錢座を官に收めて會計事務局の所管と爲せしが、同年十二月四日鑄錢座を、翌二年二月十二日金銀座を廢止し、又明治二年二月二日會計官所管の下に貨幣改所を東京に設置し、尋いで同月五日更に之を橫濱·京都·大阪·兵庫·長崎の各地に設けて贋模造貨紙幣の檢查に當らしめ、翌三年閏十月(日闕)大藏省所管の下に更に金札改所を三府二港(神奈川·兵庫)に設けて贋模造金札を

檢查せしめしが、明治五年十月五日此等の貨幣改所及金札改所を廢止して其の事務を本省紙幣寮に移したり。又明治二年九月十九日外務省所管の證明臺局を本省に移し、同年十月二十八日神奈川縣所管の橫濱及橫須賀製鐵所を本省に移屬せしが、翌三年八月十三日何れも之を民部省の專管に移したり。明治四年七月二十七日民部省所管富岡製絲場を本省所管に移し、尋いで明治五年五月(日闕)堺紡績場を、同年十月(日闕)內藤新宿試驗場を本省の所轄とせしが、明治七年一月九日內務省の新設と共に此等を其の所管に移したり。更に又明治四年七月二十七日本省所管の下に聽訟所を置き、同年九月二日之を判理局と改稱して舊藩外國債の稟議に當らしめしが、六年四月二十九日事務終了と共に之を廢止し、又明治五年七月十七日新に建築局を置きて本省に附屬せしめ、東京京橋以南煉瓦屋建築工事を管掌せしめしが、七年一月九日內務省の新設と共に之に移屬せしめ、又明治五年八月二十八日各地に藩札交換所を設けて本省紙幣寮に附屬せしめ、舊藩札の引換に當らしめしが、九年十月に至り引換事務の結了と共に之を廢止したり。次に又明治八年三月二十四日地租改正事務局を置き、內務·大藏兩省の管理の下に地租改正に關する一切の事務を管掌せしめしが、十四年六月三十日に至りて之を廢止し、又明治十一年八月一日太政官所管の征討費總理事務局を本省の所轄に移せしが、翌十二年十二月二十五日之を廢止したり。明治十九年一月十三日三池佐渡生野各鑛山に工業所を置きて本省に附屬せしめ、尋いで同年四月十六日之を三池·佐渡·生野の各鑛山局と改めしが、此等鑛山の民間拂下に伴ひ明治二十一年十二月三十一日三池鑛山局を、同二十二年三月三十一日佐渡及生野兩鑛山局を廢止したり。更に又造幣局(在大阪)及印刷局は大藏省設置以來引續き本省內の一局たりしが、明治十九年二月大藏省官制の制定を機として之を本省より分離し、大藏大臣の管理の下に特立の附屬

機關たらしめたり。右の中造幣局は爾後引續き大藏省附屬局は明治三十一年十月二十二日之を內閣の所屬に移したり。明治二十六年十月三十日廣島鑛山を大藏省の附屬機關と爲せしが、三十一年十月二十二日之を農商務大臣の管理に移したり。明治三十一年七月十四日大藏大臣管理の下に沖繩縣に臨時沖繩縣土地整理事務局を設けて明治三十年法律第五十事業の執行に當らしめ、又同三十三年四月一日臨時秩祿處分調査局を設けて明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法の執行に當らしめしが、此等の事務の完了に伴ひ前者は明治三十七年三月三十一日、後者は同三十八年十一月十日夫々廢止せられたり。之より曩き明治三十一年十一月一日大藏大臣管理の下に專賣局を設置し、葉煙草專賣に關する事務を取扱はしめしが、煙草製造專賣の開始と共に明治三十七年六月一日之を煙草專賣局と改めたり。然るに他方に於て樟腦專賣及鹽專賣の創始に伴ひ明治三十六年十月一日樟腦事務局を、同三十八年四月一日鹽務局を、夫々各地方に設置して專賣事務の執行に當らしめしが、明治四十年十月一日に至り此等の諸機關を廢止して新に專賣局を設置し、大藏大臣管理の下に煙草鹽及樟腦の三專賣事業を統一管掌せしむることと爲し、以て大正末年に及べり。次に明治三十二年五月二十日大藏大臣の管理の下に臨時稅關工事部を設け、橫濱稅關埋立工事の執行に當らしめしが、明治三十八年十月一日に至り大藏省臨時建築部を設置し、專賣に關する臨時建築事務の執行に當らしむることとなりしを以て、翌三十九年四月一日に至り前記臨時稅關工事部を廢止して其の事務を大藏省臨時建築部に併合すると共に、同部をして更に神戶稅關海陸運輸聯絡設備に關する事務をも管掌せしめたり。右大藏省臨時建築部は後大正二年六月十三日に至り行政整理の趣旨に基きて廢止せられ、其の事務は之を大藏大臣官房の所管に移したり。又明治三十七年五月十日大藏大臣管理の下に釀造試驗所を設立し、酒類釀造の試驗及講習に關する事務を掌らしめしが、大正二年六月に至り更に醬油釀造の試驗及講習に關する事務をも管掌せしむることと爲し、以て大正末年に至れり。明治三十八年十一月二十日臨時國債整理局を設けて大藏大臣の管理に屬せしめ、日露戰後急激に膨脹せる國債の整理に關する事務竝に從來大藏省理財局の管掌に屬せし一般國債事務を掌らしめしが、明治四十二年十一月五日に至り之を國債局と改めて大藏省內常置の一局と爲したり。次に又大正六年二月十日大藏省臨時調査局を設け、世界大戰中及戰後に於ける對外貿易及國際經濟に處する爲め、同局をして關稅及金融に關する調査に當らしめ、大正六年九月更に之に內國稅の調査事務を追加せしが、同九年五月十日に至り同局を廢止して其の管掌事務を大藏省主稅局及理財局に移したり。大正七年六月十日大藏大臣管理の下に臨時議院建築局を設置し議院の建築工事に當らしめしが、他方に於て大正十一年四月一日大藏大臣管理の下に臨時國有財產整理部を設けて、國有財產法に基き大藏省の所管に屬せしめられたる國有財產事務の一切を管掌せしめ、尋いで翌十二年四月二十七日之が組織を縮小すると共に國有財產整理局と改稱したり。然るに大正十四年五月二十六日に至り大藏大臣管理の下に新に營繕管財局を設置し、從來大藏省に所屬せし營繕事務と國有財產事務とを併せ掌理せしむることと爲すに及び、前記臨時議院建築局及國有財產整理局は共に廢止せられたり。右の外尙ほ大正十二年十月一日大藏大臣管理の下に臨時營繕局を設置し、同年九月の關東震災に依り滅失破損したる各省所管の諸建造物の假建築及修理に關する事務を掌らしめしが、其の司掌事務の終了と共に大正十四年四月一日之を廢止したり。

以上の如くにして明治初年以來大藏省附屬の機關として設置せられし機關は其の種類極めて多

しと雖も、之が改廢分合亦屢〻行はれ、大正末年現在に於て大藏大臣の管理に屬する附屬機關は僅に造幣局・專賣局・釀造試驗所・營繕管財局の四種を存するに過ぎざるものとす。今本章に於て大藏省附屬機關の沿革を記述するに當り、以上の各種附屬機關の中、明治三十五年以前の設置に屬するものに就ては「明治財政史」に於て之を詳悉せるを以て、此等の中三十五年以後に至る迄存續せしものの外は總て之を省略し、明治三十六年以後大正末年に至る間に於ける附屬機關の變遷に就て說述すべし。尙ほ稅關・稅務監督局・稅務署・金庫の如きものも其の性質上固より上記の諸機關と同じく大藏省附屬の一機關に外ならずと雖も、本編に於ては記述の便宜上此等に就ては特に獨立の章を設けて之を詳述することとせり。

以上述べたるが如き大藏省附屬の各種官衙又は部局の外に、尙ほ大藏省に設置せられ、大藏大臣の監督の下に財政に關する特殊事項の調査又は審議に當る組織あり。各種の調査會又は委員會等と稱せらるるもの卽ち之にして、其の種類甚だ多く、特に大正時代に入りて多數の設置を見たり。今此等の調査會又は委員會を擧ぐれば貨幣制度調査會(明治二十六年十月設置、同二十八年十二月廢止)・臨時秩祿處分調査委員會(明治三十一年四月設置、同三十八年十一月廢止)・關稅訴願審査委員會(明治三十二年六月設置)・臨時國債整理委員會(明治三十八年十一月設置、大正八年五月廢止)・臨時神戶港設備委員會(明治四十年四月設置、大正十三年十一月廢止)・官有財產調査會(大正七年六月設置、同十一年四月國有財產調査會と改稱)・戰時爲替調査委員會(大正七年九月設置、同八年五月廢止)・臨時橫濱港設備委員會(大正十一年三月設置、同十三年十一月廢止)・預金部資金運用委員會(大正十四年四月設置)・寺院境內地讓與審査會(大正十四年九月設置)・中央諸官衙建築準備委員會(大正十四年十月設置)・關稅調査委員會(大正十五年五月設置)等なりとす。此等の諸調査會又は諸委員會は之を大藏省附屬機關に包含せしむることと爲し、明治三十五年以前に於て廢止せられたる貨幣制度調査會を除くの外は、何れも本章中に於て之が沿革を敍述することとしたり。尙ほ以上の諸調査會又は委員會は何れも其の設置及組織竝に廢止は勅令を以て規定せらるるものなるが、斯かる勅令に依る調査會又は委員會の外、必要に應じて適宜省內限り設置せられたるもの亦甚だ多し。今斯かる官制に依らざる委員會中主要なるものを擧ぐれば左の如し。

一、稅法審査委員會(明治三十九年四月設置、同年十二月廢止)
二、稅法整理案審査會(明治四十年三月設置、同年七月廢止)
三、稅制調査委員會(大正十二年四月設置、同年九月廢止)
四、關稅率改正準備委員會(大正十三年八月設置、同十四年五月廢止)
五、復興貯蓄債券收入金運用協議會(大正十三年十月設置、同十四年五月廢止)
六、歲出事前監督機關調査會(大正十三年十二月設置、同十五年二月廢止)
七、稅制調査會(大正十四年三月設置、同年七月廢止)
八、關稅率調査委員會(大正十四年五月設置、同十五年五月廢止)
九、金融制度調査準備委員會(大正十五年五月設置)
十、國有財產評價委員會(大正十五年五月設置)
十一、金融制度調査會(大正十五年九月設置)

以上述べたる各種調査會又は委員會は總て大藏大臣の監督の下に設置せらるるものなるが、右の外尙ほ內閣總理大臣又は大藏大臣以外の各省大臣の監督の下に設置せられたる委員會中にも財政

に關係あるもの少からず。今其の中主要なるものを擧ぐれば左の如し。

一、經濟調査會(大正五年四月勅令第百十六號を以て設置、同六年十一月勅令第二百十九號を以て廢止)
二、臨時國民經濟調査會(大正七年九月勅令第三百四十三號を以て設置、同八年七月勅令第三百三十一號を以て廢止)
三、臨時財政經濟調査會(大正八年七月勅令第七十號を以て設置、同十三年四月勅令第九十號を以て廢止)
四、帝國經濟會議(大正十三年四月勅令第百三十一號を以て設置、同年十一月勅令第二百八十號を以て廢止)
五、國産振興委員會(大正十五年六月勅令第百六十號を以て設置)
六、官業整理調査委員會(大正四年五月設置、同五年十一月廢止)

第二節　造幣機關

第一款　總說

貨幣製造のことは維新の始に當りては太政官の管理の下に舊幕以來の金銀錢座をして之に當らしめしが、明治元年閏四月二十一日始めて會計官を設くるや其の下に貨幣司を置きて貨幣鑄造の事務を管せしめ、從來の金銀錢座を漸次廢止したり。然るに明治二年二月五日に至り會計官中の貨幣司を廢して太政官中に造幣局を設置せしが、同年四月八日再び之を會計官の所屬に轉ぜしめ、尋いで同年七月八日會計官を廢して大藏省を置くや、其の名稱を造幣寮と改めて大藏省中の一寮としたり。後明治十年一月十一日再び造幣局と改稱せられしも、尚ほ大藏省中の一部局として貨幣鑄造のことを掌り、以て明治十九年二月二十六日大藏省官制の改正せらるるや、從來省中の一局たりし造幣局を分離して特別の一局たらしむることと爲し、卽ち同年四月十五日勅令第十七號を以て新に造幣局官制を制定し、造幣局を以て大藏大臣の管理の下に貨幣鑄造のことを掌るものと定めたり。玆に於てか造幣局は始めて大藏省外に立てる其の一附屬機關となるに至れり。爾後明治及大正年間を通じて造幣局官制は屢〻其の一部又は全部を改正せられしと雖も、其の制度の基本に至りては何等の變更も之なかりしなり。依て今次款以下に於て明治十九年四月官制の制定以後に於ける組織の變遷を概說すべし。

第二款　管務及分掌

明治十九年四月十五日勅令第十七號造幣局官制は造幣局の管掌事務を定めて、造幣局は大藏大臣の管理に屬し貨幣鑄造の事を掌るものと爲し、且つ造幣局に總務部會計部第一部(地金)第二部(鑄造)第三部(銅貨鑄造、第四部(機械、瓦斯發裝)及第五部(精製分析)の七部を置き、各其の事務を分掌せしめたり。翌明治二十年十二月十一日造幣局官制の一部を改正して、造幣局は大藏大臣の管理に屬し貨幣鑄造及賞牌製造のことを掌るものとし、同時に其の分課を變更して總務部會計部鑄造部試金所及精製所の三部二所としたり(勅令第六十號)。尋いで明治二十三年七月二十四日更に造幣局官制を改正し、其の管掌事務を定めて、貨幣の鑄造、舊貨幣の鑄潰、賞牌の製造、地金銀の精製分析及諸鑛物の試驗を掌るものとしたり(勅令第百四十號)。後明治二十六年十月三十日に至り勅令第百三十六號を以て更に造幣局官制を改正せりと雖も、其の管掌事務に關しては何等の變更なくして、明治四十三年三月の官制改正に至れり。

次に局内に於ける事務の分掌に關しては、上述の如く明治十九年四月の官制に於て局中に七部を

置きて事務を分掌せしめ、更に翌二十年十二月の改正官制に於ては其の分課を改めて三部二所と爲せしが、二十三年七月官制の改正に際しては分課に關する規定を官制中より削除し、爾後必要に應じ大藏大臣適宜に之を改廢することとなれり。卽ち翌二十四年八月十六日從來の三部二所の制を改めて總務・會計・鑄造・試金の四部と爲し、各部又之を數課に分ちしが、同二十六年十一月八日更に分課規程を改めて總務・鑄造・試金の三部を置き、其の事務の分掌を左の如く定めたり。

（一）總務部

一　公文書類ノ取扱ニ關スルコト
二　職員ニ關スルコト
三　統計報告ニ關スルコト
四　監察ニ關スルコト
五　經常費作業費ノ豫算決算及其ノ出納ニ關スルコト
六　地金竝成貨ノ出納計算ニ關スルコト
七　諸物品ノ購買拂下保管出納ニ關スルコト
八　所屬建物ノ營繕ニ關スルコト

（二）鑄造部

一　貨幣ノ鑄造ニ關スルコト
二　舊貨幣ノ鑄潰ニ關スルコト
三　賞牌其ノ他極印ノ製造ニ關スルコト
四　銅鐵機械器具ノ製作修理ニ關スルコト

（三）試金部

一　地金及貨幣ノ品位ニ關スルコト
二　金銀地金ノ精製竝金銀淘汰淬精煉ニ關スルコト
三　諸鑛物ノ試驗ニ關スルコト

而して之と同時に總務部に文書・庶務・地金・用度の四課、鑄造部に鎔解・伸延・極印・鎔銅・彫刻・製作の六場及極印・伸延の二分室、試金部に試驗・精製・精煉の三場を置き、以て其の事務を分掌せしめたり。後明治二十八年十月二十四日鎔銅場を鎔解場に合せて鎔解分室とせり。爾後明治三十七年に至る迄分課に關する改正なかりしが、同年十一月三十日に至り其の一部を改正し、總務部の分掌事務を左の如く改めたり。

一　公文書類ノ取扱ニ關スルコト
二　職員ニ關スルコト
三　統計報告ニ關スルコト
四　監察ニ關スルコト
五　作業費及諸收入ノ豫算決算及出納ニ關スルコト
六　地金竝成貨ノ出納計算ニ關スルコト
七　諸物品ノ購買拂下保管出納ニ關スルコト
八　所屬固定資本ノ整理及官有財產ニ關スルコト
九　所屬建物ノ營繕ニ關スルコト

明治四十三年三月二十六日勅令第四十號を以て造幣局官制の改正あり、卽ち造幣局は大藏大臣の管理に屬し、貨幣の製造・舊貨幣の鑄潰・章牌記章極印の製造地金銀の精製分析及諸鑛物の試驗を掌る

ものとせり。而して同年十月二十八日其の分課規程を改正して左の如く定めたり。

(一)　總務部

一　公文書類ノ取扱ニ關スルコト
二　職員ニ關スルコト
三　局印ノ管守ニ關スルコト
四　統計ニ關スルコト
五　監察ニ關スルコト
六　職工ニ關スルコト
七　治療衛生ニ關スルコト
八　地金竝成貨ノ出納計算ニ關スルコト
九　作業費及諸收入ノ豫算決算及其ノ出納ニ關スルコト
十　物品ノ購買拂下保管出納ニ關スルコト
十一　固定資本ノ整理及官有財產ニ關スルコト
十二　工作物ノ保存營繕ニ關スルコト

(二)　鑄造部

一　貨幣鑄造ニ關スルコト
二　舊貨幣鑄潰ニ關スルコト
三　章牌記章及極印ノ製造ニ關スルコト
四　機械器具ノ製作修理ニ關スルコト
五　電氣瓦斯蒸汽及用水供給ニ關スルコト

(三)　試金部

一　地金及貨幣ノ品位試驗ニ關スルコト
二　鑛物ノ試驗分析ニ關スルコト
三　金銀地金ノ精製竝金銀淘汰淬精煉ニ關スルコト

大正五年六月一日分課規程の一部を改正し、前掲總務部の分掌事務中第九號を『歲入歲出ノ豫算決算及會計ニ關スルコト』と改めたり。之れ卽ち造幣局特別會計法の實施に伴ふ改正なりとす。

而して各部中の分課に關しては前記明治二十六年十一月の改正以來何等の變更なかりしが、大正五年九月一日に至り總務部の分課を改めて之を庶務・地金・會計の三課と爲し、大正八年三月二十八日更に總務部中に臨時建築課を、同年五月二十七日同部中に新に監察課を設けたり。

大正十一年七月一日分課規程を改正し、從來の三部制度を廢して總務部及作業部の二部と爲し、其の分掌事務を左の如く定めたり。

(一)　總務部

一　機密ニ屬スルコト
二　文書ノ取扱ニ關スルコト
三　職員ノ進退身分ニ關スルコト
四　局印及官印ノ管守ニ關スルコト
五　統計及報告ニ關スルコト
六　取締ニ關スルコト
七　職工ノ進退身分ニ關スルコト
八　診療及衛生ニ關スルコト

九　歲入歲出ノ豫算決算及經理ニ關スルコト
十　資本ニ關スルコト
十一　貨幣、地金其ノ他ノ物品ノ出納及保管ニ關スルコト
十二　物件ノ賣買其ノ他諸般ノ契約ニ關スルコト
十三　國有財產ニ關スルコト
十四　工作物ノ管理、營繕ニ關スルコト
十五　造幣局現業員共濟組合ニ關スルコト

(二)　作業部

一　貨幣ノ製造ニ關スルコト
二　舊貨幣ノ鑄潰ニ關スルコト
三　章牌、記章及極印ノ製造ニ關スルコト
四　貨幣、地金其ノ他ノ物品ノ試驗ニ關スルコト
五　鑛物ノ分析試驗ニ關スルコト
六　金銀地金ノ精製及金銀淘汰淨ノ精煉ニ關スルコト
七　器具機械ノ製作及修理ニ關スルコト
八　電氣、瓦斯、蒸汽及用水ノ配給ニ關スルコト

右の改正に伴ひ同日各部中の分課を改正し、總務部に庶務、地金會計、監察及臨時建築の五課を、作業部に鎔解、伸延、壓印、試金、精製、彫刻、工作及研究の八場を設置したり。尋いで同月七日總務部に臨時共濟部を置きしが、翌十二年一月三十日之を臨時共濟課と改め、更に同年三月三十一日總務部臨時建築課を廢止し、同年十月九日作業部中に臨時能率調査課を設置し、又翌十三年九月十五日總務部中に醫務課を設けしが、大正十四年一月十七日に至り更に右の分課を改正し、總務部に人事、經理の二課を、作業部に計劃、工作の二課及鎔解、伸延、壓印、彫刻、試金、精製の六場を設置したり。

大正十五年五月合金製造規則公布せられ、民間の依頼に應じ金銀の各種合金を製造することとなりしを以て、同年五月四日勅令第九十二號を以て造幣局官制の一部に改正を加へ、造幣局の管掌事務中『地金銀ノ精製分析』の下に『合金ノ製造』を追加したり。而して之に伴ひ同年六月一日分課規程にも改正を加へ、作業部の分掌事務に左の一號を加へ、第四號以下を順次繰下げたり。

四　合金ノ製造ニ關スルコト

造幣局の管掌事務竝に其の分課規程に關しては、爾後何等の變化なくして大正末年に至れるものとす。

第三款　職員

明治十九年四月制定の造幣局官制に依れば、造幣局に事務長、事務次長、技術官及屬の四種の職員を設置せしが、明治二十一年十一月右官制を改正し、事務長及事務次長を改めて局長及局次長と爲し、尋いで明治二十三年七月改正の官制に於ては、造幣局に局長、理事官、技師、技師試補、屬、技手の職員を置くものとせり。翌二十四年七月二十四日官制の一部を改正して從來の職員中技師試補を廢止し(勅令第百二十一號)、更に二十六年十月官制の改正に當りては其の職員の種類を局長、技師、屬及技手の四種と爲し、尋いで三十五年三月二十九日官制の一部を改正して上記職員の定員を減少したり(勅令第百三十號)。今右改正を經たる造幣局職員の職務及定員等を掲ぐれば左の如し。

（一）局　長　勅任トシ、大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ、局中一切ノ事務ヲ掌理ス。
（二）技　師　四人、奏任トシ、局長ノ指揮監督ヲ承ケ工務ヲ監理ス。
（三）屬　二十人、判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。
（四）技　手　二十人、判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ工務ニ從事ス。

翌明治三十六年十二月四日行政整理の趣旨に基き屬及技手の定員を各十九人に減少したり（勅令第二百十七號）。

明治三十八年六月八日勅令第百七十七號を公布し、造幣局に技師・屬・技手各一人を臨時增置せられたり。蓋し當時韓國幣制整理の實施に際し造幣局に於て同國貨幣の鑄造を引受くることとなりしが、同局の事業は前年來時局に關し金貨準備・軍用手票引換一圓銀及補助貨等鑄造の爲め多忙を極めつつありしを以て、韓國貨幣鑄造の爲には更に工場を擴張し、職工を增加するの必要あり、從つて其の監督を始め諸般の事務に就き相當の吏員を設置するにあらざれば到底之に應ずること能はざりしを以てなり。此の臨時職員設置に關する勅令は爾後引續き存置せられしが、大正二年の行政整理に際し同年六月十三日勅令第百五十六號を以て廢止せられたり。

明治四十三年三月二十六日行政整理の趣旨に基き左の如く職制を改正すると共に屬及技手の定員を減少したり（勅令第四十號）。

（一）局　長　勅任トシ、大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ、局中一切ノ事務ヲ掌理シ所屬職員ヲ指揮監督ス。
（二）技　師　四人、奏任トシ、內一人ヲ勅任トナスコトヲ得。局長ノ指揮監督ヲ承ケ工務ヲ監理ス。
（三）屬　十七人、判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス。
（四）技　手　十七人、判任トシ、上官ノ指揮ヲ承ケ工務ニ從事ス。

大正二年六月十三日行政整理の趣旨に基き更に屬及技手の定員を各十五人に減少せしが（勅令第百五十六號）、翌三年十一月九日に至り再び行政整理の實行に伴ひ屬の定員を十四人に減少したり（勅令第二百三十六號）。然るに大正八年に至り貨幣の增鑄・補助貨の改鑄竝に金銀地金精製及鑛物試驗の增加等に依りて著しく事務の繁劇を加へ、到底從來の定員を以てしては作業の遂行を期し難きを以て同年五月十日職員の增加を行ひ、技師の定員を六人に、屬の定員を十六人に、技手の定員を二十人に改めたり（勅令第百八十六號）。

大正九年九月二十五日造幣局官制の一部を改正し、新に造幣局に書記官（奏任）一人を置き、局長の指揮監督を承け局務を掌らしむることとしたり（勅令第四百二十七號）。蓋し當時造幣局には總務・鑄造・試金の三部を存せしが、鑄造及試金の二部には部長を置きて部內數多の工場を統一管理せしむるに反し、總務部には部長を置かずして之を局長に直屬せしむるの制度なるを以て、總務部所管事務を處理する上に就き遺憾の點なき能はず、殊に造幣局の事務は最近急激に增加し、大正八年度以降設備擴張の計畫を立てしが故に、之が完成の曉は經理上の問題は益〻複雜となるに至るべきを以て、茲に右の如く新に書記官を設置して、之を以て總務部長に充つることと爲せしなり。

上述の如く造幣局の事務は大正八年度以降急激の增加を來し、其の鑄造能力は屢〻擴張せられしを以て、之に應じて相當の增員を行ひしが、大正十年度以降に於て更に鑄造能力の擴張を行ふこととなり、之に伴ふ地金の買入及製造品の受渡其他の事務の增加は、到底從來の定員を以てしては不足を感ぜしむるに至りしを以て、大正十年五月二十六日先づ屬の定員を增加して十八人と爲し（勅令第二百三十一號）、尋いで翌十一年六月一日更に技師の定員を七人に、屬の定員を二十五人に、技手の定員を三十

二人に增加したり(勅令第三百八號)。然るに翌大正十二年四月二十七日に至り、行政整理の趣旨に基き職員の定員を減少して、屬を二十一人に、技手を二十七人に改めしが(勅令第百八十七號)、翌十三年再度の行政整理に際し、再び職員の減少を行ふことと爲し、同年十二月二十日技師の定員を六人に、屬の定員を十八人に、技手の定員を二十二人に改めたり(勅令第三百三十一號)。尋いで大正十五年五月一般の依賴に應じて金銀合金の製造を行ふこととなりしを以て、之に伴ひ同年五月四日技手の定員を二十三人に增加したり(勅令第九十二號)。

第四款　支廳

造幣局は明治二年其の創立以來之を大阪に置き、東京には明治十二年九月以來其の出張所を設置せしが、明治二十三年七月造幣局官制の改正に際し東京出張所を改めて東京支局と爲し、造幣局理事官をして支局長の事務を掌理せしめ、地金の受入及代り貨幣の拂渡の事務を掌らしめたり。翌明治二十四年七月造幣局官制の一部を改正し、造幣支局長は大藏省高等官を以て之に充つることと爲したり。造幣支局は爾後其の組織に就き何等の變更もなくして引續き設置せられしが、明治四十年五月に至り、勅令第百九十七號を以て造幣局官制の一部を改正し、同年五月三十一日限り之を廢止したり。蓋し造幣支局設置の主たる目的は金銀地金の買入に存せしものなるが、當時に至りて造幣支局に輸納せらるる地金銀の額は漸次減少を來し、從つて其の業務は頗る閑散となり、收支亦相償はざるに至りしを以て、最早特に支局を設置するの必要なく、寧ろ之を廢止して造幣本局に合併するを以て得策と爲せしに因るものなり。尙ほ日本銀行に於ては從來同行の購入する金銀地金の內、鎔解分析を必要とするものに就ては之を造幣支局に委託し來りしが、右の如く明治四十年五月限り造幣支局を廢止することとなりたる結果、同年六月一日より日本銀行本店內に分析所を新設して地金の買入を爲し、又代り貨幣の拂渡は同行本店及大阪支店に於て之を行ふこととなりしを以て、地金銀輸納者は造幣支局の廢止に依りても毫も從來の便宜を失ふが如き虞は之れ無きものとす。爾來造幣局の支廳は再び設置せらるることなくして大正時代を終れり。

第三節　專賣機關

第一款　總說

我國に於ける專賣制度の創設は明治二十九年三月制定の葉煙草專賣法に依る葉煙草の專賣にあり。卽ち右法律に依り政府は葉煙草の專賣權を附與せられ、葉煙草耕作者より一定の賠償金を以て葉煙草を買上げ、定價を以て之を煙草製造人又は葉煙草賣買者に賣渡すものとす。此の葉煙草專賣法は明治三十一年一月より實施せらるるものなりしを以て、之に先ち明治二十九年四月大藏省主稅局に調査課を置きて葉煙草專賣の準備に著手し、後之を葉煙草專賣課と改め、葉煙草專賣に關する事務を主掌せしめたり。尋いで翌三十年四月に至り全國に葉煙草專賣所六十一箇所を置きて其の事務を分掌せしめしが、三十一年十一月に至り主稅局葉煙草專賣課を廢して、新に大藏大臣の管理の下に專賣局なる特別の機關を設置し、之をして葉煙草專賣事務を主管せしめ、翌三十二年四月從來の葉煙草專賣所を改めて專賣支局と爲し、全國五十六箇所に設置して專賣事務の分掌に當らしめたり。

爾後漸次專賣支局の廢合を行ひ、明治三十五年十月に至りて其の數を二十箇所に減じたり。

葉煙草專賣の制度は明治三十一年以後三十七年に至る迄行はれしが、同年露國と干戈を交ふるに及び國家の財政は著しく膨脹せしを以て、之が財源に充つる爲め從來の制度に更に一歩を進めて煙草製造專賣の制度を斷行し、葉煙草の收納より煙草の製造・販賣及輸出入に至る迄悉く之を政府の獨占事業と爲すこととしたり。卽ち明治三十七年三月從來の葉煙草專賣法を廢止して新に煙草專賣法を制定し、同年七月一日より之を實施したり。茲に於て同年六月一日以後從來の專賣局及專賣支局を夫々煙草專賣局及葉煙草收納所と改稱し、前者をして葉煙草の耕作・檢査・査定・收納等に關する事務を掌理せしむると共に、新に煙草製造所五箇所を設置し、之をして煙草の製造・販賣・製造煙草の輸出入等に關する事務を掌理せしめたり。而して煙草專賣法の實施に當りては先づ第一次の事業として紙卷煙草の製造販賣を開始せしが、其の製品を各地の煙草元賣捌人に賣渡す爲に同年七月全國十一箇所に煙草藏置所を設置し、之を煙草製造所に分屬せしめたり。然るに明治三十八年四月より第二次の事業として刻煙草の製造及販賣をも開始することとなりしを以て、之が爲め三十七年十一月新に三十二の製造所を增設し、又之に數十の分工場を附設して刻煙草の製造に當らしめたり。茲に於て煙草賣渡に關する事務は急激に增加するに至りしを以て、三十八年四月煙草製造所所屬の藏置所を廢して新に煙草販賣所十四箇所を設置し、之を專賣局直屬の機關として煙草製造所と共に製品の販賣・輸移出入等のことに當らしめたり。翌三十九年十一月に至り行政整理の趣旨に基き地方機關の廢合を行ひ、從來の葉煙草收納所を煙草收納所と改稱すると共に其の數を十五箇所に減少し、又煙草製造所の數を二十七箇所に減じたり。

尙ほ右の煙草專賣局と相竝びて製造煙草專賣に關する事務の執行に當りし臨時特殊の一機關あり。之を臨時煙草製造準備局と爲す。抑〻煙草製造專賣の制度は創始の一大事業にして、之が實施に當りては極めて愼重且適切なる措置を必要とすると同時に、之が實施に要する準備も亦繁雜ならざるを得ず。茲を以て煙草專賣法の發布に次ぎ煙草專賣局の設置に先ちて、明治三十七年四月特に臨時煙草製造準備局なる一局を置き、營業者に對する交付金の給付・煙草製造に要する工場機關の建設及製造器械の徵收・土地建物竝に葉煙草等の徵收買上・廻送運搬の契約・職工の募集採用等、煙草製造專賣の準備に關する一切の事務を掌理せしめたり。爾來臨時煙草製造準備局は一箇年半の短時日の間に著々其の事業を完了し、煙草專賣局をして其の活動に支障なからしめしが、明治三十八年九月其の事業略〻完成を告ぐるに及びて同月限り之を廢止し、其の殘務を大藏省臨時建築部竝に煙草專賣局に引繼ぎたり。

我國の專賣事業は最初は前述の如く單に煙草の一種に過ぎざりしが、明治三十六年樟腦の專賣之に加はり、更に三十八年に至り鹽の專賣實施せられ、爾來三種の專賣事業を存することとなれり。先づ樟腦專賣に就て見るに、抑〻樟腦は既に明治三十二年臺灣總督府に於て其の專賣制度を實施せしものなれども、當時に在りては內地樟腦の生產額は未だ多量に上らざりしを以て、內地に專賣制度を布かざるも臺灣に於ける專賣事業には何等の影響を及ぼすことなかりしが、爾後內地の生產額頓に增加し市場に於て臺灣樟腦と角逐するの虞あるに至り、茲に明治三十六年六月粗製樟腦樟腦油專賣法を制定して內地に於ても樟腦の專賣を行ふことと爲し、同年十月より之を實施したり。茲に於て同年九月大藏省主稅局をして樟腦專賣事務を統一主管せしむると共に新に主要地方に樟腦事務局五

箇所を設置して其の管轄地方に於ける樟腦專賣事務を掌理せしめたり。

次に鹽專賣は日露開戰の結果著しく膨脹したる國家の財政に對し一の財源を供給するの目的を以て創設せられしものにして、明治三十八年一月鹽專賣法を發布し同年六月より之を實施したり。茲に於て先づ之が實施に對する準備として三十八年一月大藏省主稅局に臨時職員を增置して、鹽專賣に關する準備事務を取扱はしめ、又之と同時に臨時煙草製造準備局の職員を增加して鹽の取扱所に充つべき廳舍倉庫等の建設に當らしめしが、尋いで同年三月大藏省主稅局をして鹽專賣事務を統一主管せしむると共に、同年四月一日より全國二十二箇所に鹽務局を設置して其の管轄地方に於ける鹽專賣事務を執行せしめたり。

以上述べたる如くにして煙草專賣局、樟腦事務局及鹽務局は夫々煙草、樟腦又は鹽の專賣機關として、明治四十年に至る迄相竝びて存置せられしが、此等三種の專賣事業に關する事務は之を同一機關に於て統一管掌せしむるを以て適當と爲し、明治四十年九月新に專賣局官制を制定して同年十月一日より之を施行したり。卽ち之に依れば專賣局は之を東京に置き、各地方に收納所、製造所、販賣所等を設置して其の事務を分掌せしむるものとせり。右の結果主稅局管掌の鹽及樟腦專賣に關する事務を專賣局に移すと共に、煙草專賣局、樟腦事務局、鹽務局の各官制も之を廢止し、此等の事務に關與せし職員は更めて專賣局職員に任ぜられたり。茲に於て專賣局は專賣に關する中央機關として大藏大臣の管理の下に三專賣事務を統一管掌するものとなり、之に收納、販賣、製造、計理の四部を置きて其の事務を分掌せしめ、更に之が地方機關として各地に收納所二十二箇所、製造所二十八箇所、販賣所十九箇所を置き、以て專賣事務を分掌せしめたり。而して從來の煙草專賣局廳舍は專賣局となり、樟腦事務局及鹽務局は夫々收納所、製造所又は販賣所等に改められしものとす。

明治四十二年四月に至り收納所及販賣所を廢して專賣支局を二十一箇所に設置すると共に製造所三箇所を廢止し、翌四十三年四月更に專賣支局及製造所各二箇所を廢止したり。尋いで大正二年六月行政整理の實行に際し專賣支局及製造所を併合して二十七專賣支局と爲し、且つ專賣局の四部制を事業及製造の二部制に改めたり。大正十年七月に至り本局の二部制を改めて事業、製造、經理の三部制と爲し、且つ專賣支局を地方專賣局と改稱すると共に其の數を減じて二十一局と爲せしが、大正十三年十二月の行政整理に際し更に地方專賣局の廢合を行ひ、四箇所を廢して十七局と爲したり。

以上を專賣に關する機關の沿革の概要とす。今本節に於ては明治四十年十月三專賣機關の統一の時を以て前後二期に分ち、次款以下に於て之を詳說すべし。

第二款　專賣機關統一以前

第一項　專賣局

第一目　管務及分掌

明治二十九年葉煙草專賣制度の創設以來之に關する主管事務は大藏省主稅局をして掌らしめしが、明治三十一年一月一日以後新に專賣局を設置して、主稅局に屬せし葉煙草專賣事務を之に移すことと爲し、同年十月二十二日勅令第二百七十四號を以て專賣局官制を制定したり。而して右官制は專賣局の管掌事務を定めて、專賣局は大藏大臣の管理に屬し、政府の專賣に關する事務を掌るもの

と爲せしが、翌三十二年四月二十一日勅令第百七十號を以て右官制を改正し、其の管掌事務を規定して、專賣局は大藏大臣の管理に屬し、葉煙草の檢査・收納・輸入・保管・賣渡・營業免許及專賣取締に關する事務を掌るものと爲し、更に三十五年十月三十一日勅令第二百三十七號を以て再び官制を改正し、專賣局は大藏大臣の管理に屬し、葉煙草の耕作檢査・査定・收納・輸入・輸出・保管・賣渡・煙草の營業及專賣取締に關する事務を掌るものと規定したり。

明治三十一年十一月一日專賣局の設置と同時に其の分課規程を定め、專賣局に業務・資金・鑑定・庶務の四課を置きて事務を分掌せしめしが、翌三十二年五月一日新に作業課を增設し、翌三十三年三月二十九日分課規程を改正して、專賣局に事業鑑定經理・監督作業・庶務の六部を置くこととと爲し、更に三十五年十一月四日に至り之を改正して事業・技術・經理の三部と爲し、各其の分掌事務を規定したり。今明治三十五年十一月改正の分課規程に依り各部の分掌事務を示せば左の如し。

(一)　事業部

一　葉煙草耕作ノ許否、地域、種類、段別ノ制限ニ關スルコト
二　葉煙草ノ收納廻送及賣渡ニ關スルコト
三　葉煙草ノ輸出入ニ關スルコト
四　煙草ノ營業ニ關スルコト
五　葉煙草ノ檢査査定及專賣取締ニ關スルコト
六　葉煙草專賣法違犯者處分ニ關スルコト
七　專賣支局及出張所ノ位置管轄區域ニ關スルコト
八　煙草ノ商況及煙草專賣ノ狀況等ノ調査ニ關スルコト

(二)　技術部

一　葉煙草ノ耕作法ニ關スルコト
二　葉煙草ノ鑑定保存ニ關スルコト
三　葉煙草ノ賠償價格及標本ニ關スルコト
四　見習員ノ養成ニ關スルコト
五　製造煙草ノ調査ニ關スルコト
六　煙草ノ試驗ニ關スルコト

(三)　經理部

一　作業歲入歲出ノ總豫算決算及會計ニ關スルコト
二　葉煙草其ノ他物品ノ會計ニ關スルコト
三　官有財產及固定資本ニ關スルコト
四　出納官吏ノ身元保證ニ關スルコト
五　統計報告ニ關スルコト
六　文書ノ淨書接受發送及編纂保存ニ關スルコト
七　局中取締ニ關スルコト
八　營繕ニ關スルコト
九　他ノ各部ニ屬セサル庶務ニ關スルコト

以上各部の外人事及機密に屬する事務を處理する爲め秘書係を置き、局長に直屬せしむることを得るものとす。

第二目　職員